

行政サービスから見た東京一極集中

—東京23区と政令指定都市の便利帳分析—

2017年3月

関西学院大学社会学部 大谷研究室

は じ め に

この報告書は、2015-6年度 関西学院大学社会学部授業科目 研究演習ⅠⅡ(大谷)と社会調査実習ⅠⅡ(大谷)の研究成果をまとめたものである。

まず、関西学院大学大谷ゼミ17期生のゼミ活動について簡単に整理しておこう。ゼミでは、「東京一極集中と関西の地盤沈下問題」を都市社会学の観点から考えていくことを共通テーマとしてゼミが開始された。ゼミが始まったばかりの2015年5月17日に、大阪市を廃止して特別区に再編することについての住民投票が実施され、いわゆる大阪都構想が僅差で否決されるという出来事があった。この住民投票に際してゼミでは、いろいろな観点から議論を深め、都構想の是非を検討した。その過程で最も問題だと思われたことは、大阪市民もゼミ生も東京都の実態をほとんど知らないで、都構想を議論していたという実態であった。そこでゼミの共同研究では、客観的データに基づいて東京都と大阪市・関西圏を比較検討していく方向性が決定された。特に研究対象として注目したのは、各自治体が発行している「便利帳」であった。夏季休暇中に東京合宿を実施し東京23区の「便利帳」を収集し、大阪市や西宮市の「便利帳」との比較分析を開始し、政令指定都市との比較分析に発展させてきた。分析にあたっては、便利帳のデータベース化とともに、政府統計調査、特に総務省統計局のe-statを駆使して、客観的なデータ分析を心掛けた。その点では、大谷ゼミ16期生が積み重ねてきた『大学生の生活行動の実態把握—政府統計調査再検討の試み』(大谷研究室2016年3月)の研究蓄積を継承し、SPSS統計解析ソフトを使った分析方法についても習得に努めた。また、2016年度からは科研費基盤研究A「政策形成に貢献し調査困難状況に対応可能な社会調査方法の研究」を研究室が受給することになり、ゼミ活動でも「県民生活実態調査」を構築するための調査票作成に関しても研究を進めることとなった。巻末の「学生生活実態調査」「学生家族実態調査」はゼミ生が実施した主要な調査結果である。

この報告書に掲載されている原稿は、各人の卒業論文をベースとして、特に調査結果をわかりやすく提示することを考えて報告書原稿として再構成したものである。詳細なデータについては、DVDにデータ集として別に編集している。

報告書全体の編集作業は、卒論提出後、大地勇佑が編集長として章別構成、補足する原稿を執筆するとともに、各人が担当部分を修正するという作業を繰り返すことで完成させたものである。また、科研費研究RAでありゼミの先輩でもある関学研究員松川尚子もコメントを含め協力してくれた。このようにこの報告書は、学部学生が共同してデータ作成・分析・執筆・編集して完成させたものである。内容的には稚拙で不備な点多々あると思われるが、彼等がひたむきに研究に取り組んできたことは確かな事実である。

学問や研究というものは必ずしも大学の時だけで終わるものではなく、むしろ学生が社会に出た後にこそ、社会的な問題意識が芽生えてくるのが普通である。今回の調査分析過程、報告書作成過程、ゼミで交わした活発な議論等が、今後のゼミ生達の人生のなかですこしでも役立つことがあるならば、このゼミを指導したものとしてとても幸いなことである。今後のゼミ生達のさらなる飛躍を期待してやまない。

2017年 2 月 27 日

関西学院大学 社会学部教授
大 谷 信 介

目次

はじめに

序章 大阪都構想と東京一極集中：行政サービスに目を向けて	4
第一章 便利帳を学術的に整理する試みとその大変さ	7
1-1.便利帳調査の概要	7
1-2.便利帳をデータベース化する作業の大変さ	12
1-4.便利帳のデータは信頼がおけるものか	16
1-5.見やすい便利帳とは	20
第二章 東京一極集中と財政の格差	24
2-1.地方自治法における特別区と政令指定都市の定義	24
2-2.東京 23 区と政令市の財政状況の違い	25
第三章 高齢者サービスの比較分析	30
3-1.東京 23 区と政令指定都市・県庁所在地の格差	30
3-2 高齢者のインフルエンザの予防接種サービスと祝い金サービス	33
3-3 人口から見る高齢者・介護サービス	35
第四章 子どもに関する行政サービスの比較	37
4-1.充実している東京 23 区の子ども医療費助成	37
4-2.充実した学校給食を実施している東京 23 区	38
4-3.待機児童問題から見る東京 23 区の保育所充実度合	40
4-4.東京 23 区と政令指定都市の学童保育の実態の比較	41
第五章 医療における行政サービスの東京 23 区と政令指定都市の比較	43
5-1.がん検診サービスにおける東京 23 区と政令指定都市の比較分析	43
5-2. 休日夜間診療における東京 23 区と政令指定都市の比較	46
第六章 施設サービスにおける東京一極集中	48
6-1.充実している東京 23 区の温水プール施設	48
6-2 東京 23 区と政令指定都市のスポーツ施設の比較	50
6-3.図書館の施設状況から見る東京一極集中	52

6.4.便利帳から見る日本の「ごみ」、迷惑施設としての「ごみ焼却施設」と「斎場」問題.....	54
第七章 その他の行政サービス比較	58
7-1.グローバル化からほど遠い日本社会の現状～生活便利帳から見る外国人対応～	58
7-2.東京と各都市の私立高校進学についての調査・分析	62
終章 行政サービスにおける東京一極集中.....	69
終-1.便利帳をとおして見えてきたこと、見えなかったこと	69
終-2.東京と大阪の行政サービス比較	71
終-3.東京 23 区内の一極集中 ～行政サービスが充実すぎる千代田区～	74
巻末資料	77
東京 23 区便利帳調査研修の経過	104

各章担当者一覧

序章	大地勇佑
第一章	山口峻平・今井由佳・長谷部幸・山根朋花 羽豆太洋・北岡真歩・中務壮太・益田侑紀
第二章	谷本壘人
第三章	今井由佳・長谷部幸・山根朋花
第四章	寺田絵里可・的場風音・北岡真歩・西本亘騎
第五章	本堂博嵩
第六章	安原瑞貴・西田健弘・扇緋呂・益田侑紀
第七章	鍾志勇・下林拓躍・稲田昇平
終章	大地勇佑

編集・構成 大地勇佑 山口峻平

序章 大阪都構想と東京一極集中：行政サービスに目を向けて

大地勇佑

2015年5月17日、大阪市を廃止し、5つの特別区に再編する「大阪都構想」の是非を問う住民投票が行われた。開票の結果、約0.8ポイントの僅差で反対が賛成を上回り大阪市が存続することになった。大阪都構想のけん引役であった橋下徹前大阪市長は、同日の深夜に政界引退を表明。これにより橋下氏が描いてきた「大阪都構想」が一旦潰える形となった。大谷ゼミ17期生は、この大阪都構想を多角的に議論することからゼミをスタートさせた。賛成反対のディベート、住民投票案で再編する5つの特別区の状況についての調査などを集中して行った。その一連の流れから見えてきたことは、現在大阪市にある行政区24区を、東京都のように5つの特別区に再編するのは無理があるということが大方の見解であった。

「大阪都構想」住民投票 確定結果

反対	705,585
賛成	694,844

(無効 5,640)

▽当日有権者数 2,104,076

▽投票者数 1,406,084

図表 1-1 住民投票にかけられた特別区の再編案

再編後の特別区	現在の行政区	人口/議員定数
北区	北・淀川・東淀川・福島・都島	62.9万人/19
東区	朝日・城東・鶴見・東成・生野	58.4万人/19
中央区	中央・西・浪速・天王寺・西成	41.5万/13
湾岸区	西淀川・此花・港・対象・住之江の一部	34.4万/12
南区	阿倍野・平野・東住之江・住吉・住之江の一部	69.3万/23

特に問題と思われた点は、再編後の特別区間の格差についてであった。現在は大阪市という一つの自治体が行政を運営しているが特別区に分割されると、それぞれの区が独立した自治体になる。その場合、梅田や北新地などの繁華街、堂島や中之島などのビジネス街を有する**北区**、船場やミナミを有する**中央区**など中心的な区がある一方で、**東区**や**南区**など住宅地中心の区などに分かれ、財政的なバランスや行政サービスの格差が生じるのではないだろうか考えた。この考えについて、大阪都構想を推し進めた大阪維新の会は、市として行ってきた広域行政サービスを区に分割することで、より住民に近いスケールでサービスを提供できると謳っているが、区ごとに独自色を強める行政施策を行うことによって、各区の調整や連携が困難になり格差が今よりも深刻なものになる。また、財源が大阪府に移管されるため、大阪市の分が他の市町村に使われることになる。今までの大阪市の行政サービスの水準を保つことはできないだろうとゼミで意見がまとまった。

特に行政サービスに関しては、これまで維新の会が掲げてきた「二重行政の撤廃」というものがあった。大阪府と大阪市が連携をうまく取れなかった結果として、似た種類の施設やサービスがあることが、財政にとっても負担がかかっているという考えである。たとえば大阪府立大学と大阪市立大学、大阪府立体育館と大阪中央体育館、りんくうゲートタワービルと南港 WTC ビルなどが挙げられる。確かに同様の施設が存在していることは、財政では大きな負担になっているため、財政健全化に貢献されるかもしれない。しかし、その一方で、大阪府は 800 万人が居住する巨大な自治体であり、二重行政解消に向けて施設やサービスを減らすという事は、今の水準を下げることになる恐れもある。

そう考えたときに、大阪以上に人口が集中している東京では、どのように行政サービスが提供されているのだろうかという疑問を持った。そこで私たちは、いわゆる「東京一極集中」の問題を、行政サービスという側面から見ていこうという事になった。しかし、関西に住む私たち学生にとって、あまりにも東京について知らないことが多かった。そこで我々は、東京 23 区のすべての区役所を廻り、調査をすることを 3 回生の夏休みに企画した。実際に現地へ足を運び、そこで見て聞いてきたイメージが役に立ったことは言うまでもなく、東京の中における格差や差異についても目を向けられることになった。

人口・経済面で語られてきた東京一極集中

日本の富や人口が、東京を中心とした首都圏に集まっている問題である東京一極集中は、主に経済や政治の側面において多く語られてきた。実際に以下のように東京一極集中は、データとして顕著にその実態が見受けられる。

図表 1-2 人口、経済における東京一極集中

自治体名	人口		面積		域内総生産(GDP)		大企業数	
	(人)	%	(Km ²)	%	(百万円)	%	(社)	%
全国	127094745	100.0%	377970.75	100.0%	884,480,583	100.0%	13812	100.0%
東京都	13515271	10.6%	2190.93	0.6%	148,068,071	16.7%	6097	44.1%
特別区部	9272740	7.3%	626.7	0.2%		—	5883	42.6%
東京圏	36130685	28.4%	13562.16	3.6%	272,493,995	30.8%	7446	53.9%
近畿圏	20725433	16.3%	27351.3	7.2%	134,190,198	15.2%	1947	14.1%
中京圏	11330896	8.9%	21568.17	5.7%	103,585,953	11.7%	926	6.7%
愛知県	7483128	5.9%	5172.48	1.4%	73,612,534	8.3%	709	5.1%
京都府	2610353	2.1%	4612.19	1.2%	14,998,698	1.7%	204	1.5%
大阪府	8839469	7.0%	1905.14	0.5%	61,780,852	7.0%	1221	8.8%
兵庫県	5534800	4.4%	8400.96	2.2%	33,619,351	3.8%	380	2.8%

* 「人口」と「面積」は 2015 年度国勢調査、「域内総生産」は内閣府の 2015 年度県民経済計算、「大企業数」は 2014 年度経済センサスの資本金別企業数より 3 億円以上の企業数を抜粋。東京圏（東京都＋埼玉県、千葉県、神奈川県 の 1 都 3 県）、近畿圏（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県の 2 府 4 県）、中京圏（愛知県、岐阜県、三重県の 3 県）と定義した。

日本の面積の 1%に満たない地域である東京都に、人口の 1 割が集中しており、東京圏に広げるとその人口は 3 割弱となっている。経済指標の一つである GDP は、東京都だけで約 150 兆円であり、これは韓国の同年度の GDP と同じ水準である。日本の富の 3 割が東京圏に集中していることも分かる。また、資本金 3 億円以上の企業数で見ると圧倒的に東京都の数が多く、半数以上が東京圏に集中していることが分かる。対して近畿圏では、GDP は東京圏の半分であり、大企業の数も約 4 分の 1 と東京に大きく差を開けられている。また、近年では、大企業の本社が東京に移転しており、より東京一極集中が進んでいる。

このように東京には、多くの富や人が集中していることがデータから顕著に現れた。しかし、マクロな数字で見ても、私たちが行おうとする行政サービスの一極集中にたどり着くことはできない。そこで、

私たちは、地方自治体が行う行政サービスに目を向けて、東京、特に特別区 23 区と他の政令指定都市との比較を行うことで、新たな東京一極集中の問題に迫ろうと思う。また、今回は試みとして主に行政サービスを調べるにあたって、「便利帳」と呼ばれる行政冊子を用いることにした。

本報告書の 1 章では、行政サービスを調べるために各自治体が発行する行政冊子の「便利帳」のデータベースを作成した。しかし、自治体によってサービスや施設の名称や定義がバラバラであったり、便利帳自体の記述も差異が多く見受けられた。これらの定義をしっかりと決めてまとめていく作業について述べている。

2 章では、行政サービスの比較を行っていく上で重要である、東京 23 区と政令指定都市の行財政についてまとめた。単純に東京 23 区と政令指定都市を比較していくことは難しく、同じ地方自治体というくりにあるが、その役割や業務、税制が全くもって異なっている。それらがどういう風に行政サービスで影響を与えているのかという事を分析した。

3 章では、高齢者サービスの比較を行った。介護福祉に関しては、国を挙げての政策という側面があるため、自治体ごとに差が出てはいないが、一方で高齢者向けのサービスに関しては自治体ごとの裁量によってその質に違いがあった。また、調べて初めて分かったユニークなサービスを含めて、どういう風に自治体がサービスを提供しているのかを細かく見ていった。

4 章では、育児のサービスについてまとめた。子どもの医療費助成については自治体ごとに明確な差があり、また、保育所の開設状況にも違いがあることが、便利帳を通して見えてきた。他にも、学校給食や学童などの小学生までを対象にした自治体のサービスでも、東京 23 区の質の良さが見受けられた。

5 章では、医療のサービスについてまとめた。がん検診など自治体が挙げて行っている事業は、東京 23 区の質の良さが見受けられた。また、休日夜間医療については、大阪市が東京 23 区や他の政令市と比べても劣っていた。

6 章では、公共施設の比較を行った。主に温水プール、体育施設、図書館、ごみ処理施設と火葬場に着目した。

7 章では、その他のサービスについてまとめた。外国人のサービスでは、自治体ごとに居住する外国人の国籍が違うため、それに合わせた行政サービスの提供を行えているところと、不十分であるところもあった。また、私立高校の進学についてもまとめた。これは、東京とその他の都市では私立進学の実績が異なっているため、それに着目してサービスや状況を整理した。

終章では、各種行政サービスの比較を行い東京一極集中が行政サービスの面でどのように起きて、どのような弊害があるのかということ整理した。また、東京 23 区内でもサービスの格差が存在している現状もあった。これらを踏まえて、どのような考え方で東京一極集中という問題について向き合わなければならないかを考える。

第一章 便利帳を学術的に整理する試みとその大変さ

1-1.便利帳調査の概要

山口峻平

市民生活をしていく中において、必ず「もしも」という事が起きることがある。転出入、出産、死亡、育児、介護、運動等々。行政は様々なサービスでこれらの諸問題に対応している。しかし、わざわざ市役所の窓口に行き、この種の相談をするのは時間や距離があり難いこともある。近年、多くの地方自治体では、情報公開の理念のもと、広報やサービスの向上のため、あらゆる行政サービスの情報を一冊にまとめた冊子を住民に配布している。

図表 1-1 江東区、千代田区、足立区の便利帳



様々なサービスや施設情報、ごみの分別や災害情報、困った時の行政連絡先など、何かあった時に、この一冊を開けば行政のサービスを知ることができる。それによって、今必要としているサービスはもちろん、知らなかった便利な情報を知ることができる。この一冊でその自治体の行政サービスを知ることができるのである。この特性を活かせば、行政サービスの分析ができるのではないだろうかと考えた。そこで、東京 23 区と大阪 24 区、政令指定都市と、参考比較として西宮市の情報誌（以下便利帳）を集め、これらを分析することにした。

東京 23 区の便利帳をすべて集めるため、2015 年 9 月 8 日と 9 日の二日間にかけて、大谷ゼミのメンバー 10 人で手分けをして、23 区全ての区役所を廻る調査を行った。ただ 23 区の区役所を全て廻るだけでは意味がないだろうと考え、以下の三つの目標を最初に定めた。

- ①各区が発行している「便利帳」を収集する。
- ②各区の区役所が実際どのような立地にあり、アクセスはどうか。
- ③各区の地理やどういう街なのかを見て調べる。

まず①に関しては、本報告書の 1 章でも詳しく記述するが、私たちのゼミの調査研究では、「便利帳」と呼ばれる自治体が発行する生活情報冊子をベースにした行政サービスの分析を行ってきた。これらを収集するために各区役所に電話をしたが、実際に来庁した人が住民にしか配布していないという回答が

多かったため、区役所に行かなければならないという理由がまず存在していた。次に、②と③においては、各区の HP やネットで検索できる情報もあるが、実際に歩いて見てみなければわからないことも多くあるため、これらをチェック表にして残すことにした。また③は、夏休み明けの秋学期から、東京 23 区の各区における行政サービスの特色、また人口構成や産業構成などの横断的な分析を行うにあたり、役立った。特に総務省統計局が E-stat で公開している国勢調査や経済センサスといった統計調査のデータからでは見えにくい自治体の実態も見えた。実際に廻ると企画したとき、すべての区役所を 2 日間で廻るのは難しいだろうと判断し、3 つの班に分かれて廻ることにした。(図表 1-2)

図表 1-2 東京便利帳調査の班分けと担当区

	担当区	班員
東班	足立区、葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、台東区、荒川区、千代田区	大地 益田 鐘 大谷先生
西班	北区、板橋区、練馬区、豊島区、文京区、新宿区、中野区、渋谷区	西田 扇 山根 的場
南班	杉並区、世田谷区、目黒区、港区、中央区、品川区、大田区	山口 中務 長谷部



図表 1-3 区役所の立地状況

区役所名	最寄り駅名	最寄り駅からの所要時間	周辺施設	付属施設	見た目	備考
江東区役所	メトロ東陽町駅	5分	防災センター	区議会	普通	
江戸川区役所	JR新小岩	バス10分	ドラッグストア		古い	駅から遠くアクセスが悪い
葛飾区役所	青砥	20分		区議会	普通	駅から遠くアクセスが悪い
荒川区役所	都電荒川区役所前	5分	警察署消防署		普通	
墨田区役所	浅草	7分	アサヒビール本社		新しい	
台東区役所	上野駅	5分	上野警察署		普通	
足立区役所	北千住駅	バス15分	消防署		新しい	立派なレストランあり
千代田区役所	九段下	3分	靖国神社	区立図書館	新しい	大企業のビルの様な装い
北区役所	王子駅	10分	順天堂中学小学校		古い	資料室のおじさんが丁寧。古くて街並みも古め
豊島区役所	東池袋4丁目	5分	ガソリンスタンド	マンション、ドラッグストア	新しい	新しく非常にきれいで高級感がある
中野区役所	中野駅	5分	中野サンプラザ		普通	古めの都会な町並み
渋谷区役所	渋谷駅	15分	代々木公園		古い	
文京区役所	後楽園駅	1分	東京ドーム		新しい	対応が良かった
板橋区役所	板橋区役所前	0分			普通	
練馬区役所	練馬駅	3分	TSUTAYA		新しい	
新宿区役所	新宿駅	5分	新宿の中心部		古い	
品川区役所	下明神駅	5分	防災センター	議会棟	古い	
中央区役所	新富町駅	0分	新富町駅		普通	駅の出口の目の前
目黒区役所	中目黒	5分	商店街	保健所	新しい	
杉並区役所	南阿佐ヶ谷	0分	阿佐ヶ谷中学校		新しい	写真NG持ち帰りできるものが多い、本来区民の人のみ
世田谷区役所	松陰神社前	10分	国士舘大学、松陰神社	区民会館	古い	区民の人
大田区役所	蒲田駅	1分	蒲田駅、慶応大学	駅前図書館	新しい	
港区役所	大門駅	5分	増上寺、慶応大学		普通	便利帳在庫切れ

実際に区役所を廻って気づいたことは、交通網が充実している一方で、目的の役所に行く利便性は区

によってその差異が大きかったことであった。ほとんどが駅直結か、駅のすぐ目の前にあったのが、板橋区、中央区、杉並区の 3 区。一方で、最寄駅からもバスに乗り時間をかけて行かなければならなかったのが、足立区、江戸川区、葛飾区の 3 区であった。(図表 1-3) また、便利帳については全て窓口でもらうことができた。中にはこちらが学術調査であることを理由に渡してくれたところもあったが、電話で郵送してもらえるかと問い合わせた時よりも回収率が良かった。

図表 1-4 東京 23 区の区役所駐車場の概要

自治体名	駐車可能台数	料金	特徴
千代田区	53	最初30分無料、その後30分250円	高齢者や障害者は無料
中央区	20	無料	区役所利用者専用
港区	43	無料	区役所利用者専用
新宿区	16	無料	区役所利用者専用
文京区	130	無料	一般は30分250円で利用可能
台東区	20～30	無料	区役所利用者専用
墨田区	60	無料	庁舎閉館日は30分250円で利用可能
江東区	100	無料	区役所利用者専用
品川区	120	最初2時間無料、その後30分200円	
目黒区	50	無料	区役所利用者専用
大田区	66	最初1時間無料、その後30分250円	障害者は無料
世田谷区	53	無料	一般は30分150円で利用可能
渋谷区	21	無料	区役所利用者専用
中野区	49	最初1時間無料、その後30分400円	障害者は2時間無料
杉並区	70	最初1時間無料、その後30分150円	障害者は2時間無料
豊島区	50	最初1時間無料、その後30分400円	タイムズと提携
北区	120	無料	庁舎閉館日は30分150円で利用可能
荒川区	40	無料	区役所利用者専用
板橋区	35	無料	区役所利用者専用
練馬区	176	最初2時間無料、その後30分200円	障害者は無料
足立区	188	無料	一般は30分100円で利用可能
葛飾区	130	無料(30分以内)	区役所利用者専用
江戸川区	90～100	無料	区役所利用者専用

※各自治体の便利帳、HP を参照

次にアクセスの良し悪しと駐車場の充実度という観点からこの項目について見ていく。(図表 1-4)

最も公共交通機関でアクセスが良かった板橋区、中央区、杉並区の 3 区のうち、板橋区と中央区は、区役所利用者専用の駐車場を設けており、利用料金は完全無料であった。杉並区は、最初の 1 時間は無料であるが、その後は 30 分毎に 200 円がかかる。アクセスが良いだけに、駐車場を設けてなかったり、設けていたとしても割高なのかと考えたが、そういった点は見受けられなかった。反対に、最もアクセスの悪かった足立区、葛飾区、江戸川区の 3 区全て、区役所利用者専用の駐車場を設けており、利用料金は完全無料であった。このアクセスの悪い 3 区が 23 区の中で最も、駐車可能台数が多い結果となった。アクセスが悪い立地であるということをよく理解しており、ある程度の自動車利用を見込んでいるところは、大いに評価できると感じた。

次に政令指定都市の便利帳を集めることになった。まず東京と比較してきた大阪市の便利帳を集めることから始めた。大谷ゼミに大阪市に在住のメンバーはいなかったが、大阪府に住んでいるメンバー数名いるため、そのメンバーが中心となって便利帳を集めることになった。大阪市の 24 区ある行政区すべてで便利帳を発行していることがまず分かった。それらは大阪市役所に行くとなすべて回収することがで

きた。(図表 1-5) 回収した大阪市の 24 区の便利帳をそれぞれページ数や項目などの分析を行ったが、サイネックス社が共同発行をしていたことが分かった。次に、24 区すべての便利帳で記述されている内容が一緒であり、違いは区の紹介ページだけであることが分かった。ページ数も他の東京 23 区や政令指定都市の便利帳に比べるととても薄く、また内容もあっさりしていた。行政サービスに関する情報をもっと載せなければいけないだろう。

図表 1-5 大阪市 24 区の便利帳発行状況

自治体名	名前	発行年月日	発行部署	(協働制作会社)	総ページ数	広告掲載社数
					(P)	(社)
北区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	108	110
都島区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	87	52
福島区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	85	48
此花区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	88	64
中央区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	99	95
西区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	83	44
港区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	87	40
大正区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	83	30
天王寺区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	87	47
浪速区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	83	37
西淀川区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	92	56
淀川区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	87	79
東淀川区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	89	109
東成区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	83	24
生野区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	85	34
旭区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	87	48
城東区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	87	48
鶴見区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	85	43
阿倍野区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	85	42
住之江区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	85	59
住吉区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	91	66
東住吉区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	91	61
平野区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	83	21
西成区	くらしの便利帳	2013年12月	大阪市	株式会社サイネックス	93	51

※上記の情報のほか項目ごとのページ数や便利帳の特徴を載せたデータは DVD に収録している

その後各政令指定都市の便利帳の入手状況については以下の図表 1-6 にまとめた。ゼミ生で担当を決めて、大阪市を除く全市の広報担当の部局に直接電話をかけて、便利帳が発行されているかの確認と、それらを学生である大谷ゼミ生に郵送で送ってもらえるかという事を訊ねた。まず政令指定都市の全市が便利帳を発行していたことがわかった。そしてそれらを郵送してもらえるか訊ねたところ、無料で郵送に応じてもらったのは仙台市、新潟市、静岡市、京都市、岡山市、熊本市であった。また、名古屋市を除くほとんどの政令指定都市では、便利帳を市の HP で公開していた。郵送の状況について、市外の住民に対し、郵送ができないところや郵送料がかかるところもあり、全て原本を集めようとすると、コストがかかると判断したため、入手できるものについては入手しておき、デジタル版で参照できるものは、スクリーンショットを取った上で、PDF 化して DVD に整理するとともに分析を行うことにした。

図表 1-6 政令指定都市の電話対応および入手状況

	デジタル版の 有無	郵送可 否	郵送料	利用状況	担当部局
札幌市	有り	不可	－	入手済み	広報課
仙台市	有り	可	無料	入手済み	広報課
さいたま市	有り	可	180 円	デジタル版参考	広報課
千葉市	有り	不可	－	デジタル版参考	広報広聴課
横浜市	有り	可	300 円	デジタル版参考	市民局広報課
川崎市	有り	可	2700 円	デジタル版参考	広報課
相模原市	有り	不可	－	デジタル版参考	広報課
新潟市	有り	可	無料	入手済み	広報課
静岡市	有り	可	無料	入手済み	広報課
浜松市	有り	可	切手(300 円)	入手済み	広聴・広報課
名古屋市	無し	可	切手(400 円)	入手済み	市民経済局地域振興 部 住民課
京都市	有り	可	無料	入手済み	総合企画局市長公室 広報担当
大阪市	有り	不可	－	入手済み	-
堺市	有り	可	400 円	入手済み	市長公室広報部広報 課
神戸市	有り	不可	－	入手済み	広報課
岡山市	有り	可	無料	入手済み	政策局広報課
広島市	有り	可	390 円	入手済み	企画総務局総務課区 政係
北九州市	有り	不可	－	デジタル版参考	
福岡市	有り	不可	250 円	デジタル版参考	広報課
熊本市	有り	可	無料	入手済み	広報課

1-2.便利帳をデータベース化する作業の大変さ

大地勇佑

集めた便利帳をデータベースにしていく作業が始まった。この作業で特に大変であったことは、便利帳が各自治体によって、発行状況がバラバラであったことであった。(図表 1-7) そもそも「便利帳」という名前自体が、自治体によって異なっている。「便利帳」という名称を使っているのは、東京 23 区中 15 区。また、政令指定都市においては 20 市中 6 市。このほかにも、「～のガイド」が 4 区と 10 市。「～のしおり」「～のてびき」などといった呼称を使っていた。名称はバラバラではあったものの、ほとんどの便利帳が、自治体の広報担当の部局で行われている事業であることから、対外的なものであることは変わらない。本報告書においては、これらを統一して「便利帳」と呼称する。発行部署に関しては、ほとんどの自治体の広報担当の部局が行っているように思われるが、東京 23 区では千代田区、江東区、世田谷区、荒川区、板橋区は「政策経営部」と呼ばれる部署の広報担当や、他にも「企画部」「企画経営部」の部署が発行を担当している区が存在した。これらは主にいわゆる民間企業のコーポレート部門である総務や財務、人事などの業務をまとめた部署であり、その中の一つとして広報の業務も含まれている。一方政令指定都市では、「市民局」なるものが担当しているのが、千葉市、横浜市、熊本市。神戸市は「市民参画推進局」などの部局が担当している。横浜市の市民局は、市民の行政サービスに対応する部局であり、主に窓口サービスや市の相談、地域の防犯や自治会活動、NPO 支援など市民活動に対して、サービスや支援を行っている部局が行っているため、自らの業務をそのまま広報誌として便利帳を発行していた。

次に委託状況について述べていく。まず委託の状況について大きく 4 つに分けることにした。

①委託無し 10 区

②委託先が NTT タウンページ系列 5 区と 2 市

③委託先がサンケイリビング系列 6 区と 3 市

④委託先がサイネックス社 1 区と 12 市

まず、①については東京 23 区が多かった。これらの委託先が無く、自治体が単独で行っているパターンは、共通して広告掲載が少なかった。また、市内や区内の観光やイベントといった、直接行政に関係しないものについて、積極的に記載している自治体は少なかった。デザイン面では、ほとんどの自治体が単色刷りであり、他の委託した自治体の便利帳と比べると、簡素なつくりであるように感じる。

②は NTT が企画発行している電話帳のタウンページに、行政情報のページを設けているパターンであった。この方式を採用している自治体は、東京 23 区のうち 5 区のほか、政令市では、川崎市や堺市で行われている。便利帳のページ全体の分量のうち、4 分の 1 が行政情報の便利帳のページで、そのほかは、企業の電話番号が記載されているページや、企業広告で多く占められていた。そのため、1 冊のページ数が他の便利帳よりも分厚いものになっていた。なぜ自治体がタウンページに載せる形で便利帳を発行する方式を採用しているかについて、タウンページとの協働発行を行っている豊島区の HP によると

行政サービスの内容や制度は毎年度変更があるため、毎年改定を行なっているが、配布は区の窓口や施設等で転入者や希望する区民のみに限定されていた。最新の情報を全区民に周知するためには全戸配布が望ましいが、経費面が課題となっていた。

一方、NTT タウンページ株式会社にとっても、行政情報ページを掲載することで広告媒体としても付加価値が高められる。さらに、これまで NTT 東日本の電話契約者に限定していた配布先を区内全域の世帯・事業所に拡大する方向性から、区に合冊の提案が行なわれた。双方にとってメリットがあることから、両者の合意が成り立ち、今回の合冊版制作が実現した。

豊島区『「としまくらしの便利帳」と「タウンページ」との合冊版を配布します』

(<http://www.city.toshima.lg.jp/013/kuse/koho/hodo/h2601/031952.html>)

すなわち、経費と労費削減が目的で協働発行に至ったと書かれている。便利帳を全戸配布するのは自治体単体でのコストはもちろん、ノウハウも足りていない状況があるため、こうしてタウンページのような全戸配布している出版物と協働で便利帳事業を行っていくことを決めた自治体が多くあったと考えられる。

③サンケイリビング新聞社は、フジサンケイグループのフリーペーパーを発行している会社である。主に地元に着目した女性向けのフリーペーパーを発行してきているが、そのノウハウを活かして 2005 年より自治体との協働事業を始めている。主に首都圏を中心として、他の都市部でも協働発行の事業を請け負っている。広告導入を推し進めており、民間企業として行政にはしづらい広告募集も請け負っている。デザイン面では、別刷りの地図の折り込みや区内の観光情報などのページに力を入れており、カラー刷りで見やすいものになっている。

④株式会社サイネックスは元々、地域の電話帳を発行してきた会社であった。特にタウンページが職種別の電話帳であったのに対し、50 音順のピンポイント検索ができる電話帳を発行するなど、地域に根ざした電話帳の会社が、2007 年より便利帳の協働発行事業に参入。2016 年 1 月には発行自治体が 600 を超えた。サイネックス系の便利帳の特徴は、「わが街事典」として、スマホや PC で自市町村とそれ以外の便利帳を閲覧することが可能であり、また、行政情報のみならず、観光案内やイベントの案内に関する記述も充実で、加えてデザインも項目ごとに色分けをして見やすい編集がなされていることが共通した特徴である。行政情報のページの隙間の至る所に企業広告を載せている。これはサイネックス社との協働発行では、広告収入だけで発行に関する費用を賄っているからである。

しかし、このサイネックスとの協働発行により、トラブルが発生した自治体は増えてきている。足立区は以前、サイネックスとの便利帳協働発行を行っていたが、2010 年に医療面の広告出稿において、医療法に抵触する記述が多数見受けられたため、サイネックス社との契約を打ち切り、新しくタウンページとの協働発行の方式を採用した経緯がある。2011 年に富山県の滑川市では、著作権侵害関連の訴訟が発生したトラブルなども起きている。サイネックス社との契約に関して、自治体側は一切発行に関する費用は支出しなくてもよく、広告収入のみで発行するという方式を行っている。そのため自治体側は広告や内容に関する精査を怠り、また、サイネックス社もビジネスとして行うため広告のチェックが甘い点もあるため、トラブルのもとになっているのではないと思われる。しかし、広告収入だけで予算はかからずに発行できるというメリットがあるため、多くの自治体がサイネックスとの協働発行を採用している。

図表 1-7 東京 23 区と政令指定都市の便利帳発行状況

自治体名	名前	発行年	担当部署	委託・協働発行会社	総ページ数	広告掲載社数
千代田区	ちよだインフォメーション2015	2015年	政策経営部広報広聴課	なし	165	21
中央区	わたしの便利帳	2014年	企画部広報室	なし	104	10
港区	港区暮らしのガイド	2016年	企画経営部部長室広報係	なし	197	53
新宿区	新宿区暮らしのガイド	2014年	広報部	サンケイリビング新聞社	205	39
文京区	文の京 わたしの便利帳 2014	2014年	広報課	株式会社サイネックス	196	107
台東区	暮らしのしおり	2015年	総務部広報課	なし	116	25
墨田区	わたしの便利帳	2015年	広報広聴担当	NTTタウンページ株式会社	584	350
江東区	江東くらしガイド	2015年	政策経営部 広報広聴課 広報係	サンケイリビング新聞社	178	32
品川区	しながわガイド	2015年	広報広聴課	なし	132	7
目黒区	目黒区くらしのガイド	2013年	広報課	なし	108	22
大田区	大田区便利帳	2014年	大田区	サンケイリビング新聞社	160	30
世田谷区	せたがや便利帳	2015年	政策経営部広報広聴課	株式会社宣通・株式会社かみんぐ※1	223	18
渋谷区	しぶやわたしの便利帳	2014年	広報コミュニケーション課広報広聴係	サンケイリビング新聞社	180	86
中野区	わたしの便利帳	2014年	政策室 広報担当	なし	145	20
杉並区	すぎなみくらしの便利帳	2015年	総務部広報課	㈱共進※2	160	0
豊島区	としまくらしの便利帳	2014年	広報室	NTTタウンページ株式会社	536	563
北区	北区 わたしの便利帳	2015年	政策経営部広報課	NTTタウンページ株式会社	416	50
荒川区	北区 わたしの便利帳	2014年	広報課	株式会社アイワット	154	12
板橋区	板橋 わたしの便利帳	2015年	政策経営部 広聴広報課	NTTタウンページ株式会社	424	-
練馬区	わたしの便利帳	2014年	広聴広報課	なし	160	16
足立区	タウンページ 足立区版	2015年	不明	NTTタウンページ株式会社	432	1094
葛飾区	かつしかわたしの便利帳	2012年	広報課広報係	サンケイリビング新聞社	177	23
江戸川区	江戸川区くらしの便利帳	2014年	不明	サンケイリビング新聞社	191	45
自治体名	名前	発行年	担当部署	委託・協働発行会社	総ページ数	広告掲載社数
札幌市	札幌市民便利帳	2014年	広報課	株式会社サイネックス	124	214
仙台市	せんだいくらしのガイド	2014年	総務局広報課	仙台リビング新聞社	-	-
さいたま市	さいたま市ガイドブック	2013年	広報課	株式会社サイネックス	164	259
千葉市	ちば市民便利帳	2013年	市民局市民自治推進部広報広聴課	株式会社サイネックス	180	386
横浜市	生活ガイド	2014年	市民局広報課	サンケイリビング新聞社	180	-
川崎市	かわさき生活ガイド	2015年	広報室	NTT東日本	180	297
相模原市	ナイスガイド相模原	2014年	広報課	相模原市印刷広告協同組合	148	128
新潟市	暮らしのガイド	2013年	広報課	株式会社サイネックス	192	371
静岡市	生活ガイドブック	2014年	広報課	静岡リビング新聞社	159	50
浜松市	くらしのガイド	2015年	広聴・広報課	株式会社サイネックス	181	411
名古屋市	暮らしの便利帳	2013年	市民経済局地域振興部住民課	株式会社ゼンリン	171	128
京都市	暮らしのてびき	2015年	総合企画局市長公室 広報担当	株式会社サイネックス	175	389
大阪市	くらしの便利帳	2015年	政策企画室市民情報部	株式会社サイネックス	-	-
堺市	くらしのガイドブック	2015年	広報課	NTT西日本	63	0
神戸市	くらしのダイヤル	2014年	市民参画推進局広報課	株式会社サイネックス	50	2
岡山市	くらしの便利帳	2013年	政策局広報課	株式会社サイネックス	188	333
広島市	市民くらしの便利帳	2014年	企画総務局 総務課	株式会社サイネックス	172	328
北九州市	くらしの便利帳	2015年	広報室広報課	株式会社サイネックス	176	313
福岡市	ふくおか市生活ガイド	2015年	市長室 広報戦略室 広報課	-	-	-
熊本市	生活便利ブック	2015年	市民局広報課	株式会社サイネックス	192	390

1-3.自治体によって異なるサービスの名称や趣旨：高齢者サービスを事例として

今井由佳・長谷部幸・山根朋花

便利帳は各自治体で個別に作成しており、記載されている内容も異なっていた。東京 23 区の便利帳に記載されていた高齢者・介護サービスである敬老入浴事業を事例として見てみよう。図表 1-8 は、東京 23 区における敬老入浴事業の名称・対象・金額を一覧にしたものである。名称が各区似ているため同じ事業にも見えるが、例えば千代田区や港区などでは入浴証を配布し、高齢者に無料もしくは割引された入浴サービスを提供している。また、中野区や渋谷区では、決まった日にちに無料や割引サービスを提供している。さらには、品川区や杉並区の区健康事業やイベントに参加した人にサービスを提供するなど、内容が多種多様であり、これらを一元化して分析することが困難であった。

図表 1-8 東京 23 区敬老入浴事業 名称・対象・金額一覧

	名称	対象	金額
千代田区	敬老入浴券	65歳以上	無料(年間最大44枚)
中央区	敬老入浴事業	65歳以上	1回100円
港区	無料入浴券の給付	70歳以上	無料(年間最大52枚)
新宿区	ふれあい入浴	60歳以上	無料(年間最大48回)
文京区	シニア入浴事業	65歳以上	100円(年間最大52回)
台東区	①高齢者ふれあい入浴券②公衆浴場無料開放	①65歳以上の一人暮らしの方、65歳以上のみの世帯の方、65歳以上で自宅に風呂のない方 ②65歳以上	①1回50円(年間最大20枚) ②無料(2日間)
墨田区	にこにこ入浴証	65歳以上	無料または半額
江東区	ふれあい入浴事業	70歳以上	200円(1回)
品川区	①しながわ出合いの湯②シルバーセンター	65歳以上	①無料(プログラムに参加した場合)②無料
目黒区	①めぐりフレッシュ湯②敬老入浴デー浴場無料開放	60歳以上	①1回220円(年間最大48回)②無料
大田区	いきいき高齢者入浴事業	70歳以上	1回200円(年間最大36回)
世田谷区	入浴券の支給	満65歳以上	無料(年間12～60枚)
渋谷区	高齢者入浴デー	60歳以上	無料(年間最大24回)
中野区	公衆浴場開放いきいき入浴	65歳以上	1回100円(定められた開放日のみ)
杉並区	①ふれあい入浴②まちの湯健康事業	①65歳以上②公衆浴場の健康事業に参加した60歳以上の方	①100円(毎週水曜)②100円
豊島区	①敬老入浴事業②湯友サロン(浴場ミニデイサービス)	65歳以上	①100円(年間最大26回) ②100円(1時間程度健康体操)
北区	高齢者ヘルシー入浴補助券	70歳以上	100円(年間最大24回)
荒川区	ふろわり200(入浴カード)	満70歳以上	200円(年間最大52回)
板橋区	敬老入浴券	70歳以上	100円(年間最大20回)
練馬区	入浴証	65歳以上の一人暮らし	100円(年間最大52回)
足立区	ゆ〜ゆ〜湯(入浴証)	70歳以上	1回350円助成(年間最大36回)
葛飾区	くつろぎ入浴証	70歳以上	230円
江戸川区	入浴証引換券	65歳以上	230円(回数制限なし)

これらのように、類似のサービスであっても、名称・対象・金額は様々であり、各項目において統一する必要があった。名称や内容に差異があるものに関しては、エクセルなどでしっかりと残した上で、

それらの定義をしっかりと定め、分析しやすいように便宜上一つにまとめたり、平均しやすいようにデータをこちらで操作化する作業を行うことは大変であった。

1-4.便利帳のデータは信頼がおけるものか

羽豆太洋・北岡真歩

そもそも便利帳に記載されている情報は、信頼のおけるものなのだろうか。地方自治体の発行物である以上、正確でなければならないが、上記のように各自治体によって名称や定義などがバラバラであるがゆえに、記載されている情報が画一的に信頼のおける基準が置かれているかは不明瞭であった。以下では、医療と育児サービスにおいて、便利帳記載事項と国の統計調査との比較を行った。

医療施設情報を網羅的に把握しにくい生活便利帳

便利帳には病院や診療所などの医療施設の情報が記載されているページがある。地方自治体の発行物ゆえ正確でなければならないが、各自治体によって名称や定義などがバラバラであるがゆえに、記載されている情報が画一的に信頼のおける基準が置かれているかは不明瞭であった。以下に医療施設数において、便利帳記載事項と国の統計調査との比較を行った。(図表 1-9)

図表 1-9 東京 23 区の生活便利帳掲載医療施設掲載数と政府統計の比較

	一般病院数 政府統計	一般病院数 生活便利帳	生活便利帳 情報掲載率	一般診療所数 政府統計	一般診療所数 生活便利帳	生活便利帳 情報掲載率
特別区部	411	327	80%	9,730	5825	60%
千代田区	15	5	33%	460	206	45%
中央区	4	2	50%	478	5	1%
港区	15	0	0%	687	11	2%
台東区	7	5	71%	227	0	0%
品川区	13	1	8%	423	0	0%
目黒区	9	9	100%	311	289	93%
大田区	28	2	7%	573	3	1%
世田谷区	26	14	54%	839	0	0%
杉並区	17	17	100%	494	473	96%
荒川区	14	14	100%	170	157	92%
練馬区	17	19	112%	546	512	94%
中野区	10	9	90%	328	301	92%
墨田区	14	14	100%	212	271	128%
豊島区	15	15	100%	422	555	132%
北区	19	20	105%	271	265	98%
板橋区	41	43	105%	388	380	98%
足立区	47	51	109%	409	542	133%
江戸川区	22	20	91%	408	480	118%
新宿区	15	11	73%	587	254	43%
江東区	17	17	100%	382	315	82%
渋谷区	16	16	100%	514	472	92%
葛飾区	19	17	89%	345	334	97%
文京区	11	6	55%	256	0	0%

※政府統計とは厚生労働省「平成 26 年度医療施設調査」より病院数、診療所数を市区町村別で抜粋したものである。情報掲載率 90%以上の区が塗りつぶし部分

特別区部の合計値の比較で、生活便利帳に記載されている情報の方が明らかに不足していることが分かる。便利帳では、掲載されている数値が政府統計データの数値とかけ離れているものもあれば、近いものもあることから、情報にバラつきがあり信頼性に欠ける。また、東京 23 区の便利帳では、医師会に加盟している医療施設が優先的に掲載されている傾向があった。掲載率 100%以上の便利帳は、主にタウンページ発行のものである。タウンページ発行でない便利帳で、情報掲載率が 90%以上に達している区では、保健所に届け出があった医療機関を全て掲載している。

図表 1-10 政令指定都市の便利帳掲載医療施設掲載数と政府統計の比較

政令指定都市	1496	474	32%	24056	7105	30%
札幌市	179	15	8%	1312	61	5%
千葉市	42	6	14%	671	54	8%
浜松市	29	36	124%	645	257	40%
京都市	100	5	5%	1592	62	4%
大阪市	183	103	56%	3379	2429	72%
神戸市	99	5	5%	1566	21	1%
岡山市	48	31	65%	690	597	87%
広島市	75	73	97%	1183	913	77%
北九州市	76	9	12%	958	33	3%
仙台市	50	9	18%	877	0	0%
さいたま市	33	0	0%	879	0	0%
横浜市	113	10	9%	2915	0	0%
静岡市	24	16	67%	538	365	68%
新潟市	37	44	119%	655	511	78%
名古屋市	119	11	9%	2040	27	1%
堺市	41	21	51%	716	0	0%
福岡市	101	2	2%	1470	0	0%
熊本市	78	3	4%	624	0	0%
川崎市	35	45	129%	939	1432	153%
相模原市	34	30	88%	407	343	84%

※政府統計とは厚生労働省「平成 26 年度医療施設調査」より病院数、診療所数を市区町村別で抜粋したものである※情報掲載率 90%以上の区が塗りつぶし部分

図表 1-10 において東京 23 区と同様に各政令指定都市の便利帳と政府統計の情報を比較した。政令指定都市の合計値の比較で、便利帳に記載されている情報の方が明らかに不足していることが分かる。(どちらも情報掲載率 100%以上を記録した川崎市の便利帳はタウンページ発行)政令指定都市の便利帳は、民間企業と提携して発行しているものがほとんどであり、掲載形式も医療施設一覧としてではなく、広告形式が主であった。

図表 1-11 生活便利帳から見る東京 23 区と政令指定都市の医療情報の格差

	一般病院数 政府統計	一般病院数 生活便利帳	一般病院数 情報掲載率	一般診療所数 政府統計	一般診療所数 生活便利帳	一般診療所 情報掲載率
東京23区	411	327	79.6%	9,730	5,825	59.9%
政令指定都市	1496	474	31.7%	24056	7105	29.5%

・東京 23 区の便利帳も、網羅的に医療施設を掲載しているとは言えないが、政令指定都市と比較すると情報掲載率は約 2 倍の差があった。

・医療施設情報を網羅的に把握するには、各市・各区で情報量や掲載形式が異なるため、便利帳は適しておらず、政府統計データと比較しても圧倒的に情報量が不足している。だが、タウンページ発行の生活便利帳が、政府統計データの数値を上回っていたことから、医療施設情報を網羅的に把握するにはタウンページが適しているのではないかと思った。

国の統計調査と定義が異なる便利帳の保育所・幼稚園

便利帳の保育所に関するデータを把握するために国の統計調査として、総務省統計局の E-stat 上で公開されている社会福祉施設等調査と学校基本調査からデータを抜粋し比較することにした。(図表 1-12)

社会福祉施設等調査とは、全国の社会福祉施設の数、在所者、従業者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とした厚生労働省の調査である。学校基本調査とは、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項（数、学生数、教員数などの状況）を明らかにすることを目的に、毎年行われている調査である。これらの統計調査における未就学に関するデータと便利帳のデータを比較するにあたって、項目の定義をそろえる必要があった。

統計調査の項目の定義は以下のとおりである。

保育所：保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設

幼稚園：満 3 歳から満 6 歳の「幼児を保育士、適当な環境に与えて、その心身の発達を助長することを目的（学校教育法第 22 条）」に規定される幼稚園教育を行う学校施設

幼保連携型認定こども園：幼稚園機能と保育所的機能の両方を持つ単一の施設として、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設

保育所型認定こども園：保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設

以上の定義から、便利帳では社会福祉施設等調査と同じ定義の仕方で、それぞれ以下の項目を用いて表の作成に当たった。

保育所：区立・私立保育園・認証保育所

幼稚園：区立・私立・国立幼稚園

幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園：区立・私立こども園

まず分かったことは、施設数が全て一致した市や区は見られなかったことである。東京 23 区の便利帳の施設数は、統計調査のデータを上回る傾向にあった。これは区外の施設の数も載せているパターンもあったからである。政令指定都市においては、熊本市の保育園数のみ厚生労働省のデータと一致した。大阪市・神戸市は区・市役所の担当課の電話番号のみの記載にとどまっていた。政令指定都市の便利帳には記載されていないデータが多かった。2 つの情報間の格差が激しいが、その原因として、便利帳の情報網羅性の薄さと保育施設に対する定義が、市や区によって異なっていて記載されていることが挙げられる。

図表 1-12 便利帳と国の統計調査から得られる情報の格差

	便利帳				平成27年社会福祉施設等調査				便利帳				平成27年社会福祉施設等調査			
	保育所	幼稚園	子ども園		保育所	幼稚園	子ども園		保育所	幼稚園	子ども園		保育所	幼稚園	子ども園	
千代田区	20	10	2	2	12	9	2		札幌市	0	9	1	246	127	15	
中央区	45	18	3	-	16	26	-		仙台市	163	86	12	142	94	3	
港区	72	20	0	12	30	36	12		さいたま市	記載なし	記載なし	記載なし	153	107	2	
新宿区	39	23	17	-	31	44	-		千葉市	7	88	0	131	92	-	
文京区	55	27	1	2	28	37	2		横浜市	9	27	記載なし	614	266	16	
台東区	26	17	4	-	19	23	-		川崎市	47	23	0	242	85	1	
墨田区	68	14	2	1	16	44	1		相模原市	114	0	13	89	52	-	
江東区	150	31	3	4	32	88	4		新潟市	219	65	26	222	39	13	
品川区	72	82	4	-	28	70	-		静岡市	57	41	82	104	45	-	
目黒区	52	20	2	-	24	34	-		浜松市	84	113	11	89	114	2	
大田区	160	49	記載なし	-	48	99	-		名古屋市中区	263	178	記載なし	362	184	2	
世田谷区	202	62	5	2	66	96	2		京都市	56	記載なし	6	260	119	1	
渋谷区	46	20	11	5	21	35	5		大阪市	記載なし	記載なし	記載なし	413	186	16	
中野区	61	22	3	2	23	38	2		堺市	46	0	96	114	53	8	
杉並区	106	40	6	-	46	63	-		神戸市	記載なし	記載なし	記載なし	215	139	1	
豊島区	56	18	1	-	20	35	-		岡山市	116	79	5	119	80	-	
北区	77	4	1	-	38	63	-		広島市	205	0	21	192	95	19	
荒川区	43	12	1	-	13	36	-		北九州市	162	記載なし	3	162	105	-	
板橋区	130	35	3	-	36	98	-		福岡市	224	130	記載なし	203	129	2	
練馬区	164	30	13	-	45	105	-		熊本市	157	58	記載なし	157	42	1	
足立区	99	48	9	3	53	96	3									
葛飾区	100	29	3	1	29	83	1									
江戸川区	119	41	1	-	43	86	-									

※この表は各区や市の便利帳で得られたデータと厚生労働省の 2015 年度社会福祉施設等調査の児童福祉施設の施設数を抜粋、幼稚園数のみ 2015 年学校基本調査から抜粋、比較したものである。塗りつぶし部分は施設数のデータの最大最小を表している。

1-5.見やすい便利帳とは

中務壮太・益田侑紀

調査を進めていく中で、便利帳を多く読むことになった。そうした中でどの便利帳が見やすかったか、うまくまとまっていたかということをもとめた。一冊で何かあった時に役に立たなければならないだろう。そうした観点で見ると、必要な情報を載せている便利帳とはどういうものなのだろうか。実際に便利帳を使う場面を考えたときに、一番連想しやすいのが、例えば、病院の空いていないとき、風邪や急な病気のときはどうすればよいだろうかといったこと、または、ごみの出し方はどうなっているのだろうかといったことである。前者は、地方自治体が消防の救急医療とは別に、夜間や休日に診察をしている医療機関が開設しているということがどういう風に分かり易く記述できているのかという事に着目した。後者のごみの出し方は、見やすいような分別表や、詳細な記述ができているのかという観点でみやすさについて分析してみた。

休日夜間医療において見やすい便利帳とは

図表 1-14 は各自治体の便利帳における休日夜間医療の見やすさに関する指標をまとめた表である。

何ページ目に記載されていて、どの程度のページを割いて記載されていたか。また地図などを用いて分かり易く示しているかという事をまとめている。まず住民が利用するという観点で東京 23 区便利帳を見ていくと、世田谷区と江戸川区が利用しやすいと考える。世田谷区は、近隣の区の休日診療の情報まで記載していて、区民からしても非常にありがたい記載の仕方であると思う。江戸川区は、休日夜間の診療所をはじめ、区内にある救急医療を対応している医療機関まで載せている。また、世田谷区と同様、近隣区の休日夜間医療機関も同時に載せていた。東京 23 区の便利帳に共通していたことが、困ったときに便利である 23 区共通のサービス「ひまわり」と「東京消防庁救急相談センター」の情報が記載されていたことである。「ひまわり」とは、電話またはネットで、診療を受ける前に病気や病院を見つけることができるサービスである。また、薬局やかかりつけの医者、当番医までも検索することができるとも情報量の多いサービスである。

政令指定都市の旧五大都市は、必ず休日診療のページ番号は前半のほうになる。反対に、千代田区や中央区、墨田区等は、便利帳の後半のページに記載しており、急いでいるときにすぐ見つけることが出来ない。また、市民が見たときにすぐ理解し易い題名を記載している区は、目黒区、豊島区、大阪市の便利帳であった。例として、「急病 休日や夜間に具合が悪くなったら」等があり、三つの便利帳に共通していることは、子どもでもわかるような言い回しにしている点である。引っ越してすぐに便利帳を見るような場合では、まだ土地勘がないため、地図が掲載されているということは、とても役立つであろう。このような目線から見ると、旧五大都市の便利帳は充実しており、ほとんどの市が全病院の地図を掲載していた。それに対して、東京 23 区で全病院の地図を掲載していた区は、台東区のみであった。

そうした中で、一番利用しやすいと感じたのは、名古屋市であった。理由としては、便利帳の 14 ページ目に記載されている事、全病院の地図が記載されている事、救急指定医療機関や大学病院までの記載、救急車を呼ぶマニュアルまで、市民目線に立った時に安心できる情報が記載されているためである。一方で、東京 23 区の便利帳は、便利帳だけの情報だと非常に休日・平日夜間診療を利用しにくいと感じた。名古屋市との差が歴然であり、便利帳に病院名などが記載されておらず、HP や区報を確認するようにと促している。休日・平日診療の利用の仕方や、困ったときに必要な説明の多さを比較したが、これ

図表 1-13 もっとも見やすかった名古屋市の救急医療のページ

[illegible]

図表 1-14 便利帳に記載されている休日・夜間医療の医療情報

便利帳に記載されている休日・平日夜間診療の医療情報							
	ページ番号	記載場所	題名	使用ページ数	地図	説明	備考
千代田区	98	医療	休日応急診療	0.5ページ	×	1行	「ひまわり」のみURLまで記載している。
中央区	99	電話ガイド	急病	0.5ページ	×	×	救急指定医療機関が同ページに記載されている。
港区	21	いざというとき	休日・平日夜間診療	0.7ページ	×	1行	診療のみの場合当番医に電話となる。
新宿区	58	緊急	救急診療	0.7ページ	×	2行	文字だけで見にくい。
文京区	38	医療	休日診療	0.5ページ	×	×	簡易的で、HP参考としが記載していない。
台東区	5	区ガイド	休日診療等 救急医療ガイド	1ページ	○ (全病院)	×	区全体の地図に救急医療機関の分布を載せている。
墨田区	112	もしものとき	急病	0.5ページ	×	×	子供向けの絵が載っている。
江東区	12	目次の前	もしものときの連絡先	1ページ	×	3行	目次の前に載せているため、目に留まりやすい。複数色の使用。
品川区	8	救急	急病	1.5ページ	×	6行	「救急車の頼み方」の項目がある
目黒区	14	救急	急病 休日や夜間に具合が悪くなったら	1ページ	○	多い	URLを記載している、文字主体で見にくい。
大田区	13	もしものとき	もしものときの連絡先	1ページ	×	2行	電話までの簡易的な記載。
世田谷区	38	区ガイド	もしもの時には…	2ページ	×	多い	とにかく詳しい情報が記載されている。近隣の区の救急医療機関まで記載。
渋谷区	69	健康	休日の診療案内、休日の歯科診療 等	1.5ページ	×	×	健康の分類の一番前に記載されている。電話案内が多い。
中野区	117	電話ガイド	医療機関一覧	0.5ページ	×	1行	HP、電話確認が必須と促している。小児科が別ページに記載。
杉並区	0	表紙の裏	いざというときの緊急連絡先一覧	0.5ページ	×	2行	記載場所が表紙の裏で、逆に見落としそう。
豊島区	16	相談ガイド	休日・夜間診療のご案内	0.5ページ	×	1行	コラムが3つあり、市民が気なるようなことをQ&A方式で記載している。
北区	97	健康	休日診療	0.25ページ	×	6行	文字だけで見にくい。
荒川区	71	健康	休日や夜間に急病になったら	1.1ページ	○	多い	健康管理の末端から記載、見つけにくい。小児科の説明は詳しい。
板橋区	95	緊急	救急診療	1ページ	×	2行	AEDの設置場所を記載している。
練馬区	47	医療	休日医療など、区内医療機関・薬局の紹介	2ページ	○	6行	地図の記載もあり、情報量が多い。
足立区	65	行政サービス案内	急病のときには	2ページ	×	4行	電話案内窓口の情報まで表にまとめてある。 救急医療機関と近隣区の休日診療等は別ページに記載（166ページ）。
葛飾区	14	救急	急病などのときは	2ページ	○	多い	救急車の呼び方を記載。 「東京消防庁救急相談センター」のHPへ繋がるQRコードを記載。
江戸川区	149	病院	夜間・休日の急病	1ページ	○	非常に多い	救急医療の利用ガイドまで詳しく記載している。
横浜市	23	緊急	急病	2.5ページ	○ (全病院)	非常に多い	救急医療ののについての説明が非常に多く、詳細に記載されている。色は2色。
名古屋市中区	14	病気のときには	病気のときには	4ページ	○ (全病院)	1行	全病院の地図があるが2色しか使用されておらず、物足りない。
京都市	13	安心・安全情報	休日・夜間の急病のときは…	0.5ページ	×	1行	複数色の使用と表が見やすい。
大阪市	21	急な病気・けがのときは	突然の病気やケガで困ったら…、急病診療所	1ページ	○ (全病院)	×	全病院の地図があり、最寄り駅からの徒歩距離が記載されている。
神戸市	28	安全・安心情報	緊急メモ	1.5ページ	○	7行	表も見やすくわかりやすい。二次救急病院まで記載している。
西宮市	12	いざというとき	急患	1ページ	○ (全病院)	6行	地図も複数色の使用で非常に大きい。

ゴミの分別に関する見やすい便利帳とは

図表 1-15 東京 23 区と政令指定都市の便利帳のごみ分別ページのみやすさ

東京23区					政令指定都市			
	便利帳のごみ処理情報					便利帳のごみ処理情報		
自治体名	ページ目	ページ数	分別図	分かり易さ	自治体名	ページ目	分別図	分かり易さ
千代田区	134	4	○	○	札幌市	60	△	×
中央区	27	3	×	△	仙台市	47	○	○
港区	75	1	○	◎	さいたま市	92	×	×
新宿区	111	4	○	△	千葉市	51	○	×
文京区	85	2	×	○	横浜市	46	○	×
台東区	61	3	×	△	川崎市	70	△	×
墨田区	137	2	×	○	相模原市	58	△	○
江東区	125	4	○	△	新潟市	112	○	×
品川区	57	2	×	○	静岡市	57	○	×
目黒区	67	2	○	○	浜松市	103	×	×
大田区	106	2	×	◎	名古屋市	22	○	○
世田谷区	107	5	○	○	大阪市	30	○	×
渋谷区	74	2	×	○	堺市	93	○	×
中野区	81	3	×	◎	神戸市	75	×	×
杉並区	30	2	○	△	岡山市	73	◎	×
豊島区	22	5	○	◎	広島市	90	○	○
北区	110	2	○	○	北九州市	86	○	○
荒川区	103	3	×	◎	福岡市	34	○	○
板橋区	146	5	○	◎	熊本市	116	○	○
練馬区	85	3	×	○				
足立区	136	3	×	◎				
葛飾区	111	4	×	△				
江戸川区	124	4	○	○				

図表 1-15 は、それぞれの自治体の便利帳のごみの分別ページの見やすさをまとめた表である。ゴミの分別で一目でわかるものは、分別表で分かり易く示しているものである。東京のどの区も便利帳には、分かり易いように分別表を入れている。特に良かったものは、港区の便利帳であった。港区では主に可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの三つに分かれているが、ごみの種類や出し方をカラーイラストで記載されていたり、どういうものがリサイクルの対象になるのかも丁寧に記載している。

一方で政令指定都市の便利帳では、分別図を起債していた自治体は 20 市中 6 市のみであった。便利帳というものは、1 冊で行政情報を載せておかねばならないものであるはずにも関わらず、ごみの分別に関しては、HP や別冊子を参照させている。1 冊で事が足りるようにすべきだと考える。

図表 1-16 港区の便利帳のごみの分別ページ



第二章 東京一極集中と財政の格差

谷本壘人

本章では、特別区や政令市を行政サービスで比較していく上で、把握しておかなければならない財政の仕組みや状況について述べていく。東京 23 区と政令市では、どういった点で差や違いがあり、何が問題なのかを整理していく。

2-1. 地方自治法における特別区と政令指定都市の定義

まず確認しておかなければならないのは、今回扱う特別区や政令市といった自治体は、市区町村というくくりの「基礎自治体」であり、私たちに一番身近に行政サービスを提供する地方自治体である。しかし、同じ基礎自治体ではあるが、他の市町村とは異なる仕組みや制度が存在している。

- ・ **特別区**……地方自治法により、その地位に関しては他の市町村と同等であると定められているが、市町村の行う業務のうち、**政令や法律によって都が代わりに行うと定められているものがある**。それに伴い、税制は住民税の法人分、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税は都が徴収する税金となっている。また、これらは、地方自治法に定められた「都区財政調整制度」により、都と特別区の協議の上で、特別区の財政の不足分額に応じて「財源調整交付金」として分配される
- ・ **政令指定都市**……人口要件(50 万以上)の市は、政令によって、**本来都道府県が行う事務**を政令指定都市は、代わりに処理することと定められている。事務の拡大によって、新たに発生する財政需要については、主に道路特定財源の一部から補助がでているが、税制において特に優遇されてはいない。

特別区や政令指定都市は、他の市町村と比べると、その業務を行える範囲に違いがあるのが大きい点である。財政面において、特別区は、各区の財政格差を調整する目的で都が代わりに地方税を徴収しているが、政令指定都市は特別に税制優遇措置を受けているわけではなかった。一口に政令指定都市と特別区を比較していくにしても、こうした制度の違いがあることを理解しておかなければならない。次に、先程の違いを見ていた中で出てきた業務の違いについてももう少し詳しくまとめてみた。(図表 2-1-1)

図表 2-1 でまず特別区が都に委託している業務について見ていく。基本的に市と同じ業務が行えるが、消防や上下水道の業務については都に委譲している。また、他の市町村が行っているが、都に一括で設置・運営を委託している業務は、交通や住宅などの広域的で行うことに意味のある行政サービスなどである。法律や条例などで特別区が行う業務は限られ、教育や福祉などの行政サービスに特化することができる。政令指定都市が道府県から委譲された業務として、保健衛生の面では、保健所の設置をできることが大きい。政令指定都市が独自に専門職を雇用して保健衛生事業を行えて、独自に基準などを設けて市民の安全のための政策を打ち出すこともできることは他の市との大きな違いである。教育面では、小中学校の教員の人事権を得ており、市内で採用・異動を行えることは市の独自の教育方針を進めていく上ではとても重要である。都市計画においては、他の市が行えない許認可までも行うことができるため、政令指定都市内の都市計画においては、道府県よりも裁量が大きく任されている。

図表 2-1 特別区と政令指定都市の業務の主な違い

	特別区が都に委託する業務	道府県から委譲された 政令指定都市の業務	(参考) 普通の市 が行える業務
保健衛生	例外で特別区は保健所の設置が可 都立病院の運営、設置	保健所の設置、診療所が医 薬品販売の許可	保健センターの 開設のみ
消防	都が所轄する東京消防庁	消防本部の設置	消防本部の設置
水道	都が所轄する水道局に委託	自ら上下水道局の設置	
教育	都に人事を委託、都立大学の設置	小中学校の教員の任免、給 与の決定	都道府県に人事 を委託
都市計画	一定以上の規模の開発は都が許認可	市外化区域での開発許可	都市計画の決定
その他	都営バス・地下鉄の運営 公営住宅の設置、管理 霊園・火葬場の設置	身障者手帳の交付 保育所開設の許可・監督 行政区の設置	

※総務省 HP「地方公共団体の区分」より抜粋

そもそも、なぜこうした業務の量の違いがあるのだろうか。それは、都市部の成り立ちや歴史が影響している。まず、特別区が設置されている東京都は、中央官庁や皇居をはじめ、首都機能が集中しており、他の都市よりも重要度が高く、またその広域な東京という都市を一元に管理する必要があったため、太平洋戦争中の 1943 年に東京府と東京市が合併して東京都制が施行された。都が一括に、そして広域に行政サービスを行うことで、23 区内の行政格差の是正や区を跨いだサービスの提供などができるようになった。この制度は戦後も引き継がれ今に至る。

政令指定都市は戦前の東京市・京都市・大阪市の 3 市が特別市として都道府県とは独立した単一の自治体であった。戦後になると 1947 年に、横浜・名古屋・京都・大阪・神戸を府県から独立した特別市と規定した地方自治法が制定されたが、これに対して府県知事の猛反発があり、五大都市は特別市指定をされることがなく単なる府県下の市として組み込まれ、1956 年の地方自治法の改正によって政令指定都市となった。この経緯から、完全に道府県から独立するということはできず、形式的に道府県からの業務の委譲が行われたものの、財政は完全に道府県からの監督を受ける形になっており、財源も道府県からの交付金によって成り立つという事態になっている。首都である東京の自治体の在り方については、都のみならず、国の政策として動いてきたため制度としてしっかりと整備されてきたが、五大都市や政令指定都市は、県と市の対立や、国が消極的であったため、このような状況になっている。国や都道府県などの意思もあり、地方自治体の制度に根本的な違いがあると分かったが、これらを踏まえて次に特別区と政令市の財政について状況を整理していく。

2-2. 東京 23 区と政令市の財政状況の違い

図表 2-2 は総務省が HP 上で公開している地方財政状況調査関係資料の 2016 年度の市町村別の決算状況調から抜粋した。歳入に東京 23 区と政令指定都市、参考に西宮市を入れた歳入の主な内訳の表を作成した。まずは、主な財源についての説明をする。

図表 2-2 東京 23 区と政令市の歳入状況

団体名	歳入合計 (千円)	地方税	地方 消費税	地方交付税	国庫支出金	都道府県 支出金	地方債	特別区 財源調整 交付金
全国計	50,389,141,939	34.9%	2.8%	12.6%	16.0%	6.2%	9.2%	1.9%
特別区計	3,577,931,053	27.7%	4.4%	0.0%	16.6%	5.9%	1.7%	27.4%
千代田区	79,638,320	20.9%	12.1%	0.0%	4.2%	2.4%	0.0%	8.6%
中央区	82,299,667	28.9%	9.9%	0.0%	12.3%	6.5%	3.0%	15.6%
港区	160,447,216	45.5%	7.1%	0.0%	7.3%	4.0%	0.0%	1.2%
新宿区	139,013,123	30.5%	6.7%	0.0%	19.2%	6.3%	1.5%	21.5%
文京区	82,137,666	36.7%	5.0%	0.0%	10.4%	5.1%	0.6%	22.8%
台東区	96,842,478	20.3%	4.2%	0.0%	21.7%	6.9%	2.1%	31.0%
墨田区	109,495,042	20.0%	3.6%	0.0%	18.8%	6.1%	3.7%	36.0%
江東区	181,168,822	25.8%	4.2%	0.0%	16.0%	5.7%	1.0%	31.3%
品川区	143,752,556	30.5%	4.8%	0.0%	17.8%	6.8%	0.0%	26.4%
目黒区	92,199,858	47.3%	4.1%	0.0%	10.7%	5.0%	0.5%	17.0%
大田区	251,467,086	28.1%	3.9%	0.0%	18.1%	6.0%	0.7%	28.4%
世田谷区	265,943,370	42.6%	4.0%	0.0%	13.9%	7.2%	1.0%	17.4%
渋谷区	91,892,062	49.6%	6.7%	0.0%	10.4%	4.1%	0.9%	7.7%
中野区	132,377,128	24.4%	3.1%	0.0%	16.5%	7.1%	9.9%	27.2%
杉並区	172,912,473	35.2%	3.9%	0.0%	13.7%	6.0%	2.2%	24.7%
豊島区	132,057,929	22.9%	4.0%	0.0%	14.8%	5.1%	2.3%	23.0%
北区	131,431,519	20.2%	3.4%	0.0%	18.0%	5.4%	1.0%	38.0%
荒川区	90,632,356	17.5%	3.0%	0.0%	17.9%	5.3%	3.3%	41.0%
板橋区	197,573,583	21.9%	3.5%	0.0%	21.4%	5.9%	2.4%	33.8%
練馬区	249,988,640	25.2%	3.4%	0.0%	18.5%	6.9%	2.3%	32.9%
足立区	272,069,308	16.6%	3.2%	0.0%	21.7%	6.2%	0.7%	37.5%
葛飾区	177,309,502	18.0%	3.1%	0.0%	18.7%	5.9%	1.5%	40.0%
江戸川区	245,281,349	20.5%	3.4%	0.0%	20.4%	5.3%	0.6%	36.4%
政令市計	12,556,761,512	40.3%	2.7%	4.8%	17.9%	3.9%	10.9%	
札幌市	886,462,399	32.4%	2.7%	10.4%	21.2%	4.0%	11.3%	
仙台市	569,750,173	32.0%	2.3%	5.0%	16.3%	4.3%	11.1%	
さいたま市	464,258,924	48.5%	2.8%	1.4%	16.1%	3.5%	11.9%	
千葉市	381,230,813	45.9%	2.9%	2.0%	15.7%	3.3%	10.4%	
横浜市	1,469,029,104	49.0%	2.8%	1.7%	16.1%	3.4%	10.3%	
川崎市	612,268,096	48.4%	2.5%	0.3%	17.0%	3.5%	10.5%	
相模原市	260,746,596	42.9%	2.9%	3.5%	17.2%	4.4%	12.2%	
新潟市	374,931,172	32.3%	2.5%	11.0%	14.4%	3.5%	17.4%	
静岡市	281,681,352	45.3%	3.2%	4.4%	14.4%	4.1%	13.8%	
浜松市	286,011,891	45.9%	3.4%	7.7%	14.4%	4.3%	10.2%	
名古屋市	1,054,793,098	47.7%	3.0%	0.6%	15.3%	4.4%	7.9%	
京都市	726,716,715	34.7%	2.6%	7.3%	17.3%	4.3%	12.0%	
大阪市	1,641,158,122	40.2%	2.6%	2.2%	21.3%	3.4%	7.4%	
堺市	353,078,550	37.6%	2.7%	6.7%	22.9%	4.6%	13.8%	
神戸市	723,425,451	38.0%	2.5%	7.7%	18.3%	4.2%	11.2%	
岡山市	293,586,227	38.5%	2.8%	9.0%	16.5%	3.8%	16.7%	
広島市	559,781,283	36.5%	2.5%	6.7%	21.1%	3.7%	12.3%	
北九州市	523,522,202	30.1%	2.3%	10.1%	18.5%	4.1%	13.4%	
福岡市	791,137,922	35.7%	2.5%	3.8%	17.2%	3.6%	9.8%	
熊本市	303,191,422	32.4%	2.9%	11.6%	20.6%	4.6%	14.5%	
中核市計	6,862,065,761	39.1%	2.9%	11.1%	17.7%	5.9%	9.5%	
西宮市	168,713,433	50.0%	2.8%	4.5%	16.0%	4.7%	6.9%	

*2016 年度総務省地方自治体財政状況調の歳入内訳より抜粋

地方税とは、主に市町村民税個人分・法人分、固定資産税、市町村たばこ税、特別土地保有税、都市計画税がある。特別区はこの中の**法人分、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税**は、都が代わりに徴収しており、太字部分になっているものに関しては、財源調整の原資として都と区が協議し再配分している。**地方交付税**とは、国が地方自治体の財政の偏りを調整することを目的として自治体の財政状況を算定して交付している財源である。地方自治体は、この地方交付税は何に使っても良いとされている一般財源のため、自治体にとっては使いやすい財源であるが、一方で、国に対する依存心を助長させているとして批判されている。**国庫支出金**は、上記の地方交付税と同様、国から交付される財源であるが、用途目的があらかじめ決まっているものである。生活保護や児童保護などの事業の国の負担分や、また東日本大震災の復興財源などがある。**都道府県支出金**も国庫支出金と同じく、用途目的が決まっている事業に支出されているが、国庫支出金を都道府県が介して財源に組み込まれているものもあるため、都道府県の政策が反映された数字となる。**地方債**は、いわゆる地方自治体の借金である。市町村が独自に予算を組む中で足りない分を補てんする形で起債する（債券の発行）ことができる。しかし、起債には都道府県知事もしくは総務大臣の許可が必要で、公債費率が18%を超えれば、国からは是正勧告を受けることがある。

表2-2の23区の歳入合計が一番高い区は、足立区の2720億円であり、政令市では、相模原市2607億円や静岡市2816億円などと同規模であった。23区の中の一つの区だけでも政令市並の歳入をしているということが、東京の財政規模の大きさを物語っている。また、港区の1604億円は、西宮市の1687億円と同規模ではあるが、西宮市の人口が48万人であるのに対して、港区は24万人と、人口では西宮市の半分程度である港区が、歳入では同規模ということから、港区の財源の厚さがうかがえる。

歳入の内訳を見ると、東京23区が地方交付税の不交付自治体がほとんどであるが、政令市では、平均して歳入の5%がそれで賄われている。地方消費税に関しては、23区の平均が4.4%と全国に比べても高い水準で消費税の割合が高い。23区内における住民以外の区外からの消費者が多いためか、高い税收となっており、特に千代田区に関しては、10%を超えるなど、千代田区の財政において、区内の消費活動がとても重要であると思われる。国庫支出金や都道府県支出金は、東京23区と政令指定都市では大きな違いはなかった。これは、自治体の財政状況ではなく、そのときの行政の財政需要によって異なるため、差はでることはなかった。

地方債に関して見ると、政令指定都市はほとんどが10%以上を占めているにも関わらず、23区はどれも低い水準であり、千代田区、港区、品川区は地方債を財源に組み込んでいない。一方で、東京23区に関しては、他の地方自治体とは異なり、その財源に、「特別区財政調整制度」と呼ばれるものがあり、普通市町村が徴収する住民税の法人分と都市計画税を都が代わりに徴収し、これを都が分配するというシステムがある。これにより、それぞれの区の財政の格差を是正する役割を果たしている。豊かな千代田区や港区などの自治体は、都からこれらのお金を削られ、その分を他の区へと分配していることがこの表から見てとれる。23区の中でも、千代田区、港区、渋谷区など、公債や財政調整金に頼らず、自市で財源を確保できている自治体がある一方で、荒川区や中野区など公債費や財政調整金の割合が高い自治体もあり、23区内の格差があることも分かる。

このように、歳入について見てきたが、東京23区は、政令指定都市などの自治体よりも財源が整っており、公債に頼らない歳入の仕組みが確立されている。一方で、政令指定都市などでは、地方交付税

や公債など不安定要素のある財源が財政の中に組み込まれていることが、東京 23 区との大きな違いになっていることが分かった。

図表 2-3 に東京 23 区と政令市、参考に西宮市を入れた歳出の主な内訳の表を作成した。歳出の内訳は、主に議会費、社会福祉費、児童福祉費、老人福祉費、生活保護費、教育費、消防費、保健衛生費、公債費でまとめた。

歳出額は、先程の図表 2-2 の歳入額よりも若干少ない程度になっている。政務活動費の私的利用の問題など、多くの地方議会では政治とカネの問題が指摘されている議会費に関しては、どこの自治体も 1% 未満になっている。次の民生費とは、自治体が社会福祉の充実を図るために要する経費である。以前は、生活保護費が児童福祉費を上回っていることが多かったが、現在は多くの自治体で、児童福祉費を上回っている事が多い。しかし、政令指定都市では、大阪市や札幌市が上回っており、また、23 区内では、新宿区や台東区、板橋区が上回っている。特に大阪市における生活保護費は、他の政令指定都市にくらべるとはるかに高くなっていることが分かる。大阪市には 2016 年 3 月現在、146420 人の生活保護受給者がいる。これは全国約 216 万人いるうちの約 6%が大阪市に集中している。さらに状況が深刻だとされている西成区では 27146 人であり、西成区の人口の約 4 分の 1 が生活保護受給者である。

社会保障政策の内訳は自治体の状況によっても異なってくるため、一概にどこが良いか悪いかは判断しにくい。しかし、民生費全体で見た場合、政令指定都市では平均して約 38%、対して東京 23 区では約 50%となっており、東京 23 区の方が歳出における民生費の割合が大きくなっている。東京 23 区のほうが社会保障政策に注力しているといえる。次の教育費も同じように、歳出における割合は全体的に 23 区の方が多く、また、港区の 29.8%は財政のかかなりの割合を占めている。一方で公債費は、東京 23 区よりも政令指定都市で割合が高く、大阪市や神戸市など歳出の 15%を超える自治体もある。特に大阪市は、歳入の地方債の額よりも 2 倍以上の公債費を歳出で返済している。借金を返すために借金を借りるということがどうにも理解できないが、自治体財政の不安要素であることが間違いないだろう。

こうして財政に関して見てきた中で、歳出において、民生費や教育費といった市民サービスに関わることについては、東京 23 区が多く支出していることが分かった。しかし、東京 23 区は、他の地方自治体と違い、その業務において、都が代理で行っていることもある。政令指定都市が行っている業務を都が代理で行っているため、その分の予算は都が代理で徴収している法人税などで賄われていることも考慮に入れなければならない。

また、自治体の制度と財政の間でも同様の特徴があった。東京 23 区は制度では都に多くの業務を移譲し、他の市などと違って教育や福祉などの政策に専念できる自治体である。財政においても歳出における民生費や教育費などの比率が高くなっていることがこれらを裏付けている。そして東京 23 区は、政令指定都市と比べても歳入の状況も良く、制度的に東京 23 区は行政サービスが充実に見える要素があると考えられる。

図表 2-3 東京 23 区と政令市の歳出状況

団体名	歳出総額 (千円)	議会費	民生費				教育費	消防費	保健費	公債費
			社会福祉費	老人福祉費	児童福祉費	生活保護費				
全国計	48,755,974,357	0.6%	9.1%	6.4%	13.3%	7.8%	10.6%	3.3%	8.1%	10.5%
特別区計	3,442,340,455	0.5%	10.9%	7.5%	18.4%	13.4%	13.3%	0.9%	7.6%	2.9%
千代田区	76,723,669	0.7%	3.5%	17.2%	18.5%	2.2%	12.9%	6.7%	15.1%	0.9%
中央区	79,330,014	0.8%	5.8%	6.6%	15.1%	3.2%	18.5%	0.5%	7.8%	0.8%
港区	149,211,903	0.5%	6.3%	7.4%	19.0%	3.7%	29.8%	1.9%	7.7%	0.8%
新宿区	134,995,930	0.6%	11.5%	7.0%	16.1%	18.0%	9.5%	0.9%	9.7%	3.2%
文京区	77,412,279	0.8%	11.8%	8.4%	20.0%	7.6%	15.9%	1.5%	8.5%	2.1%
台東区	92,370,499	0.7%	9.8%	7.7%	11.2%	24.5%	9.3%	1.5%	8.4%	3.8%
墨田区	106,572,629	0.6%	11.5%	7.7%	18.2%	16.4%	13.7%	0.6%	6.9%	2.8%
江東区	172,601,639	0.5%	11.1%	6.4%	21.9%	11.6%	16.4%	0.7%	7.8%	1.7%
品川区	139,771,086	0.6%	8.2%	8.0%	18.5%	8.9%	13.6%	1.2%	8.0%	2.1%
目黒区	88,913,809	0.8%	10.2%	8.8%	17.7%	7.4%	13.3%	0.6%	8.8%	8.2%
大田区	239,607,142	0.4%	12.1%	7.4%	19.2%	15.1%	10.1%	0.7%	7.0%	3.0%
世田谷区	254,881,756	0.4%	12.1%	7.4%	19.4%	9.0%	12.2%	0.3%	8.1%	4.8%
渋谷区	86,453,320	0.9%	9.6%	8.8%	16.3%	8.5%	11.3%	4.7%	8.4%	2.6%
中野区	127,429,576	0.7%	11.7%	5.8%	14.2%	13.0%	9.2%	0.6%	7.8%	8.0%
杉並区	166,223,451	0.6%	11.4%	10.0%	20.9%	10.3%	13.5%	0.6%	8.5%	1.1%
豊島区	129,283,983	0.5%	9.4%	6.1%	12.9%	12.9%	9.5%	0.3%	5.5%	2.5%
北区	126,374,088	0.7%	12.1%	8.3%	18.0%	17.0%	11.6%	0.9%	6.9%	2.5%
荒川区	87,393,152	0.7%	11.4%	7.3%	20.1%	15.9%	13.2%	0.6%	7.2%	2.7%
板橋区	192,684,598	0.5%	11.8%	7.4%	19.5%	20.2%	11.1%	0.4%	7.5%	3.1%
練馬区	245,526,804	0.4%	11.6%	6.9%	21.5%	14.0%	11.6%	0.5%	7.3%	2.8%
足立区	265,566,300	0.4%	12.9%	6.5%	17.3%	18.7%	15.1%	0.4%	5.5%	3.0%
葛飾区	168,819,561	0.5%	11.8%	7.0%	19.4%	16.0%	13.0%	0.8%	6.7%	3.0%
江戸川区	234,193,267	0.4%	11.9%	5.8%	18.4%	17.3%	14.4%	0.4%	6.9%	0.9%
政令市計	12,371,095,512	0.3%	9.1%	5.7%	12.4%	11.1%	8.7%	2.8%	7.4%	13.0%
札幌市	877,874,559	0.2%	10.8%	5.9%	10.0%	15.5%	10.0%	2.1%	5.1%	9.2%
仙台市	542,341,172	0.3%	6.5%	4.2%	10.6%	5.4%	8.0%	2.6%	5.7%	11.2%
さいたま市	452,417,154	0.4%	8.9%	5.6%	13.9%	8.0%	9.3%	3.4%	11.1%	10.9%
千葉市	377,952,271	0.4%	8.4%	4.9%	13.0%	9.4%	8.6%	2.8%	8.2%	15.4%
横浜市	1,443,265,279	0.2%	9.5%	6.1%	14.8%	9.4%	8.6%	2.9%	6.9%	13.4%
川崎市	607,374,683	0.3%	7.8%	5.0%	13.9%	10.5%	8.3%	3.0%	10.1%	11.5%
相模原市	252,652,445	0.4%	12.0%	5.3%	15.7%	9.3%	8.4%	3.6%	8.5%	9.2%
新潟市	372,053,285	0.3%	7.3%	6.0%	12.6%	5.0%	10.4%	3.8%	7.8%	10.9%
静岡市	274,122,029	0.4%	8.7%	6.5%	12.3%	5.5%	8.2%	4.7%	9.7%	14.5%
浜松市	275,618,118	0.3%	8.8%	7.1%	13.5%	4.5%	10.4%	4.2%	7.8%	14.1%
名古屋市	1,047,391,598	0.2%	9.8%	6.0%	12.9%	8.6%	8.7%	2.6%	7.5%	14.2%
京都市	717,083,021	0.3%	9.9%	6.8%	11.9%	11.5%	8.4%	3.0%	5.9%	12.1%
大阪市	1,635,842,942	0.2%	8.7%	5.3%	9.7%	19.2%	7.5%	2.2%	5.2%	16.3%
堺市	350,241,172	0.4%	10.5%	6.9%	15.0%	14.1%	8.0%	3.3%	6.8%	9.4%
神戸市	714,157,855	0.3%	9.3%	6.6%	12.0%	12.6%	9.0%	2.5%	8.1%	15.5%
岡山市	282,819,404	0.4%	9.3%	6.3%	14.2%	8.5%	8.9%	3.5%	12.7%	12.1%
広島市	554,126,925	0.3%	8.6%	4.9%	12.7%	8.5%	9.5%	2.6%	12.7%	12.7%
北九州市	517,271,710	0.3%	9.7%	6.3%	11.2%	9.6%	7.8%	2.8%	6.1%	12.9%
福岡市	779,107,078	0.2%	7.8%	4.3%	11.3%	10.9%	9.5%	1.7%	6.2%	13.6%
熊本市	297,382,812	0.4%	10.9%	6.3%	14.9%	10.0%	9.2%	2.9%	6.8%	10.8%
西宮市	167,488,174	0.5%	10.1%	6.4%	15.4%	9.0%	11.8%	3.5%	8.4%	11.2%

*2016 年度総務省地方自治体財政状況調の目的別歳出より抜粋

第三章 高齢者サービスの比較分析

今井由佳・長谷部幸・山根朋花

3.1.東京 23 区と政令指定都市・県庁所在地の格差

東京 23 区の高齢者・介護サービスは、政令指定都市、県庁所在地に比べ、格段に手厚い。その実態について述べていく。便利帳の高齢者や福祉のページには、大きく分けて高齢者に関するものと介護に関するものという 2 つの記述に分類される。混在するこれらの記述を分類するにあたり、以下のように基準を決めた。

・高齢者サービスとは、65 歳以上からすべての方が受けられるサービスと定義した。

(例外を除きサービスを受けられる最低年齢が 65 歳であったため)

・介護サービスとは、介護保険サービス以外で、介護保険において要支援、要介護と認定された方や定められた対象に当てはまる方が受けられるサービスと定義した。

図表 3-1 高齢者サービスの概要

	配食サービス(金額)	杖の支給 (有無)	祝品・祝金(円)	敬老入浴事業(名称)	敬老マッサージ(名称)
千代田区	400～670円	×	760,000	敬老入浴券	はり、きゅう、マッサージ 施術料金補助
中央区	410～867円	○	165,000	敬老入浴事業	敬老マッサージ
港区	400円(1食)	×	165,000	無料入浴券の給付	はり・マッサージサービ ス
新宿区	500円(1食)	○	412,000	ふれあい入浴	マッサージサービス
文京区	×	○	190,000	シニア入浴事業	高齢者マッサージサービ ス
台東区	400～580円(1食)	×	30,000	①高齢者ふれあい入 浴券②公衆浴場無料 開放	マッサージサービス券
墨田区	383～672円	×	40,000	にこにこ入浴証	長寿マッサージ
江東区	400～520円	○	250,000	ふれあい入浴事業	出張三療サービス
品川区	1食600円 (週2回ま で)	○	141,000	①しながわ出会いの湯 ②シルバーセンター	シルバーセンター
目黒区	271～823円	×	30,000	①めぐろリフレッシュ湯 ②敬老入浴デー浴場 無料開放	×
大田区	400～700円(1食)	×	245,000	いきいき高齢者入浴事 業	健康回復事業(はり、 きゅう、マッサージ)
世田谷区	500円(1食)	×	28,000	入浴券の支給	はり・きゅう・マッサージ サービス
渋谷区	1000円(1枚250円分 ×10枚)	×	395,000	高齢者入浴デー	マッサージサービス
中野区	×	×	90,000	公衆浴場開放いきいき 入浴	三療サービス
杉並区	360～660円(週1～7 回)	×	95,500	①ふれあい入浴②ま ちの湯健康事業	高齢者活動支援セン ター・ゆうゆう館
豊島区	400～650円(週5日ま で)	×	100,000	①敬老入浴事業②湯 友サロン(浴場ミニデイ サービス)	×
北区	×	×	106,000	高齢者ヘルシー入浴 補助券	高齢者福祉マッサージ 券
荒川区	350円助成(1食)	○	173,000	ふろわり200(入浴カー ド)	在宅介護者元気回復 マッサージサービス☆
板橋区	全額自己負担	×	64,000	敬老入浴券	×
練馬区	410～670円	×	225,000	入浴証	三療サービス、いきいき 健康券
足立区	全額負担	○	30,000	ゆ～ゆ～湯(入浴証)	○
葛飾区	346～575円	×	345,000	くつろぎ入浴証	○
江戸川区	470円	○	20,000	入浴証引換券	三療券、三療割引券

図表 3-2 介護サービスの概要

	紙おむつ支給(対象)	理美容サービス(対象)	寝具乾燥サービス(対象)
千代田区	要介護1以上で常時紙おむつを必要とする要介護高齢者等	要介護3以上の理美容店に行くことが困難な高齢者	要介護3以上または高齢者独居世帯
中央区	要介護2以上で、寝たきりまたは認知症のため常時おむつを必要としている方	要介護2以上で寝たきりまたは認知症のため、理美容・美容所の利用が困難な方	要介護2以上の寝たきりの方
港区	寝たきりまたは失禁状態にあり、要支援1以上の方	要介護3以上の高齢者	要介護3以上の高齢者
新宿区	要介護1以上または入院中で、日常的におむつを必要とする高齢者	要介護4以上の高齢者等	寝具の衛生管理が困難な高齢者独居世帯等
文京区	要介護3以上で、寝たきり等により失禁があり、おむつを使用している高齢者	在宅の寝たきり等で外出困難な高齢者	×
台東区	要支援1以上に認定され、かつ常時おむつを使用している方	要介護4以上の寝たきり高齢者	寝たきりの方がいる高齢者のみの世帯と、ふとんを干せない高齢者独居世帯
墨田区	要介護3以上でねたきりなどでおむつが必要な高齢者	理美容店に行くことが困難なねたきりなどの在宅の高齢者、要介護3以上の認定を受けている方	ねたきりなどの高齢者のいる世帯、要介護3以上の方
江東区	要介護3以上または重度の認知症等で、常時おむつを使用している一定所得以下の高齢者	要介護3以上の在宅で寝たきりの高齢者で、理美容店に行けない方	高齢者独居世帯または高齢者のみの世帯で、要介護3以上の在宅の方
品川区	在宅で寝たきり等の常時紙おむつが必要な要介護3以上の方(生活保護受給者、施設入所・入院中は除く)	在宅で寝たきり状態にある40歳以上の方	×
目黒区	失禁状態でおむつを使用している要介護2以上または入院中の方	要介護2以上の方で、寝たきり、座位が保てない、重度の認知症などのため外出が困難な在宅の方	要介護4以上の方、またはひとりぐらし等高齢者登録をしている75歳以上の方のうち日中独居以外の方
大田区	要介護3以上で失禁のためおむつを必要とする方、要支援1からの場合は傷病により医師が紙おむつを必要と認めた方	常時寝たきりの高齢者	在宅で寝たきりの高齢者、またはひとり暮らしで病弱な方
世田谷区	寝たきり等で2か月以上おむつを使用し、必要と認められる方(介護保険施設等に入所している場合を除く)、要介護3以上の方(介護保険第2号被保険者の方も対象)	要介護3以上でねたきり等のため理美容店で理髪が困難な高齢者	身体的条件または住環境等により寝具を干すことが困難なねたきり等で、要介護3以上の方
渋谷区	要介護1以上の高齢者	要介護4以上で在宅の高齢者	高齢者独居世帯、または高齢者のみの世帯で、寝具を乾燥することが困難な方
中野区	要介護1以上で常時失禁状態の高齢者(介護保険施設等入所者を除く、所得制限あり)	×(介護保険特別給付)	×(介護保険特別給付)
杉並区	要介護3以上で、おむつが必要な方(要介護1・2の方は身体状況確認書に医師の証明が必要、介護保険施設入所者除く)	要介護1以上で外出が困難な方	寝具を干すことが困難な高齢者、または介護保険の2号被保険者で要介護・要支援の認定を受けている方(同一世帯に寝具を干すことが可能な方がいる場合は除く)
豊島区	要支援・要介護認定を受けていて、寝たきりまたは常時失禁のある高齢者(所得制限あり)	要介護4以上で理美容店に行けない高齢者	70歳以上の一人暮らしまたは要介護4以上の高齢者
北区	要支援1以上、常時おむつが必要な高齢者	要介護4以上で40歳以上の方	要介護4以上で40歳以上の方、高齢者独居世帯または高齢者のみの世帯で、寝具の乾燥が困難な方
荒川区	高齢者及び介護保険の第2号被保険者(40～64歳)で介護保険の要介護4以上の方、または要介護1～3の認定を受けた認知症の方	要介護4以上かつ在宅者の高齢者	要介護4以上で寝具乾燥が必要と認められる高齢者
板橋区	要介護1以上で常時失禁状態の方	要介護3以上で美容室に出向けない高齢者	×
練馬区	常時失禁状態にある要介護1以上の高齢者(所得制限あり)	要介護3以上で外出が困難な高齢者	要介護1以上で高齢者独居世帯もしくは高齢者のみの世帯の方
足立区	要介護3以上の住民税非課税世帯に属する常時失禁状態の方	要介護3以上で在宅の寝たきり状態で店舗にて理美容が受けられない高齢者	要介護3以上で在宅の寝たきりの高齢者
葛飾区	要介護2以上で住民税非課税世帯に属する常時失禁状態の高齢者	要介護3以上で美容室に出向けない高齢者	高齢者独居世帯もしくは高齢者のみの世帯で布団など寝具乾燥作業が困難な方
江戸川区	60歳以上の方	要介護4以上で在宅の60歳以上の方	要介護4以上で在宅の高齢者

図表 3-1 は、高齢者サービスを、図表 3-2 は、東京 23 区の介護サービスをまとめた完全版の表を簡略化したものである。主に便利帳から情報を得たが、背景が灰色の部分に関しては、区のホームページから補足した。図表 3-1 では、配食サービスは金額、杖の支給はサービスの有無、敬老入浴事業・敬老マッサージはサービスの名称を抜粋した。祝品・祝金については、対象・金額が各区違うため、108 歳まで生きたと仮定し、区から贈られる祝品・祝金の合計金額を計算した。祝品の場合は、金額のわかる商品券やカタログギフトを計算に加えた。108 歳を基準とした理由は、最高齢を除き対象の最高齢が大田区の 108 歳であったからである。（高齢者インフルエンザ予防接種については後で述べるため記載していない）

表 3-2 では、紙おむつ支給、理美容サービス、寝具乾燥サービスの対象について抜粋した。

完全版の表には、東京 23 区と政令指定都市すべてのサービスの有無・対象・金額についてまとめているので、詳細は DVD を参照して欲しい。今回まとめたサービスの概要は以下である。

高齢者サービス

【配食サービス】

ひとり暮らしの高齢者等で調理が困難かつ見守りが必要な方の健康維持と安否確認のため、食事の宅配を行う。サービスの名称・内容・対象・金額については自治体ごとに異なる。

【杖の支給】

杖を必要とする高齢者に無料で配布する。サービスの名称・対象は自治体ごとに異なる。

【交通費助成(シルバーパス)】

70 歳以上の方に都営交通・民営路線バスなどが利用できるパスを交付。この事業は区ごとに行っている事業ではなく、都の東京交通局が行っている。そのため、どの区に在住していても、同じサービスを受けることができる。

【祝品・祝金】

長寿を祝って、節目年齢の高齢者の方に祝品・祝金を贈呈する。サービスの名称・内容・対象・金額・品目については各自自治体により異なる。

【敬老入浴事業】

入浴に関するサービス。入浴事業については第一章でも触れた通り、名称がバラバラであり、また内容も異なっていた。

【敬老マッサージ】

高齢者へのマッサージに関するサービスである。サービスの名称・内容・対象・金額は自治体ごとに異なる。はり・きゅうなどの専門の人が施術している本格的なものもある。

【高齢者インフルエンザ予防接種】

高齢者を対象にインフルエンザ予防接種の助成を実施している。サービスの名称・助成額は自治体ごとに異なる。

【肺炎球菌ワクチン】

高齢者を対象に肺炎球菌予防接種の助成を実施している。サービスの名称・助成額は自治体ごとに異なる。

介護サービス

【紙おむつ支給】

紙おむつを支給、または、紙おむつの費用を助成する。サービスの名称・内容・対象・金額につい

ては自治体ごとに異なる。

【理美容サービス】

理美容店に行くことが困難な高齢者の自宅に美容師が訪問し、調髪、カットなどのサービスを行う。

サービスの名称・内容・対象・金額は自治体ごとに異なる。

【寝具乾燥サービス】

快適に就寝できるように、寝具を乾燥消毒する。サービスの名称・内容・対象・金額については区自治体ごとに異なる。

特に介護サービスは区の職員や業者が訪問して各高齢者の介護を必要とする家庭を廻る事業である。これらは、単純なサービスの提供だけでなく、定期的に行くことで健在なのかどうかを確認するという側面もある。近年は独居老人の数が増えていき、23区内でも孤独死などの事例が絶えず続いている。行政として、訪問する意味はとでもあるのではないだろうか。

今回調査した高齢者・介護サービスの中でも、高齢者インフルエンザ予防接種、祝品・祝金は、格差が顕著に現れたため、これから詳しく述べていく。

3-2 高齢者のインフルエンザの予防接種サービスと祝い金サービス

図表 3-3 は、東京 23 区・政令指定都市・県庁所在地における、高齢者インフルエンザ予防接種の料金を整理したものである。各自治体の便利帳・インターネット版の便利帳・ホームページから情報を得て作成した。

図表 3-3 東京 23 区・政令指定都市・県庁所在地 高齢者インフルエンザ予防接種料金一覧

料金(円)	
無料	最上位(渋谷区・千代田区・港区・目黒区)
500	神戸市
1,000	松本市・松山市・那覇市
1,100	高知市
1,200	青森市・津市・宮崎市
1,300	鳥取市
1,400	札幌市・福島市・金沢市・大津市・高松市
1,460	山口市
1,500	仙台市・相模原市・名古屋市・大阪市・堺市・福岡市・北九州市・熊本市・盛岡市・宇都宮市・前橋市・和歌山市・松江市・佐賀市・大分市・鹿児島市
1,600	静岡市・浜松市・広島市
1,620	さいたま市・新潟市
1,800	千葉市
1,900	徳島市
2,000	京都市・福井市・甲府市・長崎市
2,050	岡山市
2,200	中野区
2,300	横浜市・川崎市
2,500	最下位(中央区・新宿区・墨田区・江東区・文京区・台東区・品川区・豊島区・杉並区・荒川区・北区・大田区・板橋区・葛飾区・練馬区・足立区・世田谷区・江戸川区)
2,600	秋田市
1,000助成	水戸市
1,500助成	山形市

- ・無料でサービスを提供できていた自治体は、政令指定都市・県庁所在地ではなく、東京 23 区の 4 区のみであった。
- ・政令指定都市は比較的料金が低い傾向にある。それに比べ県庁所在地の中でも安い金額で実施している自治体があった。

図表 3-4 は、108 歳までに贈られる祝品・祝金の合計金額を整理したものである。各自治体の便利帳・インターネット版の便利帳・ホームページを元に作成した。便利帳・ホームページに記載のない情報については電話調査により補足した。東京 23 区は太字で表示している。

図表 3-4 東京 23 区・政令指定都市の 108 歳までに贈られる祝品・祝金の合計金額一覧

合計金額(円)	
760,000	千代田区
412,000	新宿区
395,000	渋谷区
345,000	葛飾区
250,000	江東区
245,000	大田区
225,000	練馬区
215,000	静岡市
210,000	川崎市
190,000	文京区
178,239	東京23区平均
173,000	荒川区
165,000	中央区・港区
155,000	福岡市
141,000	品川区
135,000	さいたま市
106,000	北区
100,000	豊島区
95,500	杉並区
90,000	中野区
64,000	板橋区
60,000	仙台市・相模原市
50,000	千葉市
40,000	墨田区・浜松市
35,000	広島市
33,000	名古屋市
30,000	台東区・目黒区・足立区・熊本市・新潟市・北九州市
28,000	世田谷区
20,000	江戸川区
5,000	札幌市
祝品	横浜市・京都市・岡山市
祝状	堺市
×	大阪市・神戸市(廃止)

東京 23 区は、すべての区で行っている一方で、政令指定都市は、祝品や祝状、または行っていない自治体もあった。東京 23 区で一番もらえる千代田区と政令指定都市で一番もらえる静岡市では、545,000 円の差がある。静岡市・川崎市という 2 つの市を除いて、東京 23 区の合計金額の平均は他の政令指定都市より高い。東京 23 区と政令指定都市と比較すると東京 23 区に住む方が充実した祝い金制度を受けられるが、東京 23 区の中でも格差があり、実際にどのように違いがあるか考えていく。

区から贈られる祝品・祝金の合計金額が最も高い千代田区に住むと 70 代では、75 歳で 10,000 円、77 歳で 15,000 円がもらえる。また 80 歳になると 15,000 円、85 歳で 10,000 円、88 歳で 20,000 円がもらえる。90 歳になると 20,000 円、91 歳から 94 歳まで毎年 10,000 円、95 歳では 50,000 円と祝品として銀杯三つ重ね、96 歳から 99 歳まで毎年 10,000 円とすべての年で祝金をもらうことができる。また、100 歳では、60,000 円と祝品として金杯三つ重ね、賞状がもらえ、101 歳以上になると 60,000 円がもらえる。もしも 108 歳まで長生きが出来たら、これらを合計すると 760000 円もらえる計算になる。それに対して、東京 23 区で合計金額が最も低かった江戸川区に住んでいる場合にももらえるのは、88 歳でお祝いの手紙、100 歳で 20,000 円相当の祝品のみである。千代田区と江戸川区の差は歴然である。23 区の中でもこれだけ差があることは高齢者の人口に起因するのではないだろうか。次項ではこのことについてもう少し見ていくことにした。

祝品の内容は、カタログギフト・商品券・茶葉など様々であり、毎年内容を変えている自治体もあった。ユニークな祝品もあり、中央区では 77 歳・88 歳の方に長寿のお祝いで 5000 円分の全国共通すし券を贈っている。全国共通すし券は、全国すし組合に加入している店であれば、どこでも使用することができる。電話調査によると、このサービスを始めた正確な理由はわからないが、中央区には築地があり、屋外にも寿司屋が多いことが関係しているのではないかという回答を得た。また、全国共通すし券の評判については、普段は行くことのできないカウンター寿司屋に行くことができたという喜びの声から、富裕層にとっては 5000 円では足りないという様々な評判があるそうだ。

3-3 人口から見る高齢者・介護サービス

政令指定都市の祝品・祝金のサービスを調査する中で、横浜市は縮小し、神戸市は廃止したことが分かった。それらの市は、どちらも高齢者人口が多いという特徴があったため、高齢者人口が少ないほど、高齢者・介護サービスが手厚いという仮説を立てて検証した。人口の仮説を検証する際には、2015 年の国勢調査における、人口等基本集計の 65 歳以上人口のデータを使用した。図表 3-3-1 は、政令指定都市の 65 歳以上人口と 108 歳までに贈られる祝品・祝金の合計金額に、東京 23 区の人口最少区である千代田区、最多区である世田谷区を比較したものである。65 歳以上人口は少ない順、108 歳までに贈られる合計金額は高い順に並べた。

図表 3-5 政令指定都市の 65 歳以上人口と 108 歳までに贈られる合計金額の比較

	65歳以上人口		108歳までに贈られる合計金額(円)
千代田区(65歳以上人口最小区)	10,286	千代田区	760,000
相模原市	171,040	静岡市	215,000
岡山市	175,013	川崎市	210,000
熊本市	177,325	福岡市	155,000
世田谷区(65歳以上人口最多区)	184,512	さいたま市	135,000
静岡市	200,229	相模原市	60,000
浜松市	208,355	仙台市	60,000
新潟市	217,107	千葉市	50,000
堺市	224,064	浜松市	40,000
仙台市	234,360	広島市	35,000
千葉市	238,213	名古屋市	33,000
北九州市	277,120	熊本市	30,000
広島市	279,311	新潟市	30,000
川崎市	279,482	北九州市	30,000
さいたま市	284,138	世田谷区	28,000
福岡市	312,331	札幌市	5,000
京都市	381,132	岡山市	祝品(肩当て)
神戸市	411,427	京都市	祝品(伝統工芸品)
札幌市	483,534	横浜市	祝品(お茶、風呂敷)
名古屋市	545,210	堺市	祝状
大阪市	668,698	神戸市	×(廃止)
横浜市	865,490	大阪市	×

・表の下段にある横浜市、大阪市、札幌市、神戸市、京都市は、65 歳以上人口が多く、108 歳までに贈られる合計金額が少ないもしくは祝品、祝状、サービス自体実施していない。

・神戸市は 2016 年度に廃止、横浜市は 2007 年度に敬老祝金（77.88.99 歳に対する祝金）を廃止している。電話調査によると、神戸市は、高齢者人口の増加による財政の圧迫が理由と回答を得た。横浜市は、断言しなかったが、おそらく同様の理由であると回答を得た。

⇒高齢者人口が少ないほど、高齢者・介護サービスが手厚いという仮説は正しい。

今回高齢者・介護サービスについて調査したが、政令指定都市・県庁所在地に比べ、東京 23 区は高齢者・介護サービスが極めて手厚かった。東京 23 区の各区では、ユニークな高齢者向けサービスを行っているところが多かった。

また、顕著な差が出たものとして、高齢者インフルエンザ予防接種を無料で実施していたのは、東京のみであり、祝品・祝金も全区で実施している。東京 23 区とは対照的であったのが、政令指定都市である。祝品・祝金も、横浜市は対象の該当年齢を減らし、神戸市は廃止していた。県庁所在地の中でも政令指定都市より、高齢者・介護サービスが優れている自治体があったことはひとつ新たな発見であった。今後、高齢者・介護サービスについて調べる際には、参考にしてほしい。

第四章 子どもに関する行政サービスの比較

この章では、子どもに関する行政サービスについて比較していく。少子高齢化が指摘されていく中で、各区や市の出産・育児サービスの充実はこのからの日本にとって必要不可欠である。本稿では、医療費助成制度・学校給食・待機児童・学童保育の4つのテーマに焦点を当て、東京23区・政令指定都市・西宮市における子どもに関する行政サービスの実態の整理と比較を行う。

4-1. 充実している東京23区の子ども医療費助成

寺田絵里可

図表 4-1 各自治体の子ども医療費助成制度

自治体名	対象年齢		自己負担金
	外来	入院	
千代田区	18歳	18歳	なし
北区	15歳	18歳	なし
その他特別区部	15歳	15歳	なし
札幌市	15歳	15歳	初診時（医科580円、歯科510円）
仙台市	9歳	15歳	外来：初診時500円【3歳～9歳】
			入院：10日まで1日500円【7歳～15歳】
さいたま市	15歳	15歳	なし
千葉市	15歳	15歳	外来・入院：1回300円【0歳～9歳】
			外来：1回500円【10歳～15歳】
横浜市	7歳	15歳	なし
川崎市	7歳	15歳	なし
相模原市	9歳	15歳	なし
新潟市	9歳	15歳	外来：1日530円（月4回限度）、入院：1日1,200円
静岡市	15歳	15歳	外来：1回500円【0歳は無料】
			入院：なし
浜松市	15歳	15歳	外来・入院：1回（1日）500円【未就学児は月4回限度】
名古屋市	15歳	15歳	なし
京都市	12歳	12歳	外来：月200円【0～2歳】、入院：月200円
			月3,000円超は償還払い【3歳～12歳】
大阪市	15歳	15歳	外来・入院：1日あたり500円以内（月2日限度）
			ただし月額上限2,500円以上は償還払い
堺市	15歳	15歳	外来・入院：1日あたり500円以内（月2日限度）
神戸市	15歳	15歳	入院：なし
			外来：1日500円【3歳以上】
岡山市	5歳	15歳	なし
広島市	5歳	5歳	外来：初診算定時に1日500円（月4日限度）
			入院：500円（1医療機関、14日限度）
北九州市	5歳	15歳	入院：1日500円（月7日限度）【6～15歳】
			外来：なし
福岡市	5歳	12歳	なし
熊本市	9歳	9歳	外来・入院：医科【3歳以上】
			歯科500円（月ごと）【5歳以上】
西宮市	15歳	15歳	外来：1日800円限度（月2回まで）、入院：1割負担（月額3200円限度）【1～6歳】

※この表は、各自治体の発行する便利帳に記述されている「子ども医療費助成」を東京23区、政令指定都市、西宮市の順番でまとめたものである。東京23区の医療費助成制度は、千代田区と北区以外の21区が、同じ結果であったため、まとめて表記している。

東京 23 区と政令指定都市を比較していく中で、明らかな差が出ていた行政サービスの一つとして子どもの医療費助成があった。図表 4-1 はそれらをまとめて比較したものである。東京 23 区は、全ての区で所得制限が設けられていない。また、年齢に関しては、千代田区と北区は 18 歳までを対象とし、その他は 15 歳までである。一方、政令指定都市の中で最も制度が充実していたのは、さいたま市と名古屋市であり、東京 23 区と同じく 15 歳までを対象として助成を行っている。それに対して、最も制度が充実していなかったのは広島市であった。広島市は、外来と入院共に 5 歳までの乳幼児を対象としており、助成の主な内容も 1 日 500 円までとなっていた。他の政令指定都市でも、年齢制限が未就学児までの所があるが、関西学院大学のある西宮市は 15 歳までを対象としており、この点は子育てに力を入れている西宮市の特徴がうかがえる。東京 23 区のように、年齢制限を 15 歳まで設けている市は、政令指定都市 20 市中 8 市のみである。しかし、その内容も所得制限があれば、一回の診察で 500 円まで負担など 23 区に比べると見劣りした内容であった。

【東京 23 区と大阪市と西宮市の比較】

・外来の場合

例えば、子どもが風邪を引いた場合、3 都市すべてが医療費の助成対象を 15 歳までとしている。しかし、23 区のうち千代田区だけは、**18 歳**まで医療費の助成がある。助成金額に関しては、3 都市で違いが見られた。東京 23 区では**全額助成**されるのに対して、大阪市と西宮市では、一部負担金が必要である。大阪市では一日あたり 500 円まで、西宮市では一日あたり 800 円までの負担があり、西宮市の方が助成内容は優れていた。なお、どちらも 1 ヶ月に 2 回までと回数に制限がある。

・入院の場合

入院時の助成対象は、23 区のうち千代田区と北区のみ 18 歳まで助成とされている。その他 21 区と大阪市、西宮市は 15 歳までを助成対象としている。助成金額について、外来と同様に東京 23 区は、全額助成される。大阪市も外来と同様、一日あたり 500 円負担である。西宮市では、入院費の 1 割負担が必要となる。限度額は月額 3200 円である。

4-2. 充実した学校給食を実施している東京 23 区

的場風音

図表 4-2 は、各自治体の HP から調べたものである。小中学生人口は、2015 年国勢調査から、公立小中学校数は、2015 年の学校基本調査から抜粋した。小学校高学年の一人当たりの給食費は、親が実費で負担する毎月の給食費を、授業実施日で割って換算したものである。

東京 23 区のすべての小中学校では、学校給食が完全に実施されていた。一方で、政令指定都市の横浜市と京都市では、中学校の学校給食が行われておらず、神戸市においては、2014 年度から中学校の給食を実施し始めたが、2015 年までの約 10 か月間の間に、虫や金属片などの異物混入があり、一時中断をしていたが、2017 年から順次再開する予定のようである。また、学校給食の調理状況についても、東京 23 区と政令指定都市とは異なっていることが分かる。東京 23 区のすべての小学校では、調理場を自炊で設置している。一方で、政令指定都市ではほとんどが共同調理場（給食センター）を設置し、地区ごとに数校分の給食を調理する方式になっている。やはり東京 23 区のように、学校内で作られた給食を出来立ての間に食べることができる方が、児童たちにとってはありがたいものであり、近年子どもの食育というものに注目が行く中で、保護者にとっても安心できることであるだろう。また、共同調理

場での調理となるとその施設で食中毒が発生した場合、地域の小学校がその被害となる。食品衛生上安心することができない。一食当たりの給食費は、政令指定都市の方が若干安いことがうかがえる。これは、共同調理場で大量の給食をまとめて作るという方式を採用しているため、安く抑えることができてはいるが、一食当たりではそこまで安くなっていないため、むしろ安さを求めて質が悪くなってしまっは元も子もない。

東京 23 区は中学校の完全給食を実施できており、また自校調理方式を採用していることは、その制度の充実さをうかがうことができる。一方で、政令指定都市では、自治体によって実施状況はバラバラであり、中学校の完全給食を行っていない自治体もあった。学校給食においては、東京の充実度や制度がきちんと整備されているところが行政サービスの格差の一つとなっているだろう。

表 4-2 各自治体の学校給食実施状況

	調理方式	小学校高学年の 一食当たりの給食費	小学校	中学校	小学生人口	中学生人口	公立 小学校数	公立 中学校数
千代田区	自校方式	¥294	○	○	2439	1207	8	2
中央区	自校方式	¥265	○	○	5400	2192	16	4
港区	自校方式	¥280	○	○	10116	4183	18	10
新宿区	自校方式	¥270	○	○	9659	4941	29	11
文京区	自校方式	¥267	○	○	8696	4249	20	10
台東区	自校方式	¥292	○	○	6448	3301	19	8
墨田区	自校方式	¥285	○	○	9968	4997	25	11
江東区	自校方式	¥275	○	○	23116	10629	45	23
品川区	自校方式	¥280	○	○	14574	6984	37	15
目黒区	自校方式	¥278	○	○	10388	5270	22	9
大田区	自校方式	¥262	○	○	29540	15473	59	28
世田谷区	自校方式	¥274	○	○	37216	19535	64	29
渋谷区	自校方式	¥258	○	○	6619	3152	18	8
中野区	自校方式	¥285	○	○	9348	4999	25	12
杉並区	自校方式	¥274	○	○	20437	10566	41	23
豊島区	自校方式	¥287	○	○	8505	4455	22	8
北区	自校方式	¥261	○	○	12255	6377	37	12
荒川区	自校方式	¥279	○	○	8883	4422	24	10
板橋区	自校方式	¥260	○	○	22512	12005	52	23
練馬区	自校方式	¥260	○	○	33876	18453	65	35
足立区	自校方式	¥254	○	○	31324	16692	69	37
葛飾区	自校方式	¥258	○	○	20416	10721	49	24
江戸川区	自校方式	¥243	○	○	36038	19559	73	32
	調理方式	小学校高学年の 一食当たりの給食費	小学校	中学校	小学生人口	中学生人口	公立 小学校数	公立 中学校数
札幌市	共同調理場方式	¥260	○	○	89196	47880	204	99
仙台市	共同調理場方式	¥245	○	○	51498	27921	126	64
さいたま市	共同調理場方式	¥238	○	○	66567	35801	103	57
千葉市	共同調理場方式	¥273	○	○	50786	27712	113	55
横浜市	共同調理場方式	不明	○	×	188862	101488	342	147
川崎市	共同調理場方式	¥243	○	×	70706	35843	113	52
相模原市	共同調理場方式	¥258	○	○	36069	19377	72	37
新潟市	共同調理場方式	不明	○	○	40208	21708	111	57
静岡市	不明	不明	○		34783	19377	87	43
浜松市	不明	不明	○	○	43967	22995	100	49
名古屋市	共同調理場方式	¥227	○	○	111353	58232	263	112
京都市	不明	不明	○		65473	35285	173	76
大阪市	共同調理場方式	¥233	○	○	114599	62288	298	131
堺市	不明	¥235	○	×	46769	24661	93	43
神戸市	共同調理場方式	¥233	○	○	76068	40694	164	84
岡山市	共同調理場方式	¥280	○	○	38978	20870	91	38
広島市	共同調理場方式	¥250	○	○	66619	34586	141	64
北九州市	自校方式	¥226	○	○	48459	26031	131	62
福岡市	自校方式	¥243	○	○	77587	39786	143	69
熊本市	不明	¥243	○	○	41334	22124	95	43
西宮市	自校方式	¥250	○	○	27378	14901	40	20

4-3.待機児童問題から見る東京 23 区の保育所充実度合

北岡真歩

図表 4-3 東京 23 区と政令指定都市の保育施設数と待機児童数

	児童数	保育施設数	待機児童数			施設定員数		
			H25	H26	前年比	H25	H26	前年比
千代田区	2,503	9	0	0	0	1,517	1,814	297
中央区	8,793	29	135	119	▲16	2,800	3,259	459
港区	15,077	36	45	30	▲15	3,520	4,125	605
新宿区	12,387	44	152	168	16	4,408	4,893	485
文京区	10,390	37	104	69	▲35	2,932	3,492	560
台東区	7,912	23	126	170	44	2,144	2,342	198
墨田区	11,610	44	157	76	▲81	4,386	5,060	674
江東区	27,834	88	315	167	▲148	8,547	9,825	1,278
品川区	18,568	70	128	215	87	6,402	6,611	209
目黒区	12,950	34	247	294	47	3,149	3,341	192
大田区	31,678	99	613	154	▲459	9,886	10,523	637
世田谷区	40,411	96	1,109	1,182	73	9,693	11,131	1,438
渋谷区	9,128	35	120	252	132	3,003	3,204	201
中野区	18,207	38	241	172	▲69	3,748	4,095	347
杉並区	23,560	63	116	42	▲74	6,080	6,800	720
豊島区	10,803	35	240	209	▲31	3,400	3,643	243
北区	14,895	63	69	160	91	6,092	6,308	216
荒川区	10,216	36	8	48	40	4,145	4,430	285
板橋区	24,988	98	515	378	▲137	8,834	9,311	477
練馬区	34,342	105	487	176	▲311	10,442	11,761	1,319
足立区	31,676	96	330	322	▲8	9,431	9,863	432
葛飾区	21,243	83	111	252	141	8,839	9,284	445
江戸川区	35,769	86	298	347	49	10,087	10,126	39
政令指定都市								
札幌市	85,213	268	323	69	▲254	22,587	24,983	2,396
仙台市	51,951	154	570	419	▲151	13,110	14,286	1,176
さいたま市	63,589	164	128	95	▲33	13,655	14,655	1,000
千葉市	44,904	143	0	0	0	12,987	12,274	361
横浜市	181,628	667	20	8	▲12	51,306	54,882	3,576
川崎市	77,490	272	62	0	▲62	20,325	22,460	2,135
相模原市	33,917	102	93	0	▲93	9,588	10,536	948
新潟市	37,359	226	0	0	0	20,355	20,851	504
静岡市	32,040	128	156	141	▲15	11,445	12,246	801
浜松市	40,803	95	315	407	92	9,210	10,910	1,700
名古屋市	113,659	397	0	0	0	37,677	41,338	3,655
京都市	62,771	266	0	123	▲214	27,420	21,457	695
大阪市	120,185	431	224	217	▲7	45,813	47,850	2,019
堺市	42,202	119	54	156	3	15,356	11,445	70
神戸市	70,056	231	123	13	▲110	21,457	22,808	1,351
岡山市	37,746	120	0	134	134	13,637	16,099	2,462
広島市	65,370	200	447	66	▲459	24,160	25,721	1,561
北九州市	45,810	163	0	323	▲75	16,450	22,587	1,180
福岡市	82,432	209	0	61	61	29,349	30,719	1,370
熊本市	40,820	174	319	397	78	16,015	17,893	1,878

表 4-3-1 は 2015 年度国勢調査から、未就学児数・保育施設数・待機児童数・施設定員数と厚生労働省が発表した保育所等関連状況取りまとめ（2015 年 4 月 1 日発表）に記載されていた待機児童数をまとめたものである。

2016 年の 2 月に匿名のブログで「保育園落ちた日本死ね！！」と題した記事が話題になり、国会でも取り上げられた。その過激な発言の裏には、東京 23 区が抱える待機児童と保育園の問題がある。まず、2014 年の東京 23 区の待機児童数は **5002** 人である。特に深刻であるのは、世田谷区の **1182** 人である。それに対して千代田区は 0 人であった。一方、施設定員数でみると、世田谷区は前年度よりも 1438 人増えていて行政側も対応を行っているが、それでも追いつかないほど、待機児童数が増えているというのが実情である。前年比でみると、待機児童数が減少に転じたのは、23 区中 12 区で最も減ったのが大田区で 459 人。最も増えたのは葛飾区で 141 人だった。政令指定都市において、施設数の多い新潟市・名古屋市・福岡市は待機児童 0 を達成できており、定員数も増えている。同じく施設数の多い仙台市・広島市は待機児童が多い。政令指定都市の中でも状況は、自治体によって異なっていることが分かる。

この表から分かることは、施設定員数が増えても、それでもなお待機児童数が増えている自治体があるという事である。特に世田谷区は、昨年度の待機児童数が **1109** 人であり、それを受けて施設定員数を **1438** 人分増やしたが、前年より待機児童数が **73** 人増えている。世田谷区は、23 区で最も児童人口が多い区でもあるため、待機児童数が多いのではないかと思われるが、同じ人口規模の堺市では **156** 人であるのに比べると待機児童の問題が厳しい状況である。行政の対応をはるかに上回る勢いで、待機児童数が増加しているという問題が、東京 23 区で起きていることが深刻である現状である。他の政令指定都市でも、そのような傾向にあるところはあるが、待機児童数 0 や減少に転じている市が多いことがうかがえる。

4-4. 東京 23 区と政令指定都市の学童保育の実態の比較

西本亘騎

学童保育とは児童福祉法により、「放課後児童健全育成事業」として、小学校に就学している児童で、その保護者が仕事等で昼間家庭にいない場合に、授業終了後に児童厚生施設などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る、厚生労働省の所管する事業のことである。今回はその「児童厚生施設」、通称学童クラブや放課後クラブと呼ばれている学童施設を調べていく。学童施設の設置主体は主に地方自治体と NPO 法人や社会福祉法人などの民営に分かれているが、今回は設置主体が公営の施設数で整理した。これらのデータは所管の厚生労働省が HP 上で「放課後児童健全育成事業の実施状況」として毎年発表しており、その 2016 年度のデータから抜粋した。（図表 4-4,4-5）

児童千人当たりの施設数において、東京 23 区は **2.7** であり、平均の **2.2** を上回り比較的多い結果となった。また、東京 23 区内では、北区が **5.1**、文京区が **4.2**、墨田区・千代田区が **3.9** と、多い区がある一方で、葛飾区が **1.2**、中央区が **1.4**、世田谷区が **1.8** と、2 を切る区もあり差の激しさが見受けられた。学童施設数において、23 区内で差があるが東京 23 区は他の政令指定都市と比較して多いといえる。しかし、学童待機児童数も東京 23 区が圧倒的に多い。そのため、東京 23 区では 1 施設当たりの学童定員数を増加、または、無制限にしていかなければならないといった課題がみられる。一方、千代田区は待機児童数が 0 の区の中で児童千人当たりの学童施設数が最も多く優れていると考えられる。

図表 4-4 東京 23 区の学童保育実施状況

	学童施設数	児童数(人)	児童千人当たりの施設数	待機児童数(人)
北区	60	11792	5.1	54
文京区	34	8112	4.2	29
墨田区	38	9653	3.9	139
千代田区	10	2574	3.9	0
港区	29	8083	3.6	25
台東区	22	6482	3.4	40
品川区	37	11146	3.3	0
新宿区	27	8513	3.2	30
渋谷区	18	5867	3.1	0
大田区	87	28632	3.0	114
目黒区	26	8821	2.9	21
荒川区	25	8552	2.9	0
豊島区	22	7764	2.8	0
練馬区	92	32515	2.8	293
中野区	25	9056	2.8	88
足立区	85	31434	2.7	297
杉並区	49	19344	2.5	84
江東区	57	23112	2.5	0
板橋区	52	22226	2.3	0
江戸川区	71	34932	2.0	0
世田谷区	63	34358	1.8	2
中央区	8	5751	1.4	126
葛飾区	24	20105	1.2	210

図表 4-5 政令指定都市の学童保育実施状況

	学童施設数	児童数(人)	児童千人当たりの施設数	待機児童数(人)
新潟市	149	38544	3.9	0
千葉市	158	49318	3.2	383
浜松市	122	43266	2.8	377
北九州市	133	47875	2.8	0
東京23区	961	358824	2.7	1552
大阪市	291	112999	2.6	0
札幌市	202	89142	2.3	0
静岡市	77	33182	2.3	330
京都市	140	62158	2.3	0
岡山市	85	37762	2.3	32
仙台市	110	52248	2.1	19
神戸市	161	75607	2.1	0
広島市	135	65276	2.1	112
熊本市	80	40236	2	0
横浜市	346	180918	1.9	0
相模原市	67	36057	1.9	236
名古屋市	184	111075	1.7	0
福岡市	136	78730	1.7	0
川崎市	113	72302	1.6	0
堺市	72	45372	1.6	143
さいたま市	74	67175	1.1	594
平均値	180.8	80860.3	2.2	179.9

第五章 医療における行政サービスの東京 23 区と政令指定都市の比較

本章では、医療における行政サービスについてまとめた。特に便利帳において、詳しく記述されていた「がん検診」「休日医療」など自治体が挙げて行っている事業は、東京 23 区と政令指定都市では明らかな差が見受けられた。

5-1.がん検診サービスにおける東京 23 区と政令指定都市の比較分析

本堂博嵩

各都市の便利帳にがん検診に対するどのような情報がどのように記載されているかを比較した。これにより、各自治体がどれだけがん検診について力を入れているのか、どれだけがん検診の広報に力を入れているのかを測る一つの材料になる。便利帳を用いてがん検診について考察していく。東京 23 区と政令指定都市、各自治体のがん検診の実態を調査するために、検診単価と自己負担単価が高い胃がん検診と、検査内容が統一されているため対象年齢と自己負担金の 2 つだけで比較することができる大腸がん検診を用いる。他にも、乳がんや子宮頸がんなどの女性特有のがんに関する検診や、患者数の多い肺がんや前立腺がんなどの検診を行っている自治体も多かったが、それらのデータについては DVD に載せている。

胃がん検診

胃がんはかつて、日本人の部位別のがん死亡者数で、最も多いがんとして知られていた。しかし、胃がんは早期に発見されれば、90%以上の方が治ると言われており、胃がんの検診は盛んにおこなわれている。そのため、各自治体のがん検診実施状況の充実度が、そのまま早期発見に直結するものであるといえる。地方自治体が行っている胃がん検診には、主に胃部 X 線検診と胃内視鏡検査の 2 つがあった。メリット、デメリットについて以下にまとめたので参照してもらいたい。(図表 5-1)

図表 5-1 胃部 X 線検診と胃内視鏡検査のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
胃部 X 線検診	比較的簡単な検査	少なからず被ばくする 精密検査は胃内視鏡検査が必要
胃内視鏡検査	精密検査になる	術者によっては苦しさなどがある 検査後に休憩を必要とする施設もある 胃部 X 線検診より費用が高い

表 5-2、5-3 は東京 23 区と政令指定都市の便利帳に記載されていた胃がん検診の状況をまとめたものである。便利帳に載っていない場合は自治体の HP を参照した。まず東京 23 区中で 12 区は胃がん検診を無料で受けることができる。そのほかの区は高くても 1000 円以内であり、平均負担金が 448 円で会った。しかし、政令指定都市では 1000 円を超える自治体が多く、平均負担金は 1624 円で、東京 23 区の約 4 倍の金額がかかる。検査内容については東京 23 区の多くの区では X 線検診を採用しているのに対して、政令指定都市では X 線検診と内視鏡検査のどちらかを選ぶ自治体も多くある。しかし、単純に X 線検診だけ行っている自治体を比較すると、東京 23 区は 500 円以内で受けられる区が多いが、政令

指定都市は 1000 円を超える自治体も多くある。同じ検査内容でも東京 23 区の方が安く受けられることがわかった。

図表 5-2 東京 23 区の胃がん検診実施状況

区名	対象年齢	自己負担金	検査内容
千代田区	40歳以上	200円	胃部×線検診または胃内視鏡検査
中央区	35歳以上	無料	問診、胃部×線検診
港区	40歳以上	無料	問診、胃部×線検診
新宿区	35歳以上	600円	胃部×線検診
文京区	40歳以上	無料	胃部×線検診
台東区	40歳以上	無料	胃部×線検診
墨田区	40歳以上	400円	胃部×線検診
江東区	35歳以上	500円	問診、胃部×線検診(8枚)
品川区	40歳以上	無料	胃部×線検診
目黒区	40～60歳	無料	胃部×線検診
大田区	35歳以上	200円	問診、胃部×線検診
世田谷区	40歳以上	200円	胃部×線検診
渋谷区	40歳以上	無料	胃部×線検診
中野区	40歳以上	200円	問診、胃部×線検診
杉並区	40歳以上	200円	胃部×線検診
豊島区	30歳以上	無料	問診、胃部×線検診
北区	40,45,50,55,60,65歳	無料	問診、胃部×線検診
荒川区	35歳以上	無料	問診、胃部×線検診
板橋区	40歳以上	無料	問診、胃部×線検診
練馬区	30歳以上	100円	問診、胃部×線検診
足立区	40～74歳	300円	問診、血液検査
葛飾区	35歳以上	500円	胃部×線検診
江戸川区	30歳以上	無料	胃部×線検診
23区平均		448円	

図表 5-1-3 各政令指定都市の胃がん検診実施状況

区名	対象年齢	自己負担金	検査内容
札幌市	40歳以上	2200円	問診、胃部×線検診 指定の医療機関
仙台市	35歳以上	2430円	胃部×線検診
さいたま市	40歳以上	1000円	問診、胃部×線検診または胃内視鏡検査のどちらかを選択
千葉市	35歳以上	2200円	問診、胃部×線検診
横浜市	40歳以上	3140円	胃部×線検診または胃内視鏡検査のどちらかを選択
川崎市	40歳以上	2500円	問診、胃部×線検診、胃内視鏡検査
相模原市	40歳以上	900円	胃部×線検診、胃内視鏡検査
新潟市	41～69歳以上	1000円	胃部×線検診
静岡市	35歳以上	1900円	胃部×線検診(直接)
浜松市	35歳以上	3100円	問診、胃部×線検診または胃内視鏡検査のどちらかを選択
名古屋市	40歳以上	500円	胃部×線検診
京都市	40歳以上	1000円	胃部×線検診
大阪市	40歳以上(年度に1回)	1500円	胃部×線検診
堺市	40歳以上	1500円	胃部×線検診
神戸市	40歳以上	600円	問診、胃部×線検診(間接)
岡山市	50～70歳以上の偶数年齢	1020円	胃部×線検診、胃内視鏡検査
広島市	40歳以上	2200円	胃部×線検診
北九州市	35歳以上	1000円	問診、胃部×線検診、胃内視鏡検査
福岡市	35歳以上	1800円	胃部×線検診、胃内視鏡検査
熊本市	40歳以上	1000円	問診、胃部×線検診
23区平均		1624円	

大腸がん

大腸がんは、胃がん同様、大腸がん検診を受けることで、大腸がんによって死亡する確率を約 60～80% 減らせると言われている。大腸がんもまた、各自治体のがん検診実施状況の充実度がそのまま早期発見に直結するものであるといえる。地方自治体で行われている大腸がんの検診は便潜血検査、いわゆる 2 日法が主流であり、その手軽さ、正確さからほぼすべての自治体が採用している。自己負担金額も安く、手軽に検診できる。検査方法は、いわゆる「検便」であり、便を専門の医療機関に提出して検査を行う。便に血液付着されていた場合は、大腸がんやポリープ、潰瘍や痔などの症状が疑われる。血便であると判断された場合は、その後の精密検査を受けることで、がんを具体的に発見することができるようになる。

図表 5-4 と 5-5 は東京 23 区と各政令指定都市が行っている大腸がんの検診実施状況についてまとめた表である。まとめ方については胃がん検診の表と同じである。

東京 23 区では 8 区が大腸がん検診を無料で受けることができる。高くても 600 円以内であった。東京 23 区の平均負担金は 148 円である。それに対して政令指定都市において無料で検診を実施しているのは新潟市のみであり、1000 円を超える市も見受けられ、平均負担金が 517 円と東京 23 区の約 3 倍の自己負担金が発生している。検査内容は東京 23 区、政令指定都市どちらも便潜血検査が多く、同じ内容であるにもかかわらず東京 23 区の方が安く受けることができることが分かった。

図表 5-4 東京 23 区の大腸がん検診実施状況

区名	対象年齢	自己負担金	検査内容
千代田区	40歳以上	200円	便潜血検査(2日法)
中央区	40歳以上	無料	
港区	40歳以上	無料	問診、便潜血検査(2日法)
新宿区	35歳以上	600円	便潜血検査(2日法)※胃+大腸がん検診→2400円
文京区	40歳以上	無料	便潜血検査(2日法)
台東区	40歳以上	無料	便潜血検査(2日法)
墨田区	40歳以上	400円	便潜血検査(2日法)
江東区	40歳以上	500円	問診、便潜血検査(2日法)
品川区	40歳以上	無料	便潜血検査(2日法)
目黒区	40歳以上	無料	問診、便潜血検査(2日法)
大田区	40歳以上	200円	問診、便潜血検査(2日法)
世田谷区	40歳以上	200円	便潜血検査(2日法)
渋谷区	40歳以上	無料	便潜血検査(2日法)
中野区	40歳以上	200円	問診、便潜血検査(2日法)
杉並区	40歳以上	200円	便潜血検査(2日法)
豊島区	30歳以上	無料	便潜血検査(2日法)
北区	35歳以上	無料	問診、便潜血反応(2日法)
荒川区	40歳以上	無料	便潜血反応検査(2日法)
板橋区	36歳以上	無料	問診、便潜血検査(2日法)
練馬区	30歳以上	100円	問診、便潜血検査(2日法)
足立区	40歳以上	300円	問診、便潜血検査(2日法)
葛飾区	40歳以上	500円	便潜血検査(2日法)
江戸川区	40歳以上	無料	便潜血検査(2日法)
23区平均		148円	

図表 5-5 各政令指定都市における大腸がん検診実施状況

区名	対象年齢	自己負担金	検査内容
札幌市	40歳以上	400円	便潜血検査(2日法)
仙台市	40歳以上	500円	便潜血検査(2日法)
さいたま市	40歳以上	400円	問診、便潜血検査(2日法)
千葉市	40歳以上	600円	問診、便潜血検査(2日法)
横浜市	40歳以上	600円	便潜血検査(2日法)
川崎市	40歳以上	700円	問診、便潜血検査(2日法)
相模原市	40歳以上	500円	便潜血検査(2日法)
新潟市	40歳以上	無料	便潜血検査(2日法)
静岡市	40歳以上	200円	便潜血検査(2日法)
浜松市	40歳以上	300円	問診、便潜血検査(2日法)
名古屋市	40歳以上	500円	問診、便潜血検査(2日法)
京都市	40歳以上	300円	便潜血検査(2日法)
大阪市	40歳以上(年度に1回)	300円	便潜血検査(2日法)
堺市	40歳以上	1500円	便潜血検査(2日法)※胃、肺、大腸がんセット
神戸市	40歳以上	500円	便潜血検査(2日法)
岡山市	40歳以上	1130円	問診、便潜血検査(2日法)
広島市	40歳以上	400円	便潜血検査(2日法)
北九州市	40歳以上	500円	問診、便潜血検査(2日法)
福岡市	40歳以上	500円	便潜血検査(2日法)
熊本市	40歳以上	500円	問診、便潜血検査(2日法)
23区平均		517円	

5-2. 休日夜間診療における東京 23 区と政令指定都市の比較

中務壮太

本項では東京 23 区と各政令指定都市の医療制度で特に休日・夜間診療について比較して大阪市の医療制度について整理した。休日・平日夜間診療とは、休日や平日の夜間に病気やケガをした際に、診察を行ってくれる病院や歯科などのことを指している。救急指定医療機関は、救急車で患者を運び込んだり、手術が可能な病院のことを指して論じている。

図表 5-6 は、便利帳に記載されている各自治体の休日夜間診療の対応状況についてまとめたものである。休日平日夜間診療について分析するにあたり、市民目線を意識することに最も注視してきた。そのため、「便利帳」のみを用いて調査を行った。便利帳は、自治体ごとに発行されているガイドブックのことで、各家に配布されているものであり、各街の施設やくらしの情報に加えて、医療機関についても書かれている。この便利帳の項目の中でも、休日・平日夜間診療はよく用いられるのではと想定した。そのため、図表 5-2-1 の文京区の「HP」とは、便利帳に HP に記載とされていた部分である。あくまでも便利帳の情報で分析をしていくので HP に記載されている数字は計算に入れていない。

図表 5-6 の東京 23 区には、63 か所の休日・平日夜間診療を行っている施設がある。人口 10 万人当たりでは **0.73** か所となる。東京 23 区内を見てみると、一番施設があるのは江戸川区の 12 か所、杉並区は 0 であった。人口 10 万人当たりで充実している区は、千代田区の 3.42 か所であった。一方で、政令指定都市の横浜市の 19 か所、名古屋市の 15 か所は多く、人口 10 万人当たりではそれぞれ 0.51、0.61 と東京と比べても同じぐらいに充実しているが、京都市の 0.14、大阪市や神戸市の **0.26** はあまりにも数が少ない。とくに東京 23 区全体の **0.73** と比べても、明らかに少ないことが分かる。特に大阪시는 24

区の行政区が存在し、それらを合計した数字である。1 区ごとに分けると休日夜間に対応する医療施設がない区は 16 区存在し、居住する区で休日や夜間にけがや病気をした場合、区を跨いで遠くの医療機関に行かなければならない。東京 23 区は各区に 1 つずつあるが、その点においても大阪市は特に休日夜間診療で劣っているといえるだろう。

図表 5-6 各自治体における休日夜間診療対応状況

	人口	外科・内科・小児科	人口10万人当たり	歯科	その他	救急指定 医療機関
特別区部	9272740	67	0.72			
千代田区	58406	2	3.42	1	0	5
中央区	141183	4	2.83	2	0	2
港区	243283	1	0.41	1	0	6
新宿区	333560	2	0.60	0	1	0
文京区	219724	HP	—	HP	0	0
台東区	198073	4	2.02	1	1	6
墨田区	256274	2	0.78	0	0	8
江東区	498109	3	0.60	区報、HP	0	1
品川区	386855	3	0.78	0	0	0
目黒区	277622	2	0.72	区報	0	9
大田区	717082	4	0.56	2	1	0
世田谷区	903346	4	0.44	1	1	14
渋谷区	224533	1	0.45	1	1	7
中野区	328215	1	0.30	0	0	6
杉並区	563997	0	0.00	0	0	9
豊島区	291167	3	1.03	1	0	14
北区	341076	2	0.59	2	0	0
荒川区	212264	5	2.36	HP(1)	0	5
板橋区	561916	1	0.18	1	0	23
練馬区	721722	3	0.42	2	HP	0
足立区	670122	5	0.75	1	0	26
葛飾区	442913	3	0.68	0	HP	10
江戸川区	681298	12	1.76	0	0	0
横浜市	3724844	19	0.51	2	2	0
名古屋市	2295638	15	0.65	3	1	10
京都市	1475183	2	0.14	2	1	0
大阪市	2691185	7	0.26	1	1	0
神戸市	1537272	4	0.26	1	3	3
西宮市	487850	3	0.61	2	1	0

※人口データは、2015 年国勢調査から。各休日夜間医療機関のデータは、各自治体の便利帳から

第六章 施設サービスにおける東京一極集中

6-1. 充実している東京 23 区の温水プール施設

安原瑞貴

2020 年に東京オリンピックを控え、水泳の会場として、都立辰巳の森海浜公園に 20000 人の観客が、観戦できるよう計画されており、大会後は国際水泳場として、また、都民が利用できる水泳場として、活用されるそうだ。温水プールは、市民の健康維持のためにも重要であるため、今回は数あるサービスの中から温水プールに焦点を当てた。関西学院大学のある西宮市では一つもないことが分かった。また近隣の神戸市にも温水プールがあるか調べるとたった 4 ヶ所しかなく、温水プールを利用しようとすれば、西宮市民は市外の公営のプールか民間の料金の高いプールを利用しなければならなくなる。一方で東京 23 区を調べると区民が利用できるプールが 102 ヶ所あることが分かった。明らかに数字の差が出ていると判断したため、東京 23 区と政令指定都市の温水プールを各自自体が発行する便利帳を中心に用いて分析することにした。

各都市の温水プールを分類するにあたり、以下のように定義した。

【温水プール】屋内にある温水プールを指す。今回は地方自治体の温水プールを扱う（指定管理者が民間の物も含む）

表 6-1 は便利帳を元に施設数や利用料金をまとめた表であるが、便利帳に記載されていない場合は各自治体のホームページ、各プール施設のホームページよりまとめた。「平均利用料金」は年齢を 18 歳以上 60 歳未満、利用時間を 2 時間の料金（時間制限が無い場合も 2 時間とみなす）とした。これは、プールの「大人」にあたる料金が、すべての区で 18 歳以上 60 歳未満に収まったからである。また、区民と区民外で料金を差別化している施設は区民の料金をデータに使用した。これは、各区、各政令指定都市の住民に対するサービスの違いを考察することを目的としたからである。

表 6-1 の東京 23 区は全区合わせて 102 か所温水プールが存在した。一番多い区は千代田区の 7 か所だった。政令指定都市で一番多くあったのが大阪市の 24 か所であった。一番少なかったのは堺市の 1 つである。施設の充実度では東京 23 区のほうが充実していると言えるだろう。

料金に関して比較してみると東京 23 区内で一番安い区は江戸川区の平均 210 円である。高かった区は豊島区の 600 円だった。東京 23 区の平均料金は 441 円である。対して政令指定都市は平均利用料金が 568 円と、東京 23 区と比べても高いことが分かる。一番安かったのは千葉市の 300 円。高かったのは京都市の 1007 円だった。料金の面でも東京 23 区が充実していた。

大阪市の 24 か所の温水プールを設けているのは、24 区ある行政区に 1 つずつプール施設を置いている市の政策のおかげである。しかし、人口あたりのプール数でみると、大阪市よりも東京 23 区の方が 1.23 倍多い。このことから、東京 23 区のプール施設がいかに充実しているかが分かる。

一方で、この表 6-1 において示しているのは区や市の運営する温水プールである。それ以外にも都道府県や国が運営するプールも存在する。大阪市の府営の温水プールが 1 つも無かったが、東京 23 区には国が運営する温水プールが 2 か所、都営が 2 か所あった。市営の温水プールの数字では大阪市も多くあったが、それに加えて東京には国や都の運営するプールがあることが、東京の充実度ほうがはるかに充実していると言えるだろう。

表 6-1 東京 23 区及び政令指定都市のプール数と平均利用料金

自治体名	人口	プール数	平均利用料金	自治体名	人口	プール数	平均利用料金
千代田区	58,406	7	400	札幌市	1,952,356	11	607
中央区	141,183	4	500	仙台市	1,082,159	11	572.7
港区	243,283	8	412.5	さいたま市	1,263,979	7	560
新宿区	333,560	3	433.3	千葉市	971,882	3	300
文京区	219,724	2	550	横浜市	3,724,844	13	484.6
台東区	198,073	3	500	川崎市	1,475,213	5	492
墨田区	256,274	3	426.7	相模原市	720,780	4	450
江東区	498,109	7	428.6	新潟市	810,157	8	495
品川区	386,855	6	350	静岡市	704,989	6	500
目黒区	277,622	5	400	浜松市	797,980	5	508
大田区	717,082	4	450	名古屋市	2,295,638	19	510.5
世田谷区	903,346	6	453.3	京都市	1,475,183	7	1007
渋谷区	224,533	8	375	大阪市	2,691,185	24	754.2
中野区	328,215	4	450	堺市	839,310	1	600
杉並区	563,997	4	500	神戸市	1,537,272	4	587.5
豊島区	291,167	4	600	岡山市	719,474	8	683.8
北区	341,076	2	500	広島市	1,194,034	13	584.6
荒川区	212,264	2	500	北九州市	961,286	6	416.7
板橋区	561,916	4	470	福岡市	1,538,681	10	397
練馬区	721,722	6	400	熊本市	740,822	7	375.7
足立区	670,122	3	550	政令指定都市	27,497,224	172	568.8
葛飾区	442,913	2	300				
江戸川区	681,298	5	210				
東京23区	9,272,740	102	441.7				

※人口は 2015 年度国勢調査のデータから参照

次に充実していた東京 23 区のプール施設を、詳しく示したものを表 6-2 にまとめた。施設の運営種類が学校の温水プールを区民に開放しているものや、福祉施設に併設するもの。また図書館や公民館などの施設の中にあるものまでさまざまな種類の温水プールが存在した。それらを分類するにあたって、プールの施設をプール施設のみやジムなどのスポーツ施設と併設している「スポーツ型」、学校のプールを開放しているものを「学校型」とした。また、図書館併設、文化学習教室併設、福祉医療施設併設しているパターンは数が少ないため「その他」に分類した。スポーツ型が一番多かったのは江東区と練馬区の 6 か所である。市民の運動を促すための政策が充実していると思われる。また学校型が多かったのは港区の 7 か所や、千代田区や品川区や世田谷区の 4 か所などである。これらは小学校のプールを温水プールにするという教育政策が充実しているといえ、ついではあるが区民にも開放しているという事もサービスの充実度に貢献している。各区のプール施設数、利用料金、型には差がみられたが、それぞれの項目と各区の人口、財政との相関性を分析したものについては、DVD に乗せているので、そちらも参考にしていきたい。

図表 6-2 東京 23 区の各温水プールの施設一覧

区	数	平均利用料金	プール施設名	料金	型	区	数	平均利用料金	プール施設名	料金	型
千代田区	7	400	昌平堂館	400	学校	世田谷区	6	453.3	総合運動場温水プール	480	スポーツ
			神田さくら館	400	学校				千歳温水プール	480	スポーツ
			麹町小学校	400	学校				太子堂中学校温水プール	440	学校
			富士見みらい館	400	学校				玉川中学校温水プール	440	学校
			スポーツセンター	400	スポーツ				島山中学校温水プール	440	学校
			いきいきプラザ一番館	400	その他				梅丘中学校温水プール	440	学校
			ちよだパークサイドプラザ	400	文化	渋谷区	8(10)	375	スポーツセンター	400	スポーツ
中央区	4	500	総合スポーツセンター	500	スポーツ				中幡小学校温水プール	400	学校
			中央小学校温水プール	500	学校				上原中学校温水プール	400	学校
			日本橋小学校温水プール	500	学校				渋谷本町学園温水プール	400	学校
			月島スポーツセンター	500	スポーツ				代官山スポーツプラザ	400	スポーツ
港区	8	412.5	港南小学校	400	学校				ひがし健康プラザ	400	その他
			本村小学校	400	学校				東京体育館屋内プール	600	スポーツ
			永坂小学校	400	学校				国立霞ヶ丘競技場(国立競技場)		スポーツ
			御成門中学校	400	学校				国立代々木競技場		スポーツ
			高松中学校	400	学校				国立オリンピック記念 青少年総合センタープール	420	スポーツ
			高陵中学校	400	学校	中野区	4	430	観音体育館温水プール	600	スポーツ
			お台場学園港陽中学校	400	学校				南部スポーツ・コミュニティプラザ	400	その他
			港区スポーツセンター	500	スポーツ				第二中プール	400	学校
新宿区	3	433.3	新宿スポーツセンター	200	スポーツ				中野中プール	400	学校
			新宿コスミックスポーツセンター	400	スポーツ	杉並区	4	500	上井草スポーツセンター	500	スポーツ
			ウェルネスエッジ	700	その他				高井戸温水プール	500	その他
文京区	2	550	スポーツセンター	550	スポーツ				杉並第1小学校温水プール	500	学校
			総合体育館	550	スポーツ				大宮野体育館	500	スポーツ
台東区	3	500	清島温水プール	500	その他	豊島区	4	600	集鶴体育館	600	スポーツ
			都立浅草高等学校温水プール	500	学校				雑司が谷体育館	600	スポーツ
			柳北スポーツ	500	スポーツ				南長崎スポーツセンター	600	スポーツ
墨田区	3	426.7	墨田区総合体育館	500	スポーツ				池袋スポーツセンター	600	スポーツ
			両国屋内プール	380	学校	北区	2	500	元氣プラザ温水プール	500	その他
			すみだスポーツ健康センター	400	スポーツ				十条小学校温水プール(ハシラマプール+十条台)	500	学校
江東区	7	428.6	東京辰巳国際水泳場(都立)	600	スポーツ	荒川区	2	500	荒川総合スポーツセンター	500	スポーツ
			有明スポーツセンター	400	スポーツ				あらめや道園スポーツハウス	500	スポーツ
			スポーツ会館	400	スポーツ	板橋区	4	470	上板橋体育館	470	スポーツ
			龜戸スポーツセンター	400	スポーツ				高島平温水プール	470	スポーツ
			東砂スポーツセンター	400	スポーツ				赤塚体育館	470	スポーツ
			深川北スポーツセンター	400	スポーツ				東板橋体育館	470	スポーツ
			豊洲西小学校温水プール	400	学校	練馬区	6	400	平和台体育館プール	400	スポーツ
品川区	6	350	総合体育館(日野学園温水プール)	350	学校				上石神井体育館温水プール	400	スポーツ
			荏原文化センター	350	その他				大泉学園町体育館温水プール	400	スポーツ
			戸越台中学校温水プール	350	学校				光が丘体育館温水プール	400	スポーツ
			八潮学園温水プール	350	学校				三原台温水プール	400	スポーツ
			品川学園温水プール	350	学校				中村南スポーツ交流センタープール	400	スポーツ
			豊葉の科学園温水プール	350	学校	足立区	3	550	スライムスポーツセンター(竹の塚温水プール)	550	スポーツ
目黒区	5	400	駒場プール(北部地区プール)	400	スポーツ				千住温水プール(千寿本町小学校)	550	学校
			区民センタープール(東部地区プール)	400	スポーツ				東横瀬公園温水プール	550	スポーツ
			五本木小学校屋内プール(中央地区プール)	400	学校	葛飾区	2	300	総合スポーツセンター 温水プール館	300	スポーツ
			碑小学校屋内プール(南部地区プール)	400	学校				水元体育館	300	スポーツ
			緑ヶ丘小学校屋内プール(西部地区プール)	400	学校	江戸川区	5	210	総合体育館	210	スポーツ
大田区	4	450	平和島公園	480	スポーツ				スポーツセンター	210	スポーツ
			東横布公園	480	スポーツ				小松川さくらホール	210	その他
			森中公園	480	スポーツ				小岩アバンプラザ	210	その他
			矢口区民センター	360	スポーツ				スポーツランド	210	スポーツ

6-2 東京 23 区と政令指定都市のスポーツ施設の比較

西田健弘

市民の運動という観点でどのように東京 23 区と政令指定都市ではどのような違いがあるのだろうか。本項では市や区が運営する屋内型のスポーツ施設の数を比較していく。

まずスポーツ施設の運営状況で東京 23 区と大阪市ではどのような違いがあるのかを細かくみていく。ほかの政令指定都市の情報については DVD に収録しているのでそちらを参考にしてもらいたい。図表

6-3 は、東京 23 区と大阪市のスポーツ施設の運営状況をまとめたものである。主に便利帳から調べていったが、足りない情報は自治体の HP や施設の HP から参照した。左から「自治体名」、「主な施設名」(多くの施設の中で一番料金が安い方を選考した)、その施設の「最寄り駅」、「最寄り駅から施設への所要時間」、「区民以外の一般料金」、「区民の料金」、「利用時間」、「休館日」、「自治体の施設数」、「自治体の人口」を載せた。

図表 6-3 東京 23 区と大阪 24 区のスポーツ施設の情報

東京23区	代表施設名	最寄駅(アクセス)	所要時間	一般料金	区民料金	利用時間	休館日	施設数	人口
千代田区	千代田区立スポーツセンター	JR神田駅	徒歩5分	500円	300円	9:00~21:00	毎月第三月曜日・年末年始	1	59375
中央区	総合スポーツセンター	浜町駅	徒歩2分	400円(2h)	400円(2h)	7:00~21:30	毎月第三月曜日・年末年始	1	135770
港区	港区スポーツセンター	JR 田町駅	徒歩5分	700円	400円	8:30~22:30	毎月第一月曜日・年末年始	1	245579
新宿区	新宿スポーツセンター	東京メトロ副都心線西早稲田駅	徒歩5分	400円(3h)	400円(3h)	9:00~22:00	毎月第4月曜日・年末年始	1	319277
文京区	文京スポーツセンター	都営バス都02「窪町小学校」駅	徒歩3分	不可	520円(3h)	9:00~22:30	年末年始	1	193826
台東区	生涯学習センター	JR山手線「鶯谷駅」	徒歩15分	不可	200円	9:00~22:00	第1、3、5月曜日・年末年始	9	187792
墨田区	スポーツ健康センター	東武亀戸線「小村井」駅	徒歩15分	220円(2h)	220円(2h)	10:00~21:00	毎週水曜・年末年始	2	253537
江東区	深川スポーツセンター	東京メトロ東西線「門前仲町駅」	徒歩7分	850円(4h)	350円(4h)	9:00~21:50	毎月第2・4月曜日・年末年始	6	501665
品川区	総合体育館	JR山手線 五反田駅	徒歩9分	200円	200円	9:00~21:30	第三月曜日	3	382761
目黒区	駒場体育館	京王井の頭線 駒場東大前駅	徒歩5分	200円	200円	9:00~22:00	年末年始、臨時休館日	2	272478
大田区	大森スポーツセンター	京浜急行本線平和島駅	徒歩6分	330円	330円	9:00~22:00	年末年始	2	717295
世田谷区	総合運動場	バス「区立総合運動場」	徒歩2分	400円(2h)	400円(2h)	9:00~21:00	年末年始	1	887994
渋谷区	渋谷スポーツセンター	京王新線「幡ヶ谷駅」	徒歩6分	不可	400円	9:00~21:00	第1、3月曜日・年末年始	1	212238
中野区	中野体育館	JR 東京メトロ東西線・中野駅	徒歩7分	210円	210円	9:00~23:30	第2月曜日・年末年始	1	314059
杉並区	上井草スポーツセンター	西武新宿線「上井草駅」	徒歩5分	400円	400円	9:00~22:30	年末年始	2	557261
豊島区	豊島体育館	有楽町線「副都心線」「千川駅」	徒歩3分	400円	400円	9:00~21:30	偶数月最終月曜日・年末年始	4	271643
北区	滝野川体育館	JR京浜東北線「上中里駅」	徒歩5分	300円(2h)	300円(2h)	9:00~21:30	年末年始	2	335441
荒川区	総合スポーツセンター	南千住駅より南千住野球場	徒歩5分	400円(3h)	400円(3h)	8:00~22:15	年末年始	1	207696
板橋区	上板橋体育館	東武東上線「上板橋駅」	徒歩15分	420円	420円	8:00~22:30	毎月第2月曜日・年末年始	2	555791
練馬区	総合体育館	練馬総合体育館駅	徒歩0分	不可	200円(2h)	9:00~21:30	毎月第2月曜日・年末年始	6	711407
足立区	伊興地域体育館	東武バス「西新井消防署前」	徒歩5分	300円	300円	9:00~21:30	毎月第3月曜日・年末年始	9	678965
葛飾区	総合スポーツセンター	京成バス「ふれあいの家」	徒歩3分	300円(3h)	300円(3h)	9:00~21:00	毎月第2水曜日(7、8月無休)	2	448680
江戸川区	港区スポーツセンター	東京メトロ東西線 西葛西駅下車	徒歩7分	200円	200円	9:00~22:30	年末年始	3	680265
大阪24区	代表施設名	最寄り駅(アクセス)	所要時間	一般料金	区民料金	利用時間	休館日	施設数	人口
港区	大阪市中央体育館	地下鉄中央線朝潮橋駅	徒歩1分	600円	600円	9:00~21:30	毎月第3月曜日・年末年始	1	84947
東淀川区	屋内プール内	阪急京都線淡路駅	徒歩10分	600円	600円	9:00~20:30	毎週月曜日・年末年始	1	176585
天王寺区	天王寺スポーツセンター	JR鶴橋駅	徒歩10分	600円	600円	9:00~20:30	毎週月曜日・年末年始	1	69775
浪速区	浪速スポーツセンター	南海難波駅 徒歩5分	徒歩5分	600円	600円	9:00~20:30	毎週月曜日・年末年始	1	61745
東住吉区	長居競技場トレーニングセンター	御堂筋駅長居駅	徒歩5分	600円	600円	9:00~21:30	毎週月曜日・年末年始	1	130724
住吉区	住吉スポーツセンター	JR阪和線杉本町駅	徒歩10分	600円	600円	9:00~22:00	毎週月曜日・年末年始	1	155572
西成区	西成スポーツセンター	四つ橋線岸里駅	徒歩10分	600円	600円	9:00~21:00	毎週月曜日・年末年始	1	121972
東成区	東成トレーニングセンター	今里筋線緑橋駅	徒歩6分	600円	600円	9:00~21:00	毎週月曜日・年末年始	1	80231
平野区	平野トレーニングルーム	谷町線平野駅	徒歩10分	600円	600円	9:00~21:00	毎週月曜日・年末年始	1	200005
福島区	下福島プールに併設	京阪中ノ島駅徒歩5分	徒歩5分	600円	600円	9:00~22:00	毎週木曜日・年末年始	1	67290
生野区	生野トレーニングルーム	JR鶴橋駅	徒歩10分	600円	600円	9:00~20:30	毎週火曜日・年末年始	1	134009
北区	扇町プール	堺筋線扇町駅徒歩1分	徒歩10分	600円	600円	9:00~22:00	毎週水曜日・年末年始	1	110392
此花区	此花温水プール	JR・阪神西九条駅	徒歩2分	700円	700円	9:00~20:30	毎週月曜日・年末年始	1	65569
城東区	城東トレーニングルーム	蒲生四丁目駅	徒歩13分	600円	600円	9:00~21:00	毎週第3月曜日・年末年始	1	165832
大正区	大正トレーニングルーム	JR大正駅	徒歩1分	600円	600円	9:00~21:00	毎週月曜日・年末年始	1	69510
中央区	屋内プール内	地下鉄長堀橋駅	徒歩15分	600円	600円	9:00~20:30	毎週月曜日・年末年始	1	78687

東京 23 区において最も施設数が多かったのは台東区の 9 か所である。しかし数は多いが区外の人間は利用することができない。区内の住民は 200 円と安くで利用することができるが、駅からは徒歩 15 分と少し遠いところにある。一番アクセスが良いところは練馬区の総合体育館であり、こちらは駅からほとんど目の前に位置している。大阪市では 24 区の中でも 16 区しかスポーツ施設が存在していなかった。駅からのアクセスでは港区が徒歩 1 分にある大阪市中央体育館が良かったが、他は徒歩 10 以上かかることも多くあり、東京 23 区と比べると駅からは離れた場所に存在している。利用料金はどの区も 600 円であり、市民ではない人も同じ料金で利用できる。一番利用料金が高かったのは此花区の 700 円で、そのほかは 600 円であった。

次に、政令指定都市と東京都 23 区の平均料金と施設数と人口の表を作成した。(図表 6-4) 施設数は東京 23 区が一番多くあった。政令指定都市の中で一番多かったのは名古屋市と横浜市の 18 か所であり、一番少なかったのは熊本市で 1 か所のみである。平均料金に関しては東京 23 区が区民向けで 324 円であり、他の政令指定都市と比べても安くなっている。政令指定都市では名古屋市と横浜市では 300 円で

利用できるが、一番高かったのは堺市の 586 円だった。

図表 6-4 政令指定都市と東京都特別区のトレーニングジムの施設数・平均料金・人口

政令指定都市と東京特別区	施設数	平均料金	人口
東京23区	61	一般:349円 区民:324円	1353万人
大阪市	16	一般:606円	270万人
名古屋市	18	一般:300円	230万人
横浜市	18	一般:300円	373万人
神戸市	6	一般:428円	154万人
札幌市	10	一般:390円	196万人
仙台市	5	一般:264円	108万人
さいたま市	8	一般:380円 区民:323円	127万人
千葉市	9	一般:240円	97万人
福岡市	6	一般:260円	155万人
広島市	9	一般:550円	119万人
川崎市	6	一般:217円	149万人
新潟市	7	一般:250円	80万人
静岡市	6	一般:180円	70万人
浜松市	4	一般:330円	80万人
京都市	3	一般:370円	147万人
堺市	7	一般:586円	84万人
岡山市	3	一般:231円 区民:198円	72万人
北九州市	4	一般:410円	96万人
相模原市	3	一般:260円	72万人
熊本市	1	一般:300円	74万人

6-3.図書館の施設状況から見る東京一極集中

扇耕呂

本項では市区町村が運営する図書館の状況について調べた。図書館の充実度は圧倒的に東京 23 区が良かった。それらをこれから述べていく。

今回は便利帳に記載されている図書館の数を用いた。また、利用状況についてはそれぞれの自治体が HP で公表している情報や、日本図書館協会が公表している 2015 年の統計情報を参考にした。まず東京 23 区内でどのように図書館の施設の状況があるのかを図表 6-5 にまとめた。

最も図書館の数が多かった区は大田区の 17、少なかったのは中央区の 3 であった。蔵書数の多かった区は杉並区の約 220 万冊、少なかった区は千代田区の約 52 万冊であった。貸出冊数とは、年間の貸出冊数である。一番多かったのは練馬区の 660 万冊であった。資料費とは、資料を新しく購入するなどで生じた一年間の経費である。これらが一番高かったのも練馬区であった貸出数の多さと比例して資料費も大きくなっていることが分かる。区外者の利用資格があるのは 23 区中で 9 区のみであった。次にこれらの数字を人口や面積で割って算出して、どの区が比較的図書館の状況が良いかについて考えてみる。一人当たりの蔵書数では、千代田区が一番多くて 8.9 冊、一人当たりの貸出冊数が一番多い区も千代田区で 16.79 冊。人口 10 万人あたりの図書館数が一番多かった区も千代田区の 8.47 だった。東京の中においても、図書館の施設の状況に差があり、千代田区は人口が少ないものの図書館の利用や状況でどの区よりも充実していることが分かる。

次に東京23区と政令指定都市の図書館の施設の状況についてまとめて比較した表を作成した。(表6-6)
これらを用いて東京23区が他よりも比べて充実していたことを確認していく。

表 6-5 東京 23 区の図書館施設状況

区名	図書館数	蔵書数	一人当たりの蔵書数	貸出冊数	一人当たりの貸出冊数	人口10万人あたりの館数	10km ² あたりの館数	区外者利用資格	貸出上限冊数	資料費
特別区計	238	27184048	2.94	77696712	9.27	2.57	3.84			2967349000
千代田区	5	525513	8.90	991195	16.79	8.47	4.18	○	10	77852000
中央区	3	594726	4.10	1590301	10.97	2.07	2.94	○	10	62256000
港区	7	1026407	4.16	2382336	9.66	2.84	3.44	×	10	147639000
新宿区	10	906819	2.70	2468172	7.36	2.98	5.49	×	10	136494000
文京区	11	1128548	5.34	3943639	18.65	5.20	9.74	○	30	106204000
台東区	8	598223	3.11	1694625	8.80	4.16	7.91	○	15	67122000
墨田区	4	551429	2.09	1429360	5.43	1.52	2.90	×	20	59828000
江東区	12	1508064	3.00	5051320	10.05	2.39	2.99	×	20	189080000
品川区	10	1049921	2.76	3111034	8.18	2.63	4.38	○	20	177872000
目黒区	8	1167758	4.29	4391555	16.12	2.94	5.45	○	20	81515000
大田区	17	1819848	2.54	5522867	7.72	2.38	2.80	×	12	217963000
世田谷区	16	1866549	2.10	6376198	7.18	1.80	2.76	○	15	179827000
渋谷区	10	824788	3.73	1640523	7.41	4.52	6.62	×	10	65268000
中野区	8	978589	3.02	2099657	6.49	2.47	5.13	×	10	76971000
杉並区	13	2232489	4.02	4615942	8.30	2.34	3.82	×	15	181028000
豊島区	8	737251	2.62	2126647	7.55	2.84	6.15	○	15	71277000
北区	15	1340237	3.91	4042982	11.80	4.38	7.28	×	30	192484000
荒川区	7	719531	3.40	1901811	8.98	3.30	6.89	○	30	80358000
板橋区	12	1400514	2.53	3298527	5.96	2.17	3.72	×	20	79559000
練馬区	13	1737844	2.41	6627694	9.19	1.80	2.70	×	10	220782000
足立区	15	1670815	2.46	3409209	5.01	2.21	2.82	×	20	123189000
葛飾区	14	1312887	2.89	3411665	7.52	3.09	4.02	×	30	161860000
江戸川区	12	1485298	2.16	5569453	8.10	1.74	2.40	×	10	210921000

*人口および面積は、2015 年国勢調査から算出している。区外者利用資格とは、区が利用者の居住・通勤・通学区域による、利用登録の制限を設けているかの有無であり、特に制限をしていなければ「○」、何かしらの制限がある場合は「×」としている。

図表 6-6 東京 23 区と政令指定都市の図書館状況比較

区名	図書館数	蔵書数	一人当たりの蔵書数	貸出冊数	一人当たりの貸出冊数	人口10万人あたりの館数	10km ² あたりの館数	区外者利用資格	貸出上限冊数	資料費
東京23区	238	27184048	2.94	77696712	8.40	2.57	38.44	区別	区別	2967349000
札幌市	10	1681702	0.86	3906636	1.99	0.51	0.89	○	10	85257000
仙台市	10	2019540	1.86	4262020	3.93	0.92	1.27	○	7	150771000
さいたま市	25	3539952	2.78	10049893	7.89	1.96	11.50	○	30	229767000
千葉市	14	2799731	2.88	4960701	5.10	1.44	5.15	○	10	107616000
横浜市	18	3845656	1.03	10723402	2.88	0.48	4.14	○	6	261546000
川崎市	12	1936764	1.31	6784791	4.58	0.81	8.31	○	10	99537000
相模原市	5	1440117	2.00	2775317	3.85	0.69	1.52	○	10	56665000
新潟市	44	1903315	2.36	4660496	5.77	5.45	6.06	○	10	137194000
静岡市	12	2248856	3.21	4374126	6.24	1.71	0.85	○	2	150691000
浜松市	24	2543111	3.15	4413181	5.46	2.97	1.54	○	12	109998000
名古屋市	21	3255110	1.41	11964655	5.19	0.91	6.43	○	6	175885000
京都市	20	1892435	1.28	7589093	5.14	1.36	2.42	○	10	201624000
大阪市	24	4013541	1.48	9448850	3.49	0.89	10.66	×	15	205114000
堺市	14	1933484	2.31	4594392	5.49	1.67	9.34	○	15	95483000
神戸市	12	2035878	1.33	6727315	4.38	0.78	2.15	○	10	184829000
岡山市	10	1597004	2.26	1477609	2.09	1.41	1.27	○	制限なし	116000000
広島市	14	2092277	1.76	5297044	4.45	1.18	1.54	○	10	115144000
北九州市	16	1798851	1.88	3893863	4.07	1.67	3.25	○	10	96249000
福岡市	11	1947000	1.25	4272000	2.75	0.71	3.20	○	10	150984000
熊本市	23	1509203	2.04	3251084	4.39	3.11	5.89	○	10	103775000

一人当たりの蔵書数では、浜松市の 3.15 が一番大きい数字になっているが、一方で、横浜市の 1.03 冊や福岡市の 1.25 冊など東京 23 区よりも少ない自治体も多い。一人当たりの貸出冊数は、東京 23 区の 8.4 冊が一番高く、他の政令指定都市と比較しても貸出数の多さがうかがえる。貸出数はその自治体の人々がどれくらい本を読んでいるかという見方もできるので、他の自治体に比べても東京 23 区の人たちは図書館を利用して本を読む人が多いのではないかと思われる。人口 10 万人当たりでは、新潟市が多くなっているが、そもそも新潟市の図書館数は「地区図書室」と呼ばれる小さな図書館を多くの所に配置し、遠くに住んでいて、利用しにくい住民向けに設置しているものがあるからである。面積あたりでは東京が圧倒的に多い。

表 6-5 を見て、他都市と比べ東京の図書館の充実度合の高さがうかがえた。また、東京の中でも特に図書館の状況では、千代田区が充実していることは特筆すべきことである。

6.4.便利帳から見る日本の「ごみ」、迷惑施設としての「ごみ焼却施設」と「斎場」問題

益田侑紀

本項では、「ごみ」が各区や市で発行されている便利帳ではどのように捉えられているのか、記載されている情報を基に東京 23 区と政令指定都市を比較していく。また、ごみと関連して迷惑施設として捉えられがちな「焼却施設」「斎場」についても比較していく。

図表 6-7 東京 23 区便利帳のごみに関する部分の整理

	便利帳のごみ処理情報										記載情報
	自治体名	ページ目	ページ数	分別図	分かりやすさ	分別数	戸別回収	集団回収	区施設回収	粗大ごみ回収	
千代田区	134	4	○	○	15	×	×	×	○	○	×
中央区	27	3	×	△	4	×	○		43	○(有料)	○
港区	75	1	○	○	3	×	×	×	×	○	×
台東区	61	3	×	△	8	○(有料)	○	×	○(有料)	○	事業系有料ごみ処理券購入で可能(50kg)
品川区	57	2	×	○	2	○(有料)	○		30	○(二種類)	○
目黒区	67	2	○	△	2	×	×	×	○	○	事業系有料ごみ処理券購入で可能
大田区	106	2	×	○	6	○	○	×	○	○	×
世田谷区	107	5	○	△	17	×	○	×	×	○	事業系有料ごみ処理券購入で可能
杉並区	30	2	○	○	5	×	○	×	○	○	事業系有料ごみ処理券購入で可能
荒川区	103	3	×	○	3	×	○	×	○(有料)	○	事業系有料ごみ処理券購入で可能
練馬区	85	3	×	◎	5	×	○	×	○(有料)	○	事業系有料ごみ処理券購入で可能
中野区	81	3	×	○	6	×	×	×	○(有料)	○	×
墨田区	137	2	×	○	4	×	○	×	○(有料)	○	事業系有料ごみ処理券購入で可能
豊島区	22	5	○	◎	4	×	○		51	○	事業系有料ごみ処理券購入で可能(10kg未満)
北区	110	2	○	△	4	○(有料)	○	×		○	事業系有料ごみ処理券購入で可能
板橋区	146	5	○	◎	3	×	○	×	○	○	朝8時までに回収(有料)
足立区	136	3	×	○	4	×	○	×	○(二種類)	○	事業系有料ごみ処理券購入で可能
江戸川区	124	4	○	◎	7	×	○	×	○(二種類)	○	事業系有料ごみ処理券購入で可能
新宿区	125	4	○	◎	16	×	○	×	○(二種類)	○	事業系有料ごみ処理券購入で可能(50kg)
江東区	74	2	×	○	10	×	×	×	○(有料)	○	事業系有料ごみ処理券購入で可能(50kg)
渋谷区	111	4	○	◎	3	×	○	×	○(有料)	○	事業系有料ごみ処理券購入で可能(50kg)
葛飾区	111	4	×	△	4	×	○		23	○(二種類)	○
文京区	85	2	×	○	4	×	○	×	○(有料)	○	×

図表 6-7、6-8 は、東京 23 区および政令指定都市で配布されている「便利帳」のごみに関する部分のページを整理した表である。見やすさについては、本報告書第一章の部分で述べているため、本項では割愛させていただく。

まず分別の方法では政令指定都市はもちろん、東京 23 区の中でもバラバラであった。23 区内で一番

多い世田谷区は①古紙②ガラス・ビン④ペットボトル⑤可燃ごみ⑥不燃ごみ⑦引越しゴミ・大量ゴミ⑧粗大ごみ⑨有害性・危険性のあるもの等⑩土・砂⑪家電リサイクル法対象品⑫家庭用パソコン⑬紙パック⑭廃食用油⑮プラスチック類⑯小型家電⑰布類の 16 種類である。分別種類の数の違いは資源ゴミを細かく何種類にも分けているか、いないかで大きく差異が出る。

ゴミの処理についての政策は各自治体によって異なるが、東京 23 区については 1947 年の地方自治法制定以後、東京都の清掃局が 23 区のごみ処理の政策について一括に行ってきた。23 区にある清掃工場の立地問題などで特別区間での軋轢や対立が起きていたが東京都が強い権限を行使してこれらの問題に対処してきた歴史がある。2000 年に東京都からごみ処理における業務が特別区に移管されると、ごみの分別収集は各区が行い、焼却などの処理については新たに「東京二十三区清掃一部事務組合」と呼ばれる組織を作り共同処理を行っている。そのため、各区において分別やリサイクルなどの方式はバラバラであり、自治体の事情によって決まるようになっている。

図表 6-8 政令指定都市便利帳のゴミに関する部分の整理

	便利帳のごみ処理情報									
	便利帳のごみ処理情報						記載情報			
自治体名	ページ目	分かりやすさ	分別図	分別数	戸別回収	集団回収	市施設回収	粗大ごみ回収	リサイクル	事業系ごみ処理
札幌市	60 △	×	×	13	×	○	×	×	×	×
仙台市	47 ○	○	○	9	×	○	×	○(有料)	○	×
さいたま市	92 ×	×	×	6	○	○	×	○(有料)	×	×
千葉市	51 ○	×	×	5	×	×	×	○(有料)	○	収集業務課又は千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合へ問い合わせ
横浜市	46 ○	×	×	15	×	○	×	○	○	×
川崎市	70 △	×	×	7	○	○	×	○(有料)	○	×
相模原市	58 △	○	○	16	×	×	×	×	×	×
新潟市	112 ○	×	×	13	×	○	×	6	○	×
静岡市	57 ○	×	×	14	○(有料)	○	×	30	○(二種類)	○
浜松市	103 ×	×	×	10	×	×	×	○(有料)	○	×
名古屋	22 ○	○	○	9	○	×	×	68	○(有料)	○
大阪市	30 ○	×	×	4	×	×	×	○	○	×
堺市	93 ○	×	×	6	×	○	×	○(有料・無料)	×	許可業者への処理委託
神戸市	75 ×	×	×	6	×	×	×	×	○	一般廃棄物収集運搬許可業者に委託又は市の処理施設へ持ち込み
岡山市	73 ◎	×	×	5	○	○	×	9	○	許可業者へ委託
広島市	90 ○	○	○	8	×	×	×	11	×	処理施設へ搬入又は市の許可収集業者へ依頼
北九州市	86 ○	○	○	5	×	×	×	○(有料)	○	処理施設へ搬入又は市の許可収集業者へ依頼
福岡市	34 ○	○	○	4	×	×	×	13	○(有料)	○
熊本市	116 ○	×	×	7	×	○	×	○(有料)	○	処理施設へ搬入又は市の許可収集業者へ依頼

迷惑施設としての「ごみ焼却施設」「斎場」

図表 6-9 は五大都市と東京 23 区のごみ排出状況を比較した表である。また図表 6-10、6-11 は東京 23 区と大阪市のごみ処理場の状況についてまとめた表である。東京 23 区の年間のごみ排出量は他の都市と比べて多い約 330 万 t で、一日の排出量が約 9000t となっている。東京 23 区全体のごみ処理場の一日の処理能力が約 11000t であり、稼働率が約 80%と高い数字になっている。一方で大阪市の、ごみ排出量が約 100 万 t と東京 23 区の 3 分の 1 ほどの量であるが、人口が東京 23 区の 6 分の 1 ほどである大阪市の、東京よりも一人当たりのごみの排出量が少なくなっている。大阪市の一日のごみの排出量は約 2800t であり、大阪市全体のごみ処理場の一日の処理能力である 5500t に対して、稼働率では約 50%であり、東京と比べても余裕のあるごみ処理を行っていると言える。このことから、東京 23 区は大阪市と比べるとはるかにごみの数が多く、稼働率も高めになっていることが分かった。

図表 6-9 各都市の年間排出量と焼却施設数

都市名	年間排出量(t)	焼却施設数
横浜市	1,193,156	5
名古屋市	773,701	8(休止中も含む)
京都市	497,641	3
大阪市	1,033,318	8
神戸市	563,406	3
東京23区	3,317,358	21

図表 6-10 東京 23 区内焼却施設立地

施設名	住所	開工	焼却能力
中央清掃工場	〒104-0053 中央区晴海5-2-1	2001年7月	600t/日
港清掃工場	〒108-0075 港区港南5-7-1	1999年1月	901t/日
北清掃工場	〒115-0042 北区志茂1-2-36	2000年3月	600t/日
品川清掃工場	〒140-0003 品川区八潮1-4-1	2006年3月	600t/日
目黒清掃工場	〒153-0062 目黒区三田2-19-43	1991年3月	600t/日
大田清掃工場	〒143-0003 大田区京浜島3-6-1	2014年9月	600t/日
多摩川清掃工場	〒146-0092 大田区下丸子2-33-1	2003年6月	300t/日
世田谷清掃工場	〒157-0074 世田谷区大蔵1-1-1	2008年3月	300t/日
千歳清掃工場	〒156-0056 世田谷区八幡山2-7-1	1996年3月	600t/日
渋谷清掃工場	〒150-0011 渋谷区東1-35-1	2001年7月	200t/日
杉並清掃工場	(建て替え中)		
豊島清掃工場	〒170-0012 豊島区上池袋2-5-1	1999年6月	400t/日
板橋清掃工場	〒175-0082 板橋区高島平9-48-1	2002年11月	600t/日
練馬清掃工場	〒177-0032 練馬区谷原6-10-11	2015年11月	500t/日
光が丘清掃工場	(建て替え中)		
墨田清掃工場	〒131-0042 墨田区東墨田1-10-23	1998年1月	600t/日
新江東清掃工場	〒136-0081 江東区夢の島3-1-1	1998年9月	1,800t/日
有明清掃工場	〒135-0063 江東区有明2-3-10	1995年12月	400t/日
足立清掃工場	〒121-0812 足立区西保木間4-7-1	2005年3月	700t/日
葛飾清掃工場	〒125-0032 葛飾区水元1-20-1	2006年12月	500t/日
江戸川清掃工場	〒132-0013 江戸川区江戸川2-10	1997年1月	600t/日

図表 6-11 大阪市焼却施設立地

施設名	住所	開工	焼却能力
大阪市 舞洲工場	大阪府大阪市此花区北港白津1-2-48	2001年	900 t/日
大阪市 森之宮工場	大阪府大阪市城東区森之宮1-6-11	1968年	900t/日
環境局 住之江工場	大阪府大阪市住之江区北加賀屋4-1-26	1988年	600 t/日
大阪市 大正工場	大阪府大阪市大正区南恩加島1-11	1980年	600t/日
大阪市 平野工場	大阪府大阪市平野区瓜破南1-3-14	2003年	900t/日
大阪市 鶴見工場	大阪府大阪市鶴見区焼野2-11-5	1990年	600t/日
大阪市 西淀工場	大阪府大阪市西淀川区大和田2-5-68	1995年	600t/日
大阪市 東淀工場	大阪府大阪市東淀川区南江口3-16-6	2010年	400t/日

図表 6-12 東京 23 区と五大都市の火葬状況比較

	総人口	高齢人口	年間死亡者数	火葬場数	火葬炉数	死亡者数/炉数
東京23区	9272740	1997870	75960	9	104	730.4
横浜市	3724844	865490	30349	5	54	562.0
名古屋市	2295638	545210	20968	2	76	275.9
京都市	1475183	381132	13768	1	25	550.7
大阪市	2691185	668698	27518	6	72	382.2
神戸市	1537272	411427	15168	4	53	286.2

※人口は2015年国勢調査より。高齢人口は65歳人口で算出した。年間死亡者数は2015年の人口動態調査の死亡数より。

火葬場、火葬炉数は各自治体のHPを参照。

図表 6-12 は東京 23 区と比較のために政令指定都市の中でも規模の大きい 5 大都市の火葬場の状況について整理した表である。高齢者数は東京 23 区で 190 万人を超えており、大阪市の約 3 倍の数である。年間死亡者数も東京 23 区がこの中で一番多い。したがって火葬場の数も多くなっているが、火葬炉数は東京 23 区が 104 基あり、大阪市では 72 基地であった。また、一つの火葬炉が年間どの程度火葬を行っているかの目安として表の一番右に記載している死亡者数を炉数で割った数字を出している。この数字で比較すると、東京 23 区の火葬炉は一つ辺り年間 730 体の遺体の火葬を行っている。ちょうど一日に 2 体ずつ焼いている計算になるが、365 日毎日処理するわけではなく、友引日など葬儀を行うのが忌避される日などもあるため、一日に火葬している遺体の数はこれよりも多くなると思われる。東京 23 区の年間の火葬炉の火葬数を他の自治体と比較すると圧倒的に多いことも分かる。この中で一番少ないのが名古屋市で 275.9 体であり、一日の火葬している遺体数は 0.75 体であり、東京 23 区よりも余裕のある状況である。東京 23 区は他の自治体と比べてはるかに火葬場が足りておらず、これから高齢化社会になり死亡者数も増えてくると予想されるため、今よりも状況が悪化するため火葬場の整備をしなければならないだろう。

図表 6-13 東京 23 区内斎場立地

斎場(東京23区内)	
斎場名	住所
町屋斎場	荒川区町屋1-23-4
落合斎場	新宿区上落合3-34-12
代々幡斎場	渋谷区西原2-42-1
四ツ木斎場	葛飾区白鳥2-9-1
桐ヶ谷斎場	品川区西五反田5-32-20
堀ノ内斎場	杉並区梅里1-2-27
瑞江葬儀所	江戸川区春江町3-26-1
臨海斎場	大田区東海1-3-1
戸田葬祭場	板橋区船渡4-15-1

図表 6-14 大阪市斎場立地

斎場(大阪)	
斎場名	住所
大阪市立小林斎場	大阪市大正区小林東3-12-8
大阪市立佃斎場	大阪市西淀川区佃6-4-18
大阪市立鶴見西条	大阪市鶴見区鶴見1-6-128
大阪市立瓜破斎場	大阪市平野区瓜破東4-4-146
大阪市立北斎場	大阪市北区長柄西1-7-13

第七章 その他の行政サービス比較

7-1. グローバル化からほど遠い日本社会の現状～生活便利帳から見る外国人対応～

鐘志勇・下林拓曜

「東京一極集中」と何かと話題になっている昨今であるが、集まっているものは果たしてサービスやお金だけであろうか。2015 年現在、国勢調査の発表では日本に住む外国人はおおよそ 175 万人となっている。数十年前、十数年前と比べて増加している外国人も東京に集中しているのではないだろうか。外国人の「東京一極集中」といえるのではないだろうか。実態を国勢調査の結果をもとに明らかにしていくとともに、教育や医療など何かと充実している東京 23 区の外国人に対するサポートは充実しているのかを生活便利帳を用いて考察していく。

まずは東京 23 区と政令指定都市の外国人の現状について見ていく。次の表は、2015 年国勢調査に基づいて外国人の現状をまとめたものである。(図表 7-1)

図表 7-1 在日外国人口上位 5 位の国籍別人口の東京 23 区と政令都市別集計表

	平成 27 年	外国人人口※1	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	ベトナム	ブラジル	割合※2
	全国	1752368	376954	511118	172457	87109	126091	
東京 23 区	特別区部	318457 (3.43%)	61783	116065	16313	11284	1482	18.2%
	千代田区	2091 (3.58%)	339	865	43	25	7	
	中央区	4691 (3.32%)	391	620	33	13	10	
	港区	17118 (7.04%)	3045	3486	807	110	258	
	新宿区	30506 (9.15%)	8744	10538	537	1938	104	
	文京区	6634 (3.02%)	1518	2761	152	243	20	
	台東区	13795 (6.96%)	3249	6418	641	660	19	
	墨田区	8624 (3.37%)	1668	4123	1083	187	38	
	江東区	21373 (4.29%)	4149	10835	1320	410	78	
	品川区	9259 (2.39%)	1873	3451	631	249	65	
	目黒区	6919 (2.49%)	660	733	168	44	16	
	大田区	15271 (2.13%)	2183	3690	1109	398	119	
	世田谷区	16217 (1.80%)	2740	3656	425	163	69	
	渋谷区	7110 (3.17%)	563	699	98	20	33	
	中野区	10305 (3.14%)	2024	4114	355	735	46	
	杉並区	9847 (1.75%)	1577	3009	184	82	32	
	豊島区	22279 (7.65%)	2178	11393	402	2287	50	
	北区	15152 (4.44%)	2285	7786	711	866	72	
	荒川区	14576 (6.87%)	5105	6068	460	934	22	
	板橋区	15295 (2.72%)	1467	4092	559	141	49	

	練馬区	12696(1.76%)	3509	5170	826	312	89	
	足立区	21563(3.22%)	6782	8926	2894	403	122	
	葛飾区	13139(2.97%)	1699	2823	625	113	60	
	江戸川区	23997(3.52%)	4035	10809	2250	951	104	
政令指定都市	札幌市	8820(0.45%)	2258	3245	321	205	64	0.50%
	仙台市	8898(0.82%)	1830	3100	354	712	61	0.51%
	さいたま市	13776(1.09%)	2442	5305	1100	503	186	0.79%
	千葉市	16506(1.70%)	2763	6468	1692	352	276	0.94%
	横浜市	68235(1.83%)	12069	28736	6095	2605	1874	3.90%
	川崎市	25086(1.70%)	5219	8046	1866	575	369	1.43%
	相模原市	9617(1.33%)	1187	2434	899	298	165	0.55%
	新潟市	4062(0.50%)	836	1551	298	254	62	0.23%
	静岡市	6986(0.99%)	1386	1738	988	363	471	0.40%
	浜松市	16439(2.06%)	1080	1943	2606	1021	6359	0.94%
	名古屋市長	56212(2.45%)	15179	18198	6442	2269	3015	3.21%
	京都市	34608(2.35%)	19165	8426	738	538	130	1.97%
	大阪市	79568(2.96%)	41455	12621	1385	952	296	4.54%
	堺市	10589(1.26%)	3900	4006	602	565	267	0.60%
	神戸市	34751(2.26%)	15130	10569	790	2203	263	1.98%
	岡山市	8425(1.17%)	2403	3344	453	769	245	0.48%
	広島市	14302(1.20%)	5121	4528	1470	850	399	0.82%
	北九州市	9388(0.98%)	4454	2395	306	362	18	0.54%
	福岡市	23662(1.54%)	5457	9409	840	1549	75	1.35%
	熊本市	3763(0.51%)	431	1437	330	178	16	0.21%

※1 () 内の数値はその区域に住む総人口に対する在日外国人の割合を示している。※2 日本在住外国人の総数に対する割合。

2015 年国勢調査によると

- ・日本人の総人口は **127094745** 人でそのうち外国人は **1752368** 人となっている
- ・日本人の総人口と比較すると外国人の割合は 1.38%ほどであるが、東京 23 区で見ると外国人の割合は 3.43%で、最も高い数値を持つのは新宿区の 9.15%であることが分かった。新宿区の住民の約 10 人に 1 人が外国人なのである。政令指定都市の場合、外国人の割合が 1.38%を超えているのは 20 市中 9 市で、東京 23 区の平均の 3.43%を超えている市は一つもなかった。
- ・23 区内で一番多い国籍の外国人は中国人で中でも、新宿区、江東区、豊島区、江戸川区ではそれぞれ 1 万人以上が在住しており、この 4 区で 23 区の中国人の約 40%を占めている。
- ・23 区内では、韓国・朝鮮人は新宿区、中国人とベトナム人は豊島区、フィリピン人は足立区、ブラジル人は港区に一番多いという結果が出ている。政令指定都市では、韓国・朝鮮人は大阪市、中国人とベトナム人は横浜市、フィリピン人は名古屋市長、ブラジル人は浜松市に一番多い。
- ・23 区内には日本国内の総在日外国人の 18.2%が住んでいることが分かった。政令指定都市の上位 3

市、横浜市、名古屋市、大阪市の3市を足しても11.7%にしかならないことを鑑みると23区内にどれだけ多くの外国人が集まっているかがわかるだろう。また23区内の総在日外国人は318457人で、政令指定都市の総在日外国人444963人の約7割に匹敵する。

東京23区内に在住する外国人は政令指定都市と比較しても非常に多いことが分かったが、ではその外国人に対してのサポートはどうなっているのだろうか。次は便利帳を用い外国人に対してのサポートを考察する。(図表7-3)

図表 7-3 東京 23 区と政令指定都市の便利帳記載の外国人対応状況

	対 応 言 語										便利帳に記載があったもの	
	英	中	韓	ポ	ス	比	ミ	ネ	タ	ベ	フ	
千代田区												各種届出、助成金、国際交流
中央区	○											各種届出、日本語、国際交流
港区	●											各種届、日本語、国際交流
新宿区	○	○	○				○	○	○			各種届出、日本語、助成金、国際交流
文京区	●	●		●	●	●				●	●	各種届出、国際交流
台東区	○	○	○	●	●							各種届出、助成金
墨田区	○	○										各種届出
江東区	○	○										各種届出、助成金
品川区	○	○										各種届出、国際交流
目黒区	○	○	○			○						各種届出
大田区※1	○	○	○	●	○	●		●	●	●		各種届出、国際交流
世田谷区	○	○										各種届出
渋谷区												各種届出
中野区												各種届出、日本語、助成金、国際交流
杉並区	○	○	○									各種届出、国際交流
豊島区	○	○	○									各種届出、日本語
北区	○	○										各種届出
荒川区	○	○	○									各種届出
板橋区												各種届出、国際交流
練馬区	○	○	○			○						各種届出、国際交流
足立区	○	○	○									各種届出、助成金
葛飾区	○	○										各種届出、日本語、補助金
江戸川区	○	○										各種届出
	英	中	韓	ポ	ス	比	ミ	ネ	タ	ベ	フ	

英・・・英語、中・・・中国語、韓・・・韓国・朝鮮語（ハングル）、ポ・・・ポルトガル語、ス・・・スペイン語、比・・・フィリピン語（タガログ語）、ミ・・・ミャンマー語、ネ・・・ネパール語、タ・・・タイ語、ベ・・・ベトナム語、フ・・・フランス語、日本語・・・日本語学級・教室

※1.その他に、ロシア語、アルドゥ語、ネパール語、ヒンドゥー語、ベンガル語に対応している。これらの言語にはタブレットを使用している。

図表 7-2 は東京 23 区の便利帳に記載されていたものをまとめたものである。左側は外国人相談窓口の対応言語、右側は記載されていたものをまとめた。便利帳に記載されておらず、区や市のホームページ掲載されていたものに関しては「●」で示してある。また、便利帳に記載があっても対応言語がホームページにしか掲載されていない場合も、ここではホームページに掲載されていたものとしている。右の網掛けになっている部分は、その区の人口の多い国籍の上位 5 か国を表している。

- ・すべての地域（渋谷区、千代田区、板橋区、中野区は個別の相談窓口を持っていないのでここでは除く）で英語での対応が可能である。
- ・個別の相談窓口を持っている地域で、中央区と港区を除きすべての地域で中国語の対応が可能である。
- ・東京 23 区内でも、韓国・朝鮮語といった比較的メジャーな言語の対応ができていない地域が存在している。
- ・外国人の比率が高い新宿区は対応言語が 6 つと比較的多く、また対応しているすべての言語を便利帳に記載をしていた。
- ・日本語学級・教室についての記載があったのは 23 区中 6 区。しかし、その中でしっかりと詳細まで書かれていたのは中央区のみであった。
- ・フィリピン、ネパール、ベトナムは半数以上の区で上位 5 か国に入っているにもかかわらず対応ができていない区は少ない。足立区と豊島区はフィリピン人とベトナム人が一番多く、どちらも 2000 人を超えているが対応はできていない。

結論として、東京 23 区といえど外国人のサポートは十分とはいえない。相談窓口の言語はほとんどの地域で、上位 5 か国の言語に完全には対応できていない。便利帳に関していえば、すべての地域で共通して記載されているものはわずかの 2 項目（相談窓口、各種手続きの方法）で、その他の項目は記載されている地域は少なく、内容も乏しいものが多かった。外国人の現状と生活便利帳を比較して、大きく目を引くのはベトナム、ネパールといったマイノリティーな言語への対応がかなり遅れているということだ。マイノリティーといえど、東京 23 区内で合わせて約 3 万人が住んでおり、決して無視できる人数ではない。

以上、国勢調査と便利帳を用い東京 23 区内に外国人が集中していることを明らかにし、東京 23 区の外国人サポートについてまとめてきた。政令指定都市と比較しても、東京 23 区内の外国人の数は非常に多く、外国人の現状に対しても「東京一極集中」といえるだろう。これだけ外国人が集中しているのでサポートは充実しているかと思いきや、期待とは裏腹に非常に乏しいものだった。人口減少に伴い労働人口の減少も懸念されている日本で、その解決策の一つとして、外国人労働者を増やすという選択肢もある。それを実現可能にするには、外国人が多い東京 23 区が率先してサポートの充実化、受け入れ体制を整えていくべきではないだろうか。

7-2.東京と各都市の私立高校進学についての調査・分析

稲田昇平

よくマスメディアなどで東京の私立進学について取り上げられることがある。特に東京は私立進学志向が高いのではと思われる。実際のデータではどのように東京とその他の都市では私立進学で違いがあるのか私立高校の進学の実態で比較してみる。

7-2-1.東京 23 区と政令指定都市の私立高校の状況整理

図表 7-3 各都市の学校数と生徒数（定時制高校、外国人は除く）

	学校 総数	(公立 高校 総数) ／ 公立 高校 生徒数	(私立 高校 総数) ／ 私立 高校 生徒数	生徒 数	数－公 立 ／ 私立 生徒 総生徒 数	数－私 立 ／ 私立 生徒 総生徒 数
全国	4766	3,364 (70.6%)	1,316 (27.6%)	3,221,781	2,173,732 (67.5%)	1,039,426 (32.3%)
東京都	414	173 (41.8%)	235 (56.8%)	302,720	124,333 (41.1%)	175,091 (57.8%)
特別区部	296	105 (35.5%)	185 (62.5%)	214,770	76,013 (35.4%)	135,461 (63.1%)
札幌市	51	32 (62.7%)	19 (37.3%)	42,924	28,419 (66.2%)	14,505 (33.8%)
仙台市	33	19 (57.6%)	14 (42.4%)	31,578	15,852 (50.2%)	15,726 (49.8%)
さいたま市	34	24 (70.6%)	10 (29.4%)	36,657	21,384 (58.3%)	15,273 (41.7%)
千葉市	29	21 (72.4%)	8 (27.6%)	27,722	20,272 (73.1%)	7,450 (26.9%)
横浜市	90	54 (60.0%)	36 (40.0%)	79,866	47,673 (59.7%)	32,193 (40.3%)
川崎市	25	19 (76.0%)	6 (24.0%)	21,914	15,911 (72.6%)	6,003 (27.4%)
相模原市	19	14 (73.7%)	5 (26.3%)	16,645	11,439 (68.7%)	5,206 (31.3%)
新潟市	27	19 (70.4%)	8 (29.6%)	22,471	14,817 (65.9%)	7,654 (34.1%)
静岡市	26	13 (50.0%)	13 (50.0%)	19,558	10,999 (56.2%)	8,559 (43.8%)
浜松市	28	18 (64.3%)	10 (35.7%)	22,340	15,679 (70.2%)	6,661 (29.8%)
名古屋市	61	33 (54.1%)	27 (44.3%)	66,587	31,511 (47.3%)	34,714 (52.1%)
京都市	52	25 (48.1%)	26 (50.0%)	42,227	19,124 (45.3%)	22,494 (53.3%)
大阪市	87	50 (57.5%)	36 (41.4%)	79,522	39,136 (49.2%)	39,050 (49.1%)
堺市	23	16 (69.6%)	7 (30.4%)	21,142	14,174 (67.0%)	6,968 (33.0%)
神戸市	50	25 (50.0%)	25 (50.0%)	40,939	21,665 (52.9%)	19,274 (47.1%)
岡山市	25	16 (64.0%)	9 (36.0%)	22,186	12,982 (58.5%)	9,204 (41.5%)
広島市	43	23 (53.5%)	19 (44.2%)	32,404	18,190 (56.1%)	13,608 (42.0%)
北九州市	37	21 (56.8%)	16 (43.2%)	25,569	14,525 (56.8%)	11,044 (43.2%)
福岡市	40	18 (45.0%)	22 (55.0%)	41,874	18,189 (43.4%)	23,685 (56.6%)
熊本市	27	13 (48.1%)	14 (51.9%)	26,557	13,277 (50.0%)	13,280 (50.0%)
阪神地区	50	34 (68.0%)	16 (32.0%)	40,719	29,061 (71.4%)	11,658 (28.6%)

※平成 27 年度学校基本調査から全国と政令指定都市の学校数と生徒数をそれぞれまとめたものである。国立高校を含んでいないため比率の合計が 100%に満たない都市もある。阪神地区は尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、川西市、三田市、猪名川町の合計数。

図表 7-3 から全国の私立高校比率が 27.6%、私立生徒比率が 32.3%であるのに対して、特別区は私立高校比率が 62.5%、私立生徒比率が 63.1%と高い水準になっていることが分かる。

一方他の政令指定都市を見ると、福岡市、熊本市、京都府、静岡市で私立高校比率が 50%を超えており、福岡市、京都市、名古屋市、熊本市で私立生徒比率が 50%を超えている。また隣県の千葉市、川崎市、相模原市においては私立高校比率、私立生徒比率ともに全国平均を下回っている一方で公立高校比率、公立生徒比率が全国平均を上回っている。

また実数で見ると、特別区の私立高校数（185 校）は全国の私立高校数（1316 校）の約 14%を占めており、私立生徒数（約 13 万人）も全国（約 103 万人）の約 13%を占めている。一方で、関西（大阪市、堺市、神戸市、阪神地区、京都市）の私立高校を合計しても 110 校で全国の約 8%、私立生徒数（約 10 万人）も全国の約 9%にしか満たないことから、特別区の私立志向傾向の高さを窺うことができる。

次にそれぞれの都市の教育にかかる費用を見ていく。

図表 7-4 各都市の教育支出費とその内訳

	り 1 支 世 額 帯 出 費 費 あ 総 た	（う 教 ち 育 教 費 育 比 費 率）	占（授 合め業 る 料 割 に 等	占（習教 合め参科 る 考書 割 に・学 材	占（補 合め習 る 教 割 に 育
全国	3,448,482	131,964 (3.8%)	98,382 (74.6%)	2658 (2.0%)	30923 (23.4%)
特別区部	3,974,746	234,230 (5.9%)	189,570 (80.9%)	2997 (1.3%)	41662 (17.8%)
札幌市	3,265,485	111,619 (3.4%)	85,417 (76.5%)	1976 (1.8%)	24226 (21.7%)
仙台市	3,211,930	109,849 (3.4%)	82,040 (74.7%)	2372 (2.2%)	25437 (23.2%)
さいたま市	3,784,627	145,919 (3.9%)	110,712 (75.9%)	2132 (1.5%)	33074 (22.7%)
千葉市	3,645,193	128,308 (3.5%)	88,506 (69.0%)	1729 (1.3%)	38073 (29.7%)
横浜市	3,765,144	217,562 (5.8%)	153,457 (70.5%)	2435 (1.1%)	61670 (28.3%)
新潟市	3,441,150	93,498 (2.7%)	74,293 (79.5%)	2033 (2.2%)	17172 (18.4%)
静岡市	3,596,544	137,233 (3.8%)	89,807 (65.4%)	2161 (1.6%)	45265 (33.0%)
名古屋市	3,323,430	142,431 (4.3%)	109,847 (77.1%)	3494 (2.5%)	29089 (20.4%)
京都市	3,393,697	174,254 (5.1%)	121,126 (69.5%)	2500 (1.4%)	50628 (29.1%)
大阪市	3,122,239	110,689 (3.5%)	74,789 (67.6%)	799 (0.7%)	35101 (31.7%)
神戸市	3,167,828	106,859 (3.4%)	81,326 (76.1%)	3155 (3.0%)	22378 (20.9%)
岡山市	3,358,256	138,114 (4.1%)	86,531 (62.7%)	4264 (3.1%)	47320 (34.3%)
広島市	3,354,195	94,763 (2.8%)	66,706 (70.4%)	2062 (2.2%)	25996 (27.4%)
福岡市	3,595,985	242,028 (6.7%)	189,038 (78.1%)	4563 (1.9%)	48427 (20.0%)
熊本市	3,514,531	156,133 (4.4%)	117,438 (75.2%)	2213 (1.4%)	36482 (23.4%)

※教育費:①授業料等:小学校から大学までのそれぞれの平均授業料の合計②教科書・学習参考教材③補習教育:幼稚園から大学入学までの学校以外での勉強にかかる費用をそれぞれ合計した費用。

図表 7-4 は、総務省の 2015 年度家計調査から全国と政令指定都市の二人以上が住む 1 世帯当たりの平均総支出費とそのうち教育費が占める比率を示したものである。家計調査は県庁所在地単位での実施となっているため、政令指定都市すべては含まれていない。

教育費比率は特別区では 5.9%と高く、中でも授業料は 80.9%と各都市で最も高い比率である。また私立生徒比率が高かった福岡市、京都市も教育費比率がそれぞれ 6.7%、5.1%と高い水準となっている。

これは、図表 7-1 で私立高校の数が多いことので、授業料が高くなっているのではないかと考えられる。

次に補習教育費を見ると特別区部は 17.8%と各都市で最も低い比率となっている。

私立高校の生徒数が少なかった横浜市や岡山市の教育比率は高かった。しかし、内訳で見ると補助教材費の比率が他の自治体よりも多かった。私立の学校には通わないが塾に通わせていたりしているため、教育比率が高くなっていると思われる。

一方、大阪市や神戸市では、教育費比率は全国平均を下回っている。しかし、大阪市では、補習教育費比率が 31.7%、神戸市では教科書・学習参考教材費比率が 3.0%と、それぞれ全国平均や特別区を超える高い水準となっている。

また、実数で見ると、特別区の教育支出費（約 23 万円）は福岡市に次ぐ 2 番目の多さで、大阪市（約 11 万円）や神戸市（約 10 万円）を 2 倍以上上回っており、全国平均も大きく上回っている。

特別区部は内訳ごとに見ても全国平均をすべての項目で上回っているが、授業料以外の項目ではトップを福岡市（教科書・学習参考教材費）、京都市（補習教育費）にそれぞれ譲っている。

私立高校の生徒数が多かった特別区や福岡市等では家計における教育費比率は高かった。さらに、授業料もそれらの自治体では高かったため、私立高校に通う比率が高くなればなるほど授業料が高くなっていると言える。

一方で、新潟市や広島市のように公立高校数、公立生徒数が多く教育費比率が低い都市もあった。

7-2-2.私立高校進学率の分析

私立高校進学率について分析していく。ここではデータが詳細に明らかになっている東京 23 区の事例を紹介する。図表 7-5 は 2015 年度学校基本調査から特別区の地元高校進学者数を地元公立中学校卒業生徒数で割って地元高校進学率を算出したものと、2016 年度総務省「統計でみる市区町村のすがた」から課税所得対象額合計を納税義務者数で割った値をその区の平均所得として示したものである。学校基本調査では公立中学校卒業後の卒業後の進路状況について、東京 23 区のデータは公表されていたが、他の政令指定都市などの自治体のデータは公表されていなかったため、今回は東京 23 区内の比較しか行えなかった。

図表 7-5 において、私立進学率は千代田区が最も高く 55.1%、港区が 50.5%と二区で 50%を上回っており、続いて文京区、渋谷区、目黒区、世田谷区、中央区などの「山の手」地域で公立を上回る私立進学率を誇っていることが分かる。一方、足立区が最も私立進学率が低く 23.7%、墨田区、葛飾区、江戸川区、台東区などの「下町」地域が続いている。これらの地域は東京都全体の私立進学率も下回っている。

次に所得を見ると、港区が唯一 1 千万円を超えて抜けており、続いて千代田区、渋谷区、目黒区と私立進学率が高い区と似通っていることが分かる。一方で足立区が最も低く約 331 万円、続いて葛飾区、江戸川区とこちらも私立進学率が低い区と同じ傾向にある。ただし、所得最下位の足立区でも全国平均（約 327 万円）を上回っており、特別区の所得が全国よりも高いことがうかがえる。

このことから、区の平均所得が高いところは私学進学率が高くなっていて、東京 23 区の全区平均よりも高い私学進学率の区は所得も 23 区平均よりも高いことがわかった。

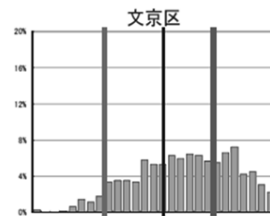
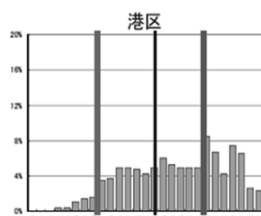
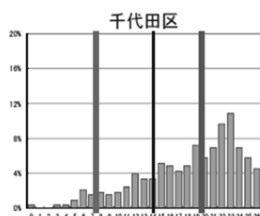
図表 7-5 特別区通学場所別進学者と親の所得（定時制高校、外国人は除く）

	公立 業者 中学 卒	都内 公立 進学 者（公 立進 学率）	都内 私立 進学 者（私 立進 学率）	課税 所得 対 象額 ／納 税 義 務 者 数 （万 円）
全国				3.27
東京都	78,932	42,318(53.6%)	25,472(32.3%)	4.35
特別区	47,090	24,352(51.7%)	16,335(34.7%)	4.61
千代田区	234	75(32.1%)	129(55.1%)	8.99
中央区	427	159(37.2%)	180(42.2%)	5.93
港区	649	225(34.7%)	328(50.5%)	12.67
新宿区	915	403(44.0%)	376(41.1%)	5.08
文京区	723	267(36.9%)	360(49.8%)	5.81
台東区	968	564(58.3%)	308(31.8%)	3.95
墨田区	1,447	828(57.2%)	409(28.3%)	3.60
江東区	2,554	1,289(50.5%)	864(33.8%)	4.05
品川区	1,625	807(49.7%)	615(37.8%)	4.55
目黒区	957	381(39.8%)	437(45.7%)	6.16
大田区	3,807	2,164(56.8%)	1,254(32.9%)	4.14
世田谷区	3,607	1,545(42.8%)	1,575(43.7%)	5.36
渋谷区	524	198(37.8%)	257(49.0%)	7.57
中野区	1,247	652(52.3%)	461(37.0%)	4.10
杉並区	2,232	991(44.4%)	963(43.1%)	4.53
豊島区	898	405(45.1%)	391(43.5%)	4.21
北区	1,558	774(49.7%)	581(37.3%)	3.51
荒川区	1,120	595(53.1%)	376(33.6%)	3.53
板橋区	3,159	1,651(52.3%)	1,109(35.1%)	3.59
練馬区	4,921	2,653(53.9%)	1,698(34.5%)	4.07
足立区	4,878	2,971(60.9%)	1,157(23.7%)	3.31
葛飾区	3,060	1,765(57.7%)	868(28.4%)	3.42
江戸川区	5,580	2,990(53.6%)	1,639(29.4%)	3.50

次に、学力の面から分析を行う。先ほどの私学進学率が良かった上位3区と、下位3区をピックアップし、その区内にある公私立の偏差値をまとめた。また参考として区内にある公立・私立の高校の一覧とその学力偏差値についてもまとめた。

図表 7-6 特別区高校偏差値一覧と学力調査結果（私立進学率上位 3 区）

	千代田区		港区		文京区	
偏差値	公立	私立	公立	私立	公立	私立
70以上	日比谷			慶應女子（女）		筑波大附属（国立） お茶の水女子大附属（女・国立）
60～69		東洋・特進選抜	三田	東工大附属科学技術（国立） 明治学院 広尾学園・本科	竹早	駒込・スーパー 京華・S特進（男）
50～59		東京家政学院・躍進（女） 二松學舎大附属・特進 千代田女学園・特進（女）		東海大附属高輪台	工芸・デザイ	京華女子・特進（女） 東洋女子・特進（女） 文京学院大女子・特進（女） 日大豊山（男） 郁文館・一般 昭和第一・特進 東洋大京北・進学 郁文館グローバル・国際
40～49		神田女学園・特進（女） 東京女子学院（女） 錦城学園 正則学園（男）	芝商業・商3 正則 東京女子学園・進学（女）		向丘	貞静学園・大進特進 東京音大附属・音楽 村田女子・アドバンスト（女） 淑徳SC・I類（女） 東邦音大附属東邦・音楽
39以下						京華商業・商業
高校受験無し		和洋九段女子（女・中高一貫） 白百合学園（女・中高一貫） 共立女子（女・中高一貫） 大妻（女・中高一貫） 麹町学園女子（女・中高一貫） 雙葉（女・中高一貫） 三輪田学園（女・中高一貫） 暁星（男・中高一貫）		普連土学園（女・中高一貫） 頌栄女子学院（女・中高一貫） 山脇学園（女・中高一貫） 聖心女子学院（女・中高一貫） 東洋英和女学院（女・中高一貫） 高輪（男・中高一貫） 芝（男・中高一貫） 麻布（男・中高一貫）		桜蔭（女・中高一貫） 跡見学園（女・中高一貫） 独協（男・中高一貫）



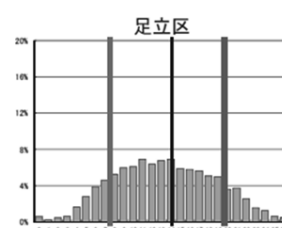
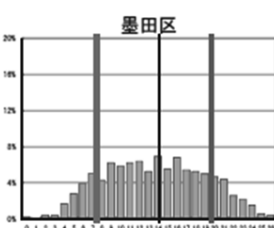
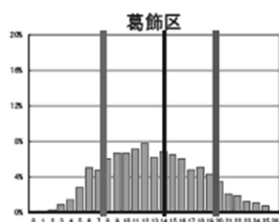
図表 7-6、7-7 の下部にあるグラフは東京都の 2016 年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」から、毎年小学 5 年生と中学 2 年生を対象に独自に行っている学力調査の度数分布図である。今回はその中で最も結果に偏りがあった中学 2 年生の英語のテストの成績を採用した。グラフ中央の黒い太線が都内の平均正答数である。また、上部にある高校一覧は高校の入試偏差値の一覧を公開していた家庭教師のトライホームページ(<http://www.trygroup.co.jp/exam/high/list/>)から、偏差値ごとに高校を載せた表である。ここでは偏差値 50 を基準にして、私立進学率上位の 3 区と下位の 3 区を比較していく。

私立進学率の高い区は私立高校の数が低い区と比べて多くあることが分かる。また、学力調査の結果も、上位 3 区の最頻値は都内の平均点よりも高く、成績が良いことが分かる。また、公立高校は偏差値 60 以上が多く、下位 3 区と比べても高校入試の難易度が高くなっている。

一方、私立進学率が低い区は偏差値 50 以下の公立高校が多く、学力調査の結果も上位 3 区より下にあることが分かる。私立高校は少なく、上位 3 区と比べても偏差値が低い公立高校が多かったため、学力の二極化が起きていることがわかった。

図表 7-7 特別区高校偏差値一覧と学力調査結果（私立進学率下位 3 区）

偏差値	葛飾区		墨田区		足立区	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
70以上						
60～69			両国			
50～59	共栄学園・特進 修徳・特進		墨田川	日大第一 安田学園・特進		足立学園（男）
40～49	葛飾総合 葛飾野 農産		本所 日本橋		江北 足立 足立新田 足立西	潤徳女子・特進（女）
39以下	葛飾商業 南葛飾		橘		淵江 青井 荒川商業・総合ビジネス 足立東 足立工業・総合技術	
高校受験無し						



最後に、所得と高校進学に関連のある奨学金について考える。市区町村が行っている、高校生に適用される奨学金制度を、各区や各政令指定都市の便利帳とホームページを基にまとめたものが以下の表 7-8 である。ここでは高校入学時にかかる費用に対する奨学金が存在しているかをまとめた。

特別区では全区が貸付型奨学金である一方、政令指定都市では給付型奨学金が多い。支給額は高くても浜松市の 3 万円までであった。特別区内の貸付奨学金では私立の金額は港区が一番高く 35000 円、低い品川区は 15000 円を毎月貸し付けている。また、これに加えて東京都も同様の貸し付けを行っているため区と都の 2 種類を選ぶことができる。図表 7-2-1 で私学生徒数が多かった福岡市では私立高校進学者には年間 30 万円が貸付される。また、同じく高かった名古屋市でも 30 万円を一括で貸し付けをしている。私学進学傾向が高かった自治体では、他の自治体よりも私立高校へ進学するサポートが整っていたことがわかった。

ここまで、特別区では私立進学志向が高い傾向にあり、私立高校進学率が高い区ほど親の所得が高い傾向があると述べてきた。しかし、これはあくまで東京のみの分析であり、通学場所別進学者数という調査結果を特別区以外の都市で出していないことは問題であると言える。進学率を正確に把握し、公立と私立を所得に左右されず平等に選択できるような取り組みを各自治体は行っていく必要があるだろう。

図表 7-8 特別区と政令指定都市の奨学金制度

	奨学金	形態	値段(入学準備金)		奨学金	形態	値段(入学準備金)
千代田区	×			札幌市	○	支給	国公立:5000円/月(1万円) 私立:8000円/月(1万5千円)
中央区	×			仙台市	×		
港区	○	貸付(15年以内返還)	国公立:18000円/月(8万円) 私立:35000円/月(25万円)	さいたま市	○	貸付(6年以内返還)	15000円/月(20万円)
新宿区	○	貸付(10年以内返還)	公立:18000円/月(10万円) 私立:30000円/月(20万円)	千葉市	○	支給	10000円/月
文京区	○	貸付(15年以内返還)	公立:16000円/月 私立:29000円/月	横浜市	○	支給	5000円/月
台東区	○	貸付	公立:18000円/月(10万円) 私立:30000円/月(10万円)	川崎市	○	支給	国公立:3000円/月(4万5千円) 私立:5000円/月(7万円)
墨田区	○	貸付(15年以内返還)	国公立:なし(10万円) 私立:20000円/月(20万円)	相模原市	○	貸付(9年以内返還) 支給	9900円/月 12000円/月
江東区	○	貸付(10年以内返還)	公立:8000円/月(5万円) 私立:28000円/月(20万円)	新潟市	○	貸付(期間は額次第)	20万円/年
品川区	○	貸付(15年以内返還)	公立:なし(7万円) 私立:15000円(20万円)	静岡市	○	貸付(8年以内返還)	8000円/月
目黒区	○	貸付(20年以内返還)	公立:なし(20万円) 私立:30000円/月(20万円)	浜松市	○	貸付(6年以内返還)	3万円/月
大田区	○	貸付(20年以内返還)	国公立:14000円以内/月(7万円) 私立:26000円以内/月(22万円)	名古屋市	○	貸付(7年以内返還)	(30万円)
世田谷区	○	貸付(16年以内返還)	国公立:12000円 私立:26000円(20万円)	京都市	○	支給	(国公立:6万3千円) (私立:17万8千円)
渋谷区	○	貸付(15年以内返還)	公立:15000円/月(7万6千円) 私立:28000円/月(22万円) 進級資金:8000円	大阪市	○	支給	10万7千円(1年) 72000円(2・3年)
中野区	×			堺市	○	支給	32000円/年
杉並区	○	貸付(10年以内返還)	国公立:17000円/月(10万円) 私立:29000円/月(30万円)	神戸市	○	支給	公立:2500円/月 私立:3000円/月
豊島区	×			岡山市	○	貸付(9年以内返還)	公立:9000円/月
北区	○	貸付(5年/10年以内返還)	公立:10万円/年 私立:20万円 or 30万円/年(1年) 10万円 or 20万円/年(2・3年)	広島市	×		
荒川区	○	-	-	北九州市	○	貸付(9年以内返還)	国公立:18000円/月
板橋区	○	貸付(15年以内返還)	公立:17000円/月(8万円) 私立:29000円/月(20万円)	福岡市	○	貸付(9年以内返還)	公立:18000円/月(5万円) 私立:25000円/月(10万円)
練馬区	×			熊本市	○	貸付(14年以内)	国公立:18000円/月
足立区	○	貸付(15年以内返還) 連帯保証人2人	国公立:13000円/月(7万円) 私立:30000円/月(15万円)				
葛飾区	○	貸付(15年以内返還)	国公立:18000円/月(5万円) 私立:30000円/月(10万円)				
江戸川区	○	貸付(20年以内返還) 連帯保証人2人	公立:10000円/月(10万円) 私立:30000円/月(10万円)				
東京都	○	貸付 連帯保証人2人	国公立:18000円/月(20万円) 私立:35000円/月(20万円)				

終章 行政サービスにおける東京一極集中

大地勇佑

終-1.便利帳をとおして見えてきたこと、見えなかったこと

今回の行政サービスの研究は、便利帳という、いまだかつて誰も学術的に分析がされてこなかった資料を用いて調べるということが一つの試みでもあった。東京 23 区と政令指定都市の便利帳を集める大変さや、それらを統一的に比較するためにデータベース化していく作業など大変なこともあった。便利帳を資料として行政サービスを比較していく中で、「便利帳を見ることで分かること」と、「便利帳だけでは分からない」ことがあった。

① 「便利帳を見ることで分かること」

便利帳に記載されていることを大きく分類すると以下ようになる。

・市区紹介

自治体の人口や面積などの概要、歴史や観光情報、産業についてなどの自治体の紹介に関するページ。ここでは各自治体が力を入れている政策なども書かれていたりする。民間委託されている便利帳では観光ガイドブックのような作りになっているところもある。

・防災・防犯

ハザードマップや避難所一覧、災害が起きたときの対処法や防災カバンなどの紹介。防犯に関するお知らせなどをイラストなどで分かり易く記載されている。どの便利帳にも記載されていて、便利帳を開いて最初のページに書かれていることが多い。

・届出・証明

普通に市民生活を送る中で市役所に行く用事といえば「住民票の写し」や「戸籍謄本」。「婚姻届」や「転出入届」など証明書の発行や届出をするために行くことが多いだろう。これらの届出に必要な書類や受付窓口の紹介など記載しているページになる。どの便利帳にもこれらが記載されている。

・税金・国保・年金

税金や国保、年金など、納めなければならないものや、給付されるものの手続きや必要書類などを記載している。また、どういう条件で納めたり給付しなければならないかの説明も載っている。どの便利帳にも記載されている。

・育児・出産

子どもが生まれてから、育てる、通学など、子どもに関するサービスが記載されているページ。こういったサービスが受けられるのかを広報しなければならないページであるが、京都市のように育児に関する情報を細かく記載している別の冊子を配布しているところもある。

・高齢者福祉

高齢者に関するサービスを紹介しているページ。介護や福祉事業の紹介や、老後の楽しみ方を紹介するものもある。

・障害者福祉

障害者に関するサービスを紹介しているページ。福祉事業の紹介や、受けられるサービスなどが細かく書かれていたり、イベントの紹介などを行っている便利帳もあった。

- ・ゴミ・上下水道・ライフライン

ゴミや上下水道など、自治体が行うサービスについてはしっかりと載せていたが、電気やガスなど民間事業者が行っているサービスは載せていない自治体もあった。ゴミの分別表を載せている便利帳もあるが、ごみに関しては神戸市のように別に冊子を作って広報している自治体もある。

- ・開発・住宅・交通

住宅の補助や、公営住宅の募集の案内、都市内交通の利用についてや、道路の修繕などの情報などが記載されている自治体もある。

- ・市政情報

その自治体の議会や役所の組織図や、自治体の首長のメッセージなどが載っていることもある。

- ・その他生活情報

地域の医師会に所属している病院や診療所の案内や式場などの案内など。また、NPO 活動や起業する人向けの支援なども載っている。

- ・施設案内

自治体にある公営の施設、図書館や運動施設、学校や役所の分署などの一覧と電話番号などが記載されている。

- ・相談窓口

各種行政サービスに関する相談窓口の案内や電話番号が記載されている。

② 便利帳だけでは分らないこと

どの自治体の便利帳にも書かれている大まかな内容に関しては一緒であった。しかし実際には金額がしっかりと書かれていた自治体や、金額や対象となる人などの情報を「詳細は HP で」という記述で、単なるサービスだけを紹介している便利帳もあった。それらについては第一章の「みやすい便利帳とは」というところで記載している。自治体ごとにバラバラに発行しているため、記載の内容で差が出てしまうのは仕方がないが、しかし便利帳のデータだけで読み取ろうとすると、他の自治体には記載されていなかった情報を HP などで補完していかなければならないこともあった。また、便利帳の性質上、記載されている内容が住民に向けてのものである。たとえば市内にある企業や団体向けにどのような経済政策を行っているのかは調べることが困難であった。ほかにも自治体の財務状況など市民向けの情報ではないが、自治体を比較していくのに必要な情報というものは記載されていない。

あくまでも便利帳は市民向けの情報冊子で、各種サービスを広報し紹介するガイドブックであるため、詳細な記述や市民向けでない情報を調べるためには、自治体の HP や担当の職員に電話で聞き出すほか、全国の自治体の情報を一括で管理している総務省の統計データから調べていくなど、他の手法と組み合わせで調べていかなければならないだろう。しかし、便利帳を読むことで今まで知らなかったサービスも多く発見できた。自治体がどのような行政サービスを提供しているのかを知る糸口として用いていくことができるのではないと思う。また自治体独自のサービスもあることが便利帳を比較して調べていくことで見えてくることもあるので、表層的な情報だけにはなるが、比較して分析していくことのできる資料と言えるだろう。

終-2.東京と大阪の行政サービス比較

私たちのゼミは、序章で述べてきた通り大阪都の住民投票のテーマからスタートした。住民投票では大阪都の案は否決されたが、今も 24 ある大阪市の行政区を再編する動きが大阪市議会に維新の会を中心に動いている。

また、2016 年に新しく就任した小池百合子東京都知事による都政が始まり、オリンピックの開催費用について、そして築地市場移転についての問題が大きく取りざたされた。前者は開催費用の見直しのために新設するボート競技場や競技プールなどの施設の建設費に関する追及や移転の議論が起こり、負担を国やほかの自治体に求めて大きくニュースに取り上げられることになった。後者は、移転先の新豊洲市場の地下が本来埋め立てられていたはずが、それが行われておらず、地下空間に溜まった水から有毒な物質が多く検出され、移転見直しを含めた議論や追及が行われた。ニュース番組やワイドショーでは東京の行政について毎日取り上げられ、ちょうど同じくして私たちは東京一極集中の問題に取り組んでいたため、小池都政の動きに注視しながら調査を進めていた。

小池都知事は「都民ファースト」を掲げて都政改革を行っている。都民を第一に考えるという発言は、同じく米大統領に就任したトランプ氏のアメリカファーストの政策理念に近いものを感じる。もちろん、この「都民ファースト」は、都議会や都庁などの役人に向けての改革の意思表示である。

しかし小池都知事の政策である「都民ファースト」は、実に東京中心的な考え方であり、東京一極集中の流れを加速させてしまうのではないだろうか。東京に人口や経済が集中して東京一極集中が深刻化している中、行政サービスまでも優先して集中させることが、果たして本当に日本全体にとって良い事なのだろうか。大阪都構想で実現しようとした二重行政解消の問題と、小池都政における「都民ファースト」。これらは、住民目線で行政サービスの在り方を見直そうとした取り組みであった。前者は府と市の重複している供給過剰な行政サービスを見直し、行政需要と財政に見合った行政サービスへ変えていこうという考え方である。後者は巨額を投じられている事業や、政治とカネの問題を見直して、税金をより必要としている都民に行政サービスとして配分していこうという考え方である。

もちろん、これらの取り組みが実現した暁には本当に良い結果になっているかはわからないが、疑問となることは、これらの政策が現実を如実に反映しているものなのだろうか、ということだ。私たちが今まで便利帳を通して行政サービスを調べてきたこともまさしくそういう疑問から始まっている。今回の報告書の各サービスの章で調べてきたことは、大阪と比較して東京の行政サービスは充実しているということを立証するためだった。実際に調べて比較してみると、たしかに東京の方が行政サービスが充実していると言えることはあった。それらをまとめた図表 8-1 を作成したので細かく確認してみる。

図表 8-1 東京 23 区と大阪市の行政サービス比較

行政サービス		東京23区	大阪市
基本	人口	1351万5271人	269万1185人
	面積	626.7km ²	225.2km ²
	()内は1km ² あたりの人口密度	(14796.1人)	(11949.7人)
こども	子どもの医療費助成(通院)	15歳まで自己負担分全額 (千代田、北区は18歳まで)	15歳まで1日500円 (月2回まで)
	待機児童数 ()内は児童1万人あたりの数	5002人(115人)	431人(3人)
	小学校給食状況	全校自校調理方式	共同調理場 配送方式
医療	がん検診(胃がん)	23区平均448円 (無料12区)	1500円
	休日夜間診療所 ()内は10km ² あたりの施設数	67か所(1.07)	7か所(0.31)
高齢者	インフルエンザワクチン	平均2052円 (無料4区)	1500円
	高齢者祝い金制度	平均178239円 最高760000円(千代田区) 最低20000円(江戸川区)	現在廃止
	独居高齢者世帯数 ()内は総世帯数	539014世帯 (4793594世帯)	201070世帯 (1352413世帯)
施設	図書館数 ()内は人口10万人当たりの数	238か所(2.57)	24か所(0.89)
	温水プール数 ()内は平均利用料金	102か所(441円)	24か所(754円)
財政	歳入の地方債借入額 ()内は一人当たりの金額	598億円 (6449円)	1兆2112億円 (45007円)
	市町村民税 ()内は一人当たりの金額	9020億円(97280円)	1383億円(51410円)

※表の各種データは本報告書の各サービスの比較分析から抜粋。詳細なデータはDVDに載せています。

表 8-1 は本報告書で各種サービスを調べてきたことを、東京 23 区と大阪市の比較をするためにまとめたものである。東京 23 区は大阪市と比べて面積が約 2.5 倍であるが、人口は 5 倍であり、人口密度は東京 23 区の方が多くなっている。大阪よりも人口過密で、しかも人口も多いが各行政サービスはどうなっているのだろうか。

こどもに関する行政サービスでは、まず「子ども医療費助成」が東京の方が充実している。けがや病気などで通院をしなければならないとき、東京 23 区の多くの区は 15 歳まで医療費が**無料**であるが、大阪市は月二回までという制限で一回 **500 円**を補助するのにとどまっている。また、小学校給食も東京 23 区は各学校で調理場を設けて作り、安心して出来立てを食べられるのに対して、大阪市は地域ごとに一括で作る給食センターから配送される仕組みになっている。サービスは充実しているように思われるが、一方で待機児童問題ははるかに東京 23 区の方が深刻化している。**5000 人**もの待機児童がおり、これを 0 にしようとするのであれば、新たに保育所や保育士などを集めなければならず、この数は年々増えているため、行政の対応が追いついていない現状にあった。

医療の行政サービスで比較してみると、胃がん検診が安いのは東京 23 区であった。また、無料の区が 12 区もあった。大阪市は 1500 円であり、値段の差が明らかにしている。次に休日や夜間に病気やケガをして、救急車を呼ぶほどではないが診てもらわなければならない状況になった時、東京 23 区では全 67 か所の診療所が設置されており、10km²に 1 つは診療所がある。何かあった時には生活圏に観てもらえる施設があることになっている。対して大阪市では東京と比べても明らかに劣っており、何かあった時に少し遠くの所に行かなければならず不便であると言える。

次に高齢者のサービスについて比較してみる。高齢者福祉は国や都道府県が行っている制度も多いため、市区町村ごとに差があまり出るようなものではないが、しかし介護を必要としない高齢者に対してのサービスに関しては東京と大阪の差が表れている。インフルエンザワクチンの助成では東京 23 区の平均 2052 円と大阪市の 1500 円では大阪市の方が安いように見えるが、しかし東京には無料でワクチンを接種できる区が 4 つあり甲乙つけがたい。しかし高齢者祝い金制度では大阪市は現在廃止しているが、東京 23 区のすべての区では喜寿や米寿などの長寿のお祝いに現金や品物を贈呈しているところがほとんどである。

施設面では、東京 23 区の区立の図書館の数が全体で 238 か所あり、人口 10 万人当たり 2.5 か所ある。しかし、大阪市では 24 区ごとに 1 つはあるが、人口 10 万人当たりでは 0.89 で、東京 23 区の方が充実していると言える。また、区立の温水プールも大阪市も 24 区に 1 つずつあるが、それよりも多く東京 23 区にはあり、平均利用料金も東京 23 区の方が安くなっている。

このように各行政サービスで東京 23 区と大阪市を比較すると、東京 23 区に住む方が明らかにお得であり、充実していると言えるだろう。しかしなぜこのように東京 23 区の方が充実していたのだろうか。人口が多いためサービスにかかるコストが大阪市よりも高くなっているはずである。財政のデータでは、地方自治体の借金である地方債の借入額が東京 23 区は全体で 598 億円、大阪市ははるかに多く 1兆2112 億円となっている。一人当たりで換算すると、東京 23 区に住む都民は年間 6449 円の借金を借りているが、大阪市では 45007 円と明らかに大阪市の借金の高さがうかがえる。また、市町村民税（23 区では都民税）の額は東京 23 区全体で 9020 億円であるが、大阪市は 1383 億円となっている。一人当たりの納税額は東京 23 区が 97280 円で、大阪市が 51410 円である。市町村民税は、所得に応じて納める税額が変動するため、東京 23 区のほうが、所得が高い人が多いということも言える。明らかに、借金が少なく税収が良い東京 23 区と、借金を抱えている大阪市とでは財務状況に大きな違いがあり、行政サービスにも影響を与えていると考えられる。

企業の本社や富裕層が集まることで、それらから納められる税金も集中し、東京 23 区では充実したサービスを提供できているが、一方で人口集中しているがゆえに、待機児童数や独居老人の数など、救済しなければならない弱者の数もいまだに多くある。行政サービスは充実しているが、需要もそれ以上に高いのであれば、今後もサービスを充実化させなければならないのは必然であり、ますます東京のサービスが他と比べて充実化していくのではないだろうか。いずれにせよ、東京一極集中で人口や経済の問題と同様に、行政サービスの充実度などの面から考えなければならないだろう。

また、序章で大阪市の 24 区を統合して新たに特別区を作る大阪都構想は、大阪という都市が東京に對抗できるというまやかしを抱いて、二重行政の解消による行政サービスの質の低下と大阪府による大阪市の財源掌握という事態になるということも述べてきた。東京の場合は人口の 7 割が特別区部に集中

しており、財政的にも特別区部が東京都内で大きい規模であるが、大阪府内における大阪市の人口は 3 割にしかなく、東京の特別区部と同じように財政状況が良いわけではないため、東京と同じように特別区制度を導入することは無理がある。大阪市内で働いているはずの人たちは、その周辺の土地に住んでいて、特に高所得者は大阪市内よりも芦屋市や大阪北部の市などに比較的多く住んでいる状況である。大阪市内でどれほど市外の人間がゴミを捨てたり、市営の地下鉄に乗ったり、大阪市の提供するサービスを利用しても、住民税収入などはその周辺の自治体に吸い上げられるため、損をしている状況であることは変わらない。これらのことから、大阪都構想で語られてきた大阪市の解体という考え方は、大阪市民が一方的に損をするシステムであると言えるだろう。大阪を中心とした通勤圏に枠組みを広げて、大阪の都市としての制度の見直しをしなければならないと考える。

終-3.東京 23 区内の一極集中 ～行政サービスが充実すぎる千代田区～

本報告書を編纂作業中の 2017 年 2 月 5 日、東京都千代田区の区長選挙の投開票が行われ、小池都知事が支援する現職の石川雅己氏が 5 度目の当選を果たした。就任当初から小池都知事と対立していた自民党都連が推薦する与謝野信氏を破り、小池都知事の強い人気を示す形にもなった。この千代田区長選挙は、2017 年の夏に行われる東京都議選前の選挙でもあったため、マスコミはこの代理戦争を注目して取り上げた。とくに千代田区選出の都議で、小池都知事と対立していた自民党都連の前の幹事長である通称「都議会のドン」こと内田茂氏のお膝元でもあった。内田茂氏は 2 月 25 日に今回の自民党都連の敗北により政界引退を表明した。まさしく、東京の今後の行く末を暗示するような選挙であった。

千代田区と言えば、皇居や国会議事堂、首相官邸や霞が関など政治の中核があり、また丸の内や大手町など日本を代表するような大企業の本社や経団連の本部などが立ち並んでいるなど経済の中核でもある。昼夜間人口比率は約 1700%であり、これは現住人口の 17 倍の労働人口が集中していること意味しており、区外から多くの人たちが集中している。また、私たちがゼミで研究してきた東京 23 区の行政サービスで、特によかったのもこの千代田区であった。以下に千代田区とそのほかの東京 23 区の行政サービスを比較する表をまとめた。(図表 8-2)

人口 5 万 8 千人で面積が 11.6km²であり、東京 23 区全体の人口の 0.3%、面積は 1.8%となっていて、23 区の中でも小さな規模の区である。しかし、一人当たりの市町村民税納税額が 21 万 7581 円であり、23 区平均の 2 倍であり所得が高い人が多く住んでいることが分かる。また、地方債も 0 円であり財政が健全であると言える。人口が少ないが財政の状況が良いためサービスも他の区よりも充実していると言える。

たとえば子どもの医療費助成は 18 歳までと他よりも拡大しており、待機児童数 0 を実現できている。また、胃がん検診は 200 円と 23 区平均より安い負担額で受けることができ、休日夜間診療所も 23 区平均と比べるとやや充実している。高齢者サービスに至っては、インフルエンザワクチンは無料で接種でき、祝い金制度は他の自治体よりもはるかに充実しているなど、明らかな差が分かる。図書館の数は 5 か所であり、これに加えて国会図書館も区内にあるため図書館利用がとても充実している。また、千代田区の千代田図書館などでは区民専用の閲覧席を設けている。ビジネス街にある図書館のため区外利用者が多く、そのため区民専用の席を設けて優先して座ることができるような計らいをしている。プールの数も豊富であるが、これらは小学校の温水プールを開放する形で提供しているものもある。公立の小

学校が温水プールであり、それを区民にも開放しているという事は、他の自治体に住んでいる人間にとってはとてもうらやましい状況である。

図表 8-2 千代田区と東京 23 区の行政サービス比較

行政サービス		東京23区	千代田区
基本	人口	1351万5271人	5万8406人
	面積 ()内は1km ² あたりの人口密度	626.7km ² (14796.1人)	11.6km ² (5009.1人)
こども	子どもの医療費助成(通院)	15歳まで自己負担分全額 (北区は18歳まで)	18歳まで 自己負担分全額
	待機児童数 ()内は児童1万人あたりの数	5002人(115人)	0人(0人)
医療	がん検診(胃がん)	23区平均448円 (無料12区)	200円
	休日夜間診療所 ()内は10km ² あたりの施設数	67か所(1.07)	2か所(1.72)
高齢者	インフルエンザワクチン	平均2052円 (無料4区)	無料
	高齢者祝い金制度	平均178239円 最高760000円(千代田区) 最低20000円(江戸川区)	7600000円
	独居高齢者世帯数 ()内は総世帯数	539014世帯 (4793594世帯)	3166世帯 (33201世帯)
施設	図書館数 ()内は人口10万人当たりの数	238か所(2.57)	5か所(8.47)
	温水プール数 ()内は平均利用料金	102か所(441円)	7か所(400円)
財政	歳入の地方債借入額 ()内は一人当たりの金額	598億円 (6449円)	0円 (0円)
	市町村民税 ()内は一人当たりの金額	9020億円(9万7280円)	127億円(21万7581円)

東京都の中でも群を抜いてサービスが良かった千代田区だが、当然だが住むのはとてもお金がかかる。2017年2月16日現在、千代田区の2LDKの家賃の相場が28.89万円だった。23区で最も安かった葛飾区でも2LDKが11.06万円と西宮市では同条件で10.27万円と差は歴然である。家賃が高く、かつ納税額も高い人が多く住んでいるであろう千代田区では、それに見合った行政サービスが提供されているのではないと思う。

住宅物件情報サイトのホームページ (<http://www.homes.co.jp/chintai/price/>) 2017年2月16日閲覧

結局千代田区は東京 23 区の中で群を抜いてサービスが良かった。そういうところで今回のように小池都知事が都民ファーストを訴え、支援する候補が当選したことについて考えなければならないことがあるだろう。住民優先のサービスを行うことは、その自治体の首長が政策目標にしていけることは当たり前だが、しかし千代田区のように財政が恵まれてかつ現状のサービスが充実している自治体で、これよ

りも「都民ファースト」と称して税金を使ってサービスを充実化していくことに日本全体として正しい判断になり得るのだろうか。

大企業の本社が東京に集中しており法人税収入は圧倒的に多くなっている。また、区外や国外からも多くの観光客や買い物客が集まり銀座や秋葉原などでたくさん消費をすることで、消費税の収入等も他の自治体と比べても高くなっている。また、居住している人の所得も高い人が多くいて、自治体に入ってくる住民税や固定資産税などの税金も多くなっている。税金が集中している東京でこれ以上行政サービスを充実化させるよりも、人口減少を迎えた地方都市でインフラの整備や地域振興に対する予算の投入などの費用に回さなければ、日本全体としての行政サービスの劣化を食い止めることはできないだろう。東京だけが充実している現状である以上、地方都市でも同様の水準のサービスを受けられるように、国全体としての地方財政制度の見直しが必要な時期に差し迫っていると考える。人口や富の東京一極集中の弊害として、行政サービスの東京一極集中が起きているという事も考えなければならないだろう。

わたしたちが便利帳をもとに行政サービスを調べていく中で、初めて知ったサービスが多くあった。また、わたしたちが住む自治体と比べて、東京のサービスの良さを知って驚くこともあった。実際に引っ越しなどをしない場合、他の市のサービスがどうなっているか知ることもないだろう。今自分が住んでいる自治体のサービスよりも充実している自治体があれば、今すぐ移住したいとまではいかないが、住居選択において行政サービスの良し悪しは少なからず影響するだろう。一つに並べて見比べてみると、自分の住む自治体のサービスはどのくらい良いのだろうか知る機会になればいいと思う。

今自分が住んでいる自治体のサービスが、東京と比べてどのくらい良いのか悪いのかを認識することで、東京一極集中が招いている弊害が実際に自分の身の回りにもあるのだという危機感を持つことにつながるのではないと思う。

巻末資料

学生調査について

「学生調査」とは、関西学院大学学内教学システム「LUNA」のアンケート機能を利用し、講義受講生を対象に実施した調査のことである。2016年度大谷ゼミでは、2つの学生調査を実施した。

- ・「学生生活実態調査 2016.7」 2016年度春学期「都市社会学 A」受講者 496 (7/17LUNA 締切)
名
- ・「学生家族実態調査 2016.11」 2016年度秋学期「都市社会学 B」受講者 419 (11/24LUNA 締切)
名

学生生活実態調査 2016.7 単純集計表

2016年7月実施(7/17LUNA 締切)「都市社会学 A」受講者対象
(N=496)

Q1. あなたの学年をお答えください。

1. 1年生 **48.1%(236)** 2. 2年生 **30.1%(148)** 3. 3年生 **15.7(77)** 4. 4年生 **5.3%(26)** 5. その他
0.8%(4) NA(5)

Q2. あなたの年齢をお答えください。(単位をつけずに半角数字のみでお答えください。以下、すべて数値で答える場合は同様にしてください。「万」「千」なども用いないでください)

平均値 **19.31 歳** 最小値 **18 歳** 最大値 **28 歳** 標準偏差 **1.34** (有効ケース数 493)

Q3. あなたの性別をお答えください。 1. 男性 **47.0%(232)** 2. 女性 **53.0%(262)** NA(2)

Q4. あなたは実家生ですか、下宿生ですか、寮生ですか？

1. 実家生 **66.8%(330)** 2. 下宿生 **31.4%(155)** 3. 寮生 **1.8%(9)** NA(2)

Q5. あなたの現在の居住地の都道府県をお答えください。

兵庫 **64.1%(314)** 大阪 **29.6%(145)** 京都 **2.7%(13)** 奈良 **2.2%(11)** 和歌山 **0.2%(1)** 滋賀
0.2%(1)

三重 **0.2%(1)** 静岡 **0.2%(1)** 鳥取 **0.2%(1)** 広島 **0.2%(1)** NA(6)

Q6. あなたの現在の居住地の市町村をお答えください。(「郡」「区」は回答しないでください。また「市」「町」「村」をつけずに「西宮」「島本」などにご回答ください) ()

Q7. あなたの現在の居住地の郵便番号をお答えください。(ハイフンをつけずに半角数字のみでお答えください。)

わからない場合は日本郵便の HP でご確認ください。こちらです <http://www.post.japanpost.jp/zipcode/>
例：6628501 ()

Q8. 主な通学手段をひとつだけお答えください。

1. 電車 **65.9%(325)** 2. 徒歩・自転車 **24.9%(123)** 3. 原付・バイク **6.7%(33)**
4. バス(甲東園―関西学院前を除く) **2.2%(11)** 5. 自動車 **0.2(1)** NA(3)

Q9. 通学(家から教室まで)にかかる総所要時間を片道でお答えください。(単位は分で、半角数字のみでお答えください) (例) 1 時間 30 分の場合: ○90 ×90 ×90 分 ×九十 ×1 時間 30 分 ×1.5

平均値 **62.42 分** 最小値 **1 分** 最大値 **150 分** 標準偏差 **38.64** (有効ケース数 495)

Q10. あなたは現在、部活やサークルに加入していますか。 1. はい **81.7%(403)** 2. いいえ **18.3%(90)** NA(3)

Q11. 直前の質問で「1. はい」と答えた方にお聞きします。それはどのような部活、サークルですか。複数に参加している場合は、主に参加されているものについてお答えください。

1. 体育系の部活 **17.7%(71)** 2. 文化系の部活 **11.7%(47)** 3. 体育系のサークル **46.8%(188)**
4. 文化系のサークル **20.4(82)** 5. 学外活動(ボランティア・他大学の活動など) **3.5%(14)** NA・非(94)

Q12. あなたはこの春学期、どの程度授業に出席しましたか。

1. よく出席した(80%以上) **63.8%(316)** 2. ややよく出席した(60%~80%) **22.4%(111)**
3. 半分程度出席した(40%~60%) **8.5%(42)** 4. あまり出席していなかった(20%~40%) **4.4%(22)**
5. ほとんど出席していなかった(0%~20%) **0.8%(4)** NA(1)

Q13. あなたは現在アルバイトをしていますか。 1. はい **77.0%(378)** 2. いいえ **23.0%(113)** NA(5)

Q14. 直前の質問で「1. はい」と答えた方にお聞きします。あなたは1週間あたり合計何時間アルバイトをしていますか。アルバイトを複数している場合は合計時間をお答えください。

平均値 **14.58 時間** 最小値 **1.5 時間** 最大値 **68 時間** 標準偏差 **7.269**

Q15. あなたはPCをお持ちですか(ノート型・デスクトップ型・タブレットなどの形態は問いません)。下宿生は1または3をお選びください。

1. 自分専用のPCを持っている **75.8%(373)** 2. 自分専用のPCはないが、家族共用のPCはある **22.8%(112)**
3. 持っていない **1.4%(7)** NA(4)

Q16. あなたはスマートフォンもしくはガラケーを持っていますか。

1. スマートフォンだけを持っている **98.6% (487)** 2. ガラケーだけを持っている **0%(0)**

3. 両方持っている **1.4%(7)** 4. 両方持っていない **0%(0)** NA(2)

Q17. あなたがガラケーを持ち始めたのは何歳の頃ですか。 **平均値 12.7 歳 最小値 6 歳 最大値 18 歳 標準偏差 2.26**

Q18. あなたがスマートフォンを持ち始めたのは何歳の頃ですか。(持ったことがない方は「なし」とご記入ください)

平均値 16.15 歳 最小値 7 歳 最大値 26 歳 標準偏差 1.48

Q19. あなたはメールを利用しますか。

1. 非常によく利用する **3.2%(16)** 2. まあ利用する **31.6%(156)** 3. あまり利用しない **60.1%(297)**
4. まったく利用しない **5.1%(25)** NA(2)

Q20. 直前の質問で「1.」「2.」「3.」のいずれかを回答された方にお聞きます。メールは主として、PC と携帯電話（スマートフォンおよびガラケー）のどちらで使われますか。

1. 主として PC **7.7%(36)** 2. PC と携帯電話（スマートフォンおよびガラケー）とで半々 **22.5%(105)**
3. 主として携帯電話（スマートフォンおよびガラケー） **69.8%(326)** NA(29)

Q21. あなたは LINE を利用しますか。

1. 非常によく利用する **86.8%(429)** 2. まあ利用する **11.5%(57)** 3. あまり利用しない **1.0%(5)**
4. まったく利用しない **0.6%(3)** NA(2)

Q22. 直前の質問で「1.」「2.」「3.」のいずれかを回答された方にお聞きます。LINE は主として、PC と携帯電話（スマートフォンおよびガラケー）のどちらで使われますか。

1. 主として PC **0.2%(1)** 2. PC と携帯電話（スマートフォンおよびガラケー）とで半々 **2.7%(13)**
3. 主として携帯電話（スマートフォンおよびガラケー） **97.1%(475)** NA(7)

Q23. あなたは SNS を利用しますか。なお、ここで言う SNS とは facebook、twitter、instagram などを指し、LINE などの連絡手段ツールは除きます。

1. 非常によく利用する **62.8%(310)** 2. まあ利用する **26.3%(130)** 3. あまり利用しない **5.9%(29)**
4. まったく利用しない **5.1%(25)** NA(2)

Q24. 直前の質問で「1.」「2.」「3.」のいずれかを回答された方にお聞きます。SNS は主として、PC と携帯電話（スマートフォンおよびガラケー）のどちらで使われますか。

1. 主として PC **0.2%(1)** 2. PC と携帯電話（スマートフォンおよびガラケー）とで半々 **5.1%(24)**
3. 主として携帯電話（スマートフォンおよびガラケー） **94.7%(444)** NA(27)

Q25. あなたは動画の視聴およびダウンロード（ダウンロード購入を含む）をしますか。

1. 非常によくする **36.3%(179)**
2. まあよくする **41.8%(206)**
3. あまりしない **16.4%(81)**
4. まったくしない **5.5%(27)** NA(3)

Q26. 直前の質問で「1.」「2.」「3.」のいずれかを回答された方にお聞きします。動画の視聴およびダウンロードは、主として PC と携帯電話（スマートフォンおよびガラケー）のどちらで使われますか。

1. 主として PC **10.6%(50)**
2. PC と携帯電話（スマートフォンおよびガラケー）とで半々 **22.2%(103)**
3. 主として携帯電話（スマートフォンおよびガラケー） **67.2%(311)** NA(33)

Q27. あなたはサービスのネット予約を利用しますか。なおここで言うサービスとは、乗り物・コンサート・スポーツなどのチケットや散髪などを指します。

1. 非常によく利用する **18.1%(89)**
2. まあ利用する **39.9%(196)**
3. あまり利用しない **25.9%(127)**
4. まったく利用しない **16.1(79)** NA(5)

Q28. 直前の質問で「1.」「2.」「3.」のいずれかを回答された方にお聞きします。サービスのネット予約は、主として PC と携帯電話（スマートフォンおよびガラケー）のどちらで使われますか。

1. 主として PC **14.2%(59)**
2. PC と携帯電話（スマートフォンおよびガラケー）とで半々 **15.9%(65)**
3. 主として携帯電話（スマートフォンおよびガラケー） **69.9%(286)** NA(87)

Q29. あなたはネットで商品の購入をしますか。

1. 非常によくする **11.0%(54)**
2. まあよくする **35.9%(177)**
3. あまりしない **35.3%(174)**
4. まったくしない **17.8%(88)** NA(3)

Q30. 直前の質問で「1.」「2.」「3.」のいずれかを回答された方にお聞きします。ネットでの商品の購入は、主として PC と携帯電話（スマートフォンおよびガラケー）のどちらで使われますか。

1. 主として PC **28.6%(116)**
2. PC と携帯電話（スマートフォンおよびガラケー）とで半々 **20.7%(84)**
3. 主として携帯電話（スマートフォンおよびガラケー） **50.6%(205)** NA(91)

Q31. あなたはネット回線や通信機能を使ったゲームをしますか。

1. 非常によくする **19.1%(94)**
2. まあする **25.4%(125)**
3. あまりしない **26.0%(128)**
4. まったくしない **29.6%(146)** NA(3)

Q32. 直前の質問で「1.」「2.」「3.」のいずれかを回答された方にお聞きします。ネット回線や通信機能を使ったゲームは、主として PC と携帯電話（スマートフォンおよびガラケー）のどちらで使われますか。

1. 主として PC **6.4%(22)** 2. PC と携帯電話（スマートフォンおよびガラケー）とで半々 **6.4%(22)**
 3. 主として携帯電話（スマートフォンおよびガラケー） **87.3%(302)** NA(150)

Q33. あなたは直近の平日（土日または月曜の朝食前にお答えの場合は、金曜の朝についてお答えください）の朝食をどのように食べましたか。下宿生の方は「3.」「4.」「5.」のいずれかを選択してください。なお、ここでの朝食とは「午前 10 時までにとった食事」とします。

1. 同居家族全員と一緒に食べた **4.3%(21)** 2. 同居家族の一部と一緒に食べた **20.6%(102)**
 3. 同居家族以外の人と食べた **2.2%(11)** 4. 一人で食べた **59.3%(293)** 5. 食べていない **13.6%(67)** NA(2)

Q34. 直前の質問で「1」「2」「3」「4」いずれかに回答された方に伺います。あなたはその朝食をどこで食べましたか。1. 自宅 **91.3%(390)** 2. 学食 **1.2%(5)** 3. 飲食店 **1.4%(6)**
 4. コンビニ、スーパー等で購入して自宅外で食べた **6.1%(26)** NA(69)

Q35. その朝食の主食としてパンかご飯を食べましたか。

1. ご飯を食べた **37.4%(161)** 2. パンを食べた **51.2%(220)** 3. 両方食べた **2.8%(12)**
 4. ご飯とパン以外を食べた **8.6%(37)** NA(66)

Q36. あなたは、平日をどのように過ごしていますか。あなたの平日の過ごし方を平均し（サークル活動が週 3 日・合計 10 時間の場合は、1 週間に 5 日ある平日の平均として、「2 時間」と答えてください）、以下の項目にそれぞれ何時間費やしているかお答えください。必ず合計が 24 になるようにしてください。半角数字でお答えください。

	平均値	最小値	最大値	標準偏差	有効ケース数
1. 睡眠	6.22	1	12	1.089	485
2. 通学（家から教室まで）	1.59	0	10	1.109	481
3. 大学の授業や勉強	4.87	0	10	1.667	483
4. 部活やサークル活動	1.29	0	5	1.172	468
5. アルバイト	2.57	0	9	1.959	474
6. 生活必需時間（食事、身の回りの用事、家事など）	2.36	0	8	1.171	476
7. 交友、交際	1.65	0	7	1.112	459
8. 健康維持活動（ジム、筋トレ、ウォーキング等）	0.31	0	2	0.516	441
9. 趣味や余暇活動	1.99	0	8	1.350	469
10. 大学以外での勉強・学習	0.86	0	4	0.862	444
11. その他	0.84	0	12	1.506	406

Q37. あなたのご世帯（下宿生の場合は下宿）では紙媒体の新聞を契約購読されていますか。

1. はい **53.7%(264)** 2. いいえ **46.3%(228)** NA(4)

Q38. 紙媒体の新聞を契約購読されている方にお聞きします。どの新聞を購読していますか。2 紙以上購読している場合は、最も長く購読しているものについてお答えください。

1. 朝日新聞 **31.7%(83)** 2. 産経新聞 **8.8%(23)** 3. 日本経済新聞 **8.0%(21)** 4. 毎日新聞 **12.2%(32)**
5. 読売新聞 **22.5%(59)** 6. 神戸新聞 **12.6%(33)** 7. 大阪日日新聞 **0%(0)** 8. 京都新聞 **2.3%(6)**
9. その他 **1.9%(5)** NA・非(234)

Q39. 前の質問で「9. その他」と回答された方は、具体的な新聞名をお答えください。

聖教新聞(3) 西日本新聞(1) 福井新聞(1) 日刊スポーツ(1)

Q40. 全員にお聞きします。紙媒体の新聞をどの程度読んでいますか。

1. よく読んでいます **2.0%(10)** 2. まあ読んでいます **8.5%(42)** 3. あまり読んでいない **37.2%(183)**
4. 全く読んでいない **52.2(257)** NA(4)

Q41. あなたが普段ニュースを見る際に利用するのは以下のどれですか。もっともよく利用するものをお答えください。

1. テレビ **64.3%(317)** 2. ラジオ **0.6%(3)** 3. 紙媒体の新聞 **2.0%(10)** 4. 新聞社のウェブサイト **1.8%(9)**
5. Yahoo **14.6%(72)** 6. MSN **1.2%(6)** 7. 他のポータルサイト・ニュースアプリ **12.4%(61)**
8. その他 **3.0%(15)** NA(3)

Q42. 今年6月1日から6月30日の間で、あなたが一番高い買い物をされた商品は何ですか（飲食関係は除く）。1つだけお書きください。洋服の場合は「ブラウス」や「ズボン」、電子機器の場合は「ノートパソコン」など具体的にお答えください。（ ）

Q43. それはおいくらでしたか。金額をお答えください。単位をつけずに、半角数字のみでお答えください。

（例）5000 円の場合： ○5000 × 5 0 0 0 × 5000 円 × 五千

平均値 21931.04 円 最小値 0 円 最大値 1250000 円 標準偏差 66704.85 （有効ケース数 485）

Q44. あなたが成長するまで、両親以外の人で、あなたの身の回りの世話を一番してくれたのはどなただと思いますか。一人だけお答えください（身の回りの世話とは、子守り、食事の用意、送り迎え、看病、遊び相手などをお考えください）。

1. 父方の祖父 **3.9%(19)** 2. 父方の祖母 **17.4%(86)** 3. 父方の親族 **2.4%(12)** 4. 母方の祖父 **6.3%(31)**

5. 母方の祖母 **36.3%(179)** 6. 母方の親族 **6.5%(32)** 7. あなたのきょうだい **15.0%(74)** 8. 両親の友人知人 **1.6%(8)**
 9. 保育サービス **2.6%(13)** 10. その他 **1.6%(8)** 11. 両親以外に誰もいなかった **6.3%(31)** NA(3)

Q45. あなたの父親の年齢をお答えください。(単位をつけずに半角数字のみでお答えください。他界されている場合などは「いない」とご記入ください。) **平均:値:51.81 歳 最小値:40 歳 最大値:80 歳 標準偏差:5.01** (有効ケース数:469)

Q46. あなたの母親の年齢をお答えください。(単位をつけずに半角数字のみでお答えください。他界されている場合などは「いない」とご記入ください。) **平均:値:49.21 歳 最小値:25 歳 最大値:64 歳 標準偏差:4.06** (有効ケース数:487)

Q47. あなたの両親が現在お住まいの住居は次のどちらですか。該当しない場合は、「あなたが帰る先の実家」と考えて、ご回答ください。

1. 持ち家一戸建て **64.2%(316)** 2. 持ち家マンション **22.6%(111)** 3. 賃貸の一戸建て **3.3%(16)**
 4. 都市再生機構・公社などの賃貸住宅 **0.2%(1)** 5. 賃貸のマンション **7.1%(35)** 6. アパート **1.6%(8)**
 7. 公営住宅(県営・市営) **0.4%(2)** 8. 社宅 **0.4%(2)** 9. その他 **0.2%(1)** NA(4)

Q48. その住居はどちらにありますか。近畿圏内の場合は鉄道の最寄駅(鉄道会社名・駅名)を、近畿圏外の場合は都道府県名・市町村名を、外国の場合は「外国」とお答えください。

(例1) 近畿圏内の場合: 阪急夙川駅、 JR 草津駅 など

(例2) 近畿圏外の場合: 岡山県岡山市、 北海道釧路市 など ()

Q49. その住居のある住所地の郵便番号についてもお答えください。

(ハイフンをつけずに半角数字のみでお答えください。わからない場合は日本郵便の HP でご確認ください。こちらです <http://www.post.japanpost.jp/zipcode/>)

(例) ○6628501 ×662-8501 ×6 6 2 8 5 0 1 ()

Q50. 現在、その住居(両親がお住まいの住居)に住んでいるのは全部で何人ですか。単位をつけずに半角数字のみでお答えください。 **平均:値:3.596 人 最小値:1 人 最大値:6 人 標準偏差:1.0873** (有効ケース数:492)

Q51. 現在、その住居(両親がお住まいの住居)に住んでいる方を次の中から、すべてお答えください。

1. あなた自身 2. 父親 3. 母親 4. あなたのきょうだい
 5. 父方の祖父 6. 父方の祖母 7. 母方の祖父 8. 母方の祖母 9. 他の親族 10. その他

Q52. 直前の質問で「4」を選択した方にお聞きします。その住居(両親がお住まいの住居)に住んでい

るあなたのきょうだいは全部で何人ですか。半角数字でお答えください。

平均値:1.298 人 最小値:1 人 最大値:3 人 標準偏差:0.5362 (有効ケース数:285)

Q53. あなたの父親の出身地はどちらですか。出身地とは 15 歳までに主に過ごされたところとお考えください。近畿圏内の場合は鉄道の最寄駅（鉄道会社名・駅名）を、近畿圏外の場合は都道府県名・市町村名を、外国の場合は「外国」とお答えください。 ()

Q54. あなたの母親の出身地はどちらですか。出身地とは 15 歳までに主に過ごされたところとお考えください。近畿圏内の場合は鉄道の最寄駅（鉄道会社名・駅名）を、近畿圏外の場合は都道府県名・市町村名を、外国の場合は「外国」とお答えください。 ()

Q55. 両親の続柄は次のどちらですか。父親

1. 一人っ子である **9.3%(46)** 2. 一人っ子以外の長男である **51.8%(255)** 3. それ以外である **38.8%(191)** NA(4)

Q56. 母親

1. 一人っ子である **6.9%(34)** 2. 女だけの姉妹の長女である **24.4%(120)** 3. それ以外である **68.7%(338)** NA(4)

Q57. 両親の最終学歴は次のどちらですか。父親

1. 中学 **1.4%(7)** 2. 高校 **22.4%(110)** 3. 高専・短大・専門学校 **12.0%(59)** 4. 大学・大学院 **64.2%(315)** NA(5)

Q58. 母親

1. 中学 **0.4%(2)** 2. 高校 **23.7%(116)** 3. 高専・短大・専門学校 **41.8%(205)** 4. 大学・大学院 **34.1%(167)** NA(6)

Q59. 現在、あなたの父親の職業は次のどちらですか。

1. 自営 **18.6%(91)** 2. 勤め **73.6%(359)** 3. パート・アルバイト・派遣等（①控除や扶養の範囲を超える） **0.4%(2)**
4. パート・アルバイト・派遣等（②控除や扶養の範囲内） **0.6%(3)** 5. 無職・専業主夫 **2.7%(13)**
6. その他 **4.1%(20)** NA(8)

Q60. 父親が働いている方にお聞きします。父親の職場はどちらにありますか。近畿圏内の場合は鉄道の最寄駅（鉄道会社名・駅名）を、近畿圏外の場合は都道府県名・市町村名を、外国の場合は「外国」とお答えください。 ()

Q61. その職場の郵便番号をお答えください。

(ハイフンをつけずに半角数字のみでお答えください。わからない場合は日本郵便の HP でご確認ください。こちらです <http://www.post.japanpost.jp/zipcode/>) どうしてもわからない場合は「わからない」と回答欄にお書きください。(例) ○6628501 ×662-8501 ×6 6 2 8 5 0 1 ()

Q62. 父親の主な通勤手段をひとつだけお答えください。

1. 電車 **38.0%(172)** 2. 徒歩・自転車 **15.5%(70)** 3. 原付・バイク **3.1%(14)** 4. バス **1.3%(6)** 5. 自動車 **42.2%(191)** NA(43)

Q63. 父親の通勤（家から職場まで）にかかる総所要時間を片道でお答えください。（単位は分で、半角数字のみでお答えください。） **平均:値:44.63 分 最小値:3 分 最大値:209 分 標準偏差:29.5526** (有効ケース数:397)

Q64. あなたの父親は、普段仕事のある日には何時何分に家を出発されますか。平均的な出勤時間をお答えください。半角数字のみで、「午前」「午後」を使わずにお答えください。

(例 1) 午前 7 時 30 分の場合: ○7 30 ×7 3 0 ×午前 7 30 ×七 三十

(例 2) 午後 6 時 45 分の場合: ○18 45 ×1 8 4 5 ×午後 6 45 ×十八 四十五
()

Q65. あなたの父親は、普段仕事のある日には何時何分にご帰宅されますか。平均的な帰宅時間をお答えください。半角数字のみで、「午前」「午後」を使わずにお答えください。

(例 1) 午前 7 時 30 分の場合: ○7 30 ×7 3 0 ×午前 7 30 ×七 三十

(例 2) 午後 6 時 45 分の場合: ○18 45 ×1 8 4 5 ×午後 6 45 ×十八 四十五
()

Q66. 現在、あなたの母親の職業は次のどちらですか。

1. 自営 **7.8%(38)** 2. 勤め **21.1%(103)** 3. パート・アルバイト・派遣等（①控除や扶養の範囲を超える） **10.4%(51)**
4. パート・アルバイト・派遣等（②控除や扶養の範囲内） **26.2%(128)** 5. 無職・専業主婦 **32.7%(160)**
6. その他 **1.8%(9)** NA(7)

Q67. 母親が働いている方にお聞きします。父親の職場はどちらにありますか。近畿圏内の場合は鉄道の最寄駅（鉄道会社名・駅名）を、近畿圏外の場合は都道府県名・市町村名を、外国の場合は「外国」とお答えください。()

Q68. その職場の郵便番号をお答えください。（ハイフンをつけずに半角数字のみでお答えください。わからない場合は日本郵便の HP でご確認ください。こちらです <http://www.post.japanpost.jp/zipcode/>) どうしてもわからない場合は「わからない」と回答欄にお書きください。(例) ○6628501 ×662-8501
×6 6 2 8 5 0 1 ()

Q69. 母親の主な通勤手段をひとつだけお答えください。

1. 電車 **13.6%(43)** 2. 徒歩・自転車 **38.5%(122)** 3. 原付・バイク **2.2%(7)** 4. バス **2.2%(7)** 5. 自動車 **43.5%(138)** NA・非(179)

Q70. 母親の通勤（家から職場まで）にかかる総所要時間を片道でお答えください。（単位は分で、半角数字のみでお答えください。） 平均:値:24.49 分 最小値:3 分 最大値:120 分 標準偏差:18.084（有効ケース数:300）

Q71. あなたの母親は、普段仕事のある日には何時何分に家を出発されますか。平均的な出勤時間をお答えください。半角数字のみで、「午前」「午後」を使わずにお答えください。（ ）

Q72. あなたの母親は、普段仕事のある日には何時何分にご帰宅されますか。平均的な帰宅時間をお答えください。半角数字のみで、「午前」「午後」を使わずにお答えください。（ ）

Q73. あなたの父親はスマートフォンもしくはガラケーを持っていますか。

1. スマートフォンだけを持っている **64.5%(302)** 2. ガラケーだけを持っている **17.7%(83)**
3. 両方持っている **16.2%(76)** 4. 両方持っていない **1.5%(7)** NA(28)

Q74. あなたの母親はスマートフォンもしくはガラケーを持っていますか。

1. スマートフォンだけを持っている **82.1%(398)** 2. ガラケーだけを持っている **13.0%(63)**
3. 両方持っている **4.1%(20)** 4. 両方持っていない **0.8%(4)** NA(11)

Q75. あなたの父方の祖父母についてお聞きます。あなた自身では分からないことがあれば、両親に聞いて回答してください。祖父母が離縁している場合は、あなたのご家庭と関係の強い方についてのみお答えください。祖父母ともいらっしゃらない場合は、【★】の質問へお進みください。父方の祖父はご健在ですか。

1. 健在である **47.2%(228)** 2. 他界した **52.8%(255)** NA(13)

Q76. 父方の祖父がご健在の場合は、現在の年齢をお答えください。単位をつけずに、半角数字でご記入ください。

平均:値:78.86 歳 最小値:65 歳 最大値:92 歳 標準偏差:4.829（有効ケース数:220）

Q77. 父方の祖母はご健在ですか。1. 健在である **73.0%(351)** 2. 他界した **27.0%(130)** NA(15)

Q78. 父方の祖母がご健在の場合は、現在の年齢をお答えください。単位をつけずに、半角数字でご記入ください。

平均:値:78.17 歳 最小値:62 歳 最大値:94 歳 標準偏差:5.649（有効ケース数:341）

Q79. 父方の祖父の出身地はどちらですか。日本国内の場合は都道府県名を、外国の場合は「外国」をお選びください。出身地とは 15 歳までに主に過ごされたところとお考えください。
()

Q80. 父方の祖母の出身地はどちらですか。日本国内の場合は都道府県名を、外国の場合は「外国」をお選びください。出身地とは 15 歳までに主に過ごされたところとお考えください。
()

Q81. 現在、父方の祖父は、介護を受けていますか。

1. 介護を受けている（要介護認定あり） **5.7%(13)** 2. 介護を受けている（要介護認定なし） **2.6%(6)**
3. 介護を受けている（介護認定についてはわからない） **5.3%(12)** 4. 介護は受けていない **86.3%(196)** NA・非(269)

Q82. 現在、父方の祖母は、介護を受けていますか。

1. 介護を受けている（要介護認定あり） **7.8%(27)** 2. 介護を受けている（要介護認定なし） **1.7%(6)**
3. 介護を受けている（介護認定についてはわからない） **4.9%(17)** 4. 介護は受けていない **85.6%(297)**
NA・非(149)

Q83. 父方の祖父が現在お住まいの場所は次のどれに当てはまりますか。

1. 家、自宅 **91.7%(209)** 2. 介護施設（特養、老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅など） **4.4%(10)**
3. 病院・医療施設 **1.3%(3)** 4. その他 **2.6%(6)** NA・非(268)

Q84. 父方の祖母が現在お住まいの場所は次のどれに当てはまりますか。

1. 家、自宅 **89.4%(312)** 2. 介護施設（特養、老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅など） **6.3%(22)**
3. 病院・医療施設 **2.0%(7)** 4. その他 **2.3%(8)** NA・非(147)

Q85. 上の祖父または祖母の質問で「1. 家、自宅」と答えた方にお聞きします（祖父・祖母のいずれかだけが「1.」の場合でもお答えください）。そのお宅は、どちらにありますか。近畿圏内の場合は鉄道の最寄駅（鉄道会社名・駅名）を、近畿圏外の場合は都道府県名・市町村名を、外国の場合は「外国」とお答えください。 ()

Q86. そのお宅の住所地の郵便番号をお答えください。

（ハイフンをつけずに半角数字のみでお答えください。わからない場合は日本郵便の HP でご確認ください。こちらです <http://www.post.japanpost.jp/zipcode/>）

（例）○6628501 ×662・8501 ×6 6 2 8 5 0 1 ()

Q87. あなたは、この 1 年間（昨年 7 月 1 日から今年 6 月 30 日の間）に、何回くらい祖父母のお宅を訪問しましたか。

- Q88. あなたが現在の住居から祖父母のお宅へ行く場合、最もよく使われる主要な交通手段は次のどちらですか。

- Q89. あなたが現在の住居から祖父母のお宅へ行く場合、日頃使う交通手段でかかる総所要時間は片道でどのくらいですか。(単位は分で、半角数字のみでお答えください。)

【★】Q90. あなたの母方の祖父母についてお聞きします。あなた自身では分からないことがあれば、両親に聞いて回答してください。祖父母が離縁している場合は、あなたのご家庭と関係の強い方についてのみお答えください。祖父母ともいらっしゃらない場合は、【★★】の質問へお進みください。母方の祖父はご健在ですか。

- Q91. 母方の祖父がご健在の場合は、現在の年齢をお答えください。単位をつけずに、半角数字でご記入ください。

Q92. 母方の祖母はご健在ですか。 1. 健在である **84.0%(393)** 2. 他界した **16.0%(75)** NA(28)

Q93. 母方の祖母がご健在の場合は、現在の年齢をお答えください。単位をつけずに、半角数字でご記入ください。

Q94. 母方の祖父の出身地はどちらですか。日本国内の場合は都道府県名を、外国の場合は「外国」をお選びください。出身地とは 15 歳までに主に過ごされたところとお考えください。

Q95. 母方の祖母の出身地はどちらですか。日本国内の場合は都道府県名を、外国の場合は「外国」をお選びください。出身地とは 15 歳までに主に過ごされたところとお考えください。

– 88 –

1. 介護を受けている（要介護認定あり） **2.8%(8)** 2. 介護を受けている（要介護認定なし） **1.4%(4)**
3. 介護を受けている（介護認定についてはわからない） **2.4%(7)** 4. 介護は受けていない **93.4%(271)**
NA・非(206)

1. 介護を受けている（要介護認定あり） **4.4%(19)** 2. 介護を受けている（要介護認定なし） **0.7%(3)**
3. 介護を受けている（介護認定についてはわからない） **2.3%(10)** 4. 介護は受けていない
92.5%(396) NA・非(68)

1. 家、自宅 **77.8%(263)** 2. 介護施設（特養、老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅など） **1.5%(5)**
3. 病院・医療施設 **1.2%(4)** 4. その他 **19.5%(66)** NA: 非(158)

1. 家、自宅 **94.6%(369)** 2. 介護施設（特養、老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅など） **1.8%(7)**
3. 病院・医療施設 **1.5%(6)** 4. その他 **2.1%(8)** NA・非(106)

(ハイフンをつけずに半角数字のみでお答えください。わからない場合は日本郵便の HP でご確認ください。こちらです <http://www.post.japanpost.jp/zipcode/>)

Q102. あなたは、この1年間（昨年7月1日から今年6月30日の間）に、何回くらい祖父母のお宅を訪問しましたか。

1. 週 1 回以上 **9.8%(44)** 2. 月 1 回以上 **14.7%(66)** 3. 年 3 回以上 **33.7%(151)** 4. 年 2 回 **17.0%(76)**

5. 年 1 回 **12.1%(54)** 6. 訪問していない **12.7%(57)** NA(48)

1. 徒歩 9.6%(43) 2. 自転車 10.3%(46) 3. バイク・原付 0.4%(2) 4. バス 4.0%(18) 5. 自動車 45.5%(203)

6. 電車 **20.2%(90)** 7. その他 **9.9%(44)** NA(**50**)

Q104. あなたが現在の住居から祖父母のお宅へ行く場合、日頃使う交通手段でかかる総所要時間は片道でどのくらいですか。(単位は分で、半角数字のみでお答えください。)

平均:値:85.68 分 最小値:3 分 最大値:720 分 標準偏差:103.62 (有効ケース数:397)

【★★】 Q105. 最近 5 年間で、あなたは父親の家系のお墓に墓参りをしたことがありますか。

1. ある **69.9%(339)** 2. ない **30.1%(146)** NA(11)

Q106. あなたの父親の家系のお墓はどこにありますか。都道府県名・市町村名をお答えください。外国の場合は「外国」とお答えください。ご両親もわからない場合は、「わからない」とご記入ください。
()

Q107. 最近 5 年間で、あなたは母親の家系のお墓に墓参りをしたことがありますか。

1. ある **57.7%(278)** 2. ない **42.3%(204)** NA(14)

Q108. あなたの母親の家系のお墓はどこにありますか。都道府県名・市町村名をお答えください。外国の場合は「外国」とお答えください。ご両親もわからない場合は、「わからない」とご記入ください。
()

学生家族実態調査 2016.11 単純集計表

2016 年 11 月実施 (11/24LUNA 締切) 「都市社会学 B」受講者対象
(N=419)

Q1. あなたの学年をお答えください。

1. 1 年生 **33.5%(137)** 2. 2 年生 **40.6%(166)** 3. 3 年生 **18.1%(74)**
4. 4 年生 **7.6%(31)** 5. 院生 **0.0%(0)** 6. 聴講生・その他 **0.2%(1)** NA(10)

Q2. あなたの年齢をお答えください。(単位をつけずに半角数字のみでお答えください。以下、すべて数値で答える場合は同様にしてください。「万」「千」なども用いないでください)

平均値:**19.84 歳** 最小値:**18 歳** 最大値:**28 歳** 標準偏差:**1.220** (有効ケース数 408)

Q3. あなたの性別をお答えください。 1. 男 **50.9%(208)** 2. 女 **49.1%(201)** NA(10)

Q4. あなたは実家生ですか、下宿生ですか。

1. 実家生 **69.2%(283)** 2. 下宿生 **30.1%(123)** 3. 寮生 **0.7%(3)** NA(10)

Q5. これよりあなたの両親についてお聞きます。あなた自身でわからない場合は、両親に聞いて回答してください。あなたの父親は健在ですか。 1. 健在である **97.5%(397)** 2. 他界した **2.5%(10)**
NA(12)

Q6. あなたの母親は健在ですか。 1. 健在である **98.8%(402)** 2. 他界した **1.2%(5)** NA(12)

Q7. 父親と母親のご関係について以下からお選びください。

1. 夫婦である **92.4%(377)** 2. 離別した **5.1%(21)** 3. 死別した **2.5%(10)** NA(11)

Q8. 父親の現在の年齢をお答えください。離別・死別した場合は「いない」と記入してください。

平均値:**51.78 歳** 最小値:**41 歳** 最大値:**68 歳** 標準偏差:**4.507** (有効ケース数 384)

Q9. 母親の現在の年齢をお答えください。離別・死別した場合は「いない」と記入してください。

平均値:**49.77 歳** 最小値:**38 歳** 最大値:**65 歳** 標準偏差:**4.073** (有効ケース数 400)

Q10. 父親が結婚された時の年齢をお答えください。

平均値:**28.21 歳** 最小値:**19 歳** 最大値:**48 歳** 標準偏差:**3.986** (有効ケース数 404)

Q11. 母親が結婚された時の年齢をお答えください。

平均値:**26.16 歳** 最小値:**19 歳** 最大値:**43 歳** 標準偏差 **3.372** (有効ケース数 405)

Q12. 父親の出身地はどちらですか都道府県と市町村をお答えください。出身地とは 15 歳までに主に過ごされたところとお考えください。外国の場合は「外国」とお答えください。都道府県（ ） 市町村（ ）

Q13. 母親の出身地はどちらですか都道府県と市町村をお答えください。出身地とは 15 歳までに主に過ごされたところとお考えください。外国の場合は「外国」とお答えください。都道府県（ ） 市町村（ ）

Q14. 父親の兄弟姉妹は何人ですか？父親を含めて人数をお答えください。

平均値:2.41 人 最小値:0 人 最大値:8 人 標準偏差:0.916 （有効ケース数 410）

Q15. 父親の続柄は次のどちらですか。

1. 一人っ子である **8.8%(36)**
2. 一人っ子以外の長男である **55.4%(226)**
3. それ以外である **35.8%(146)** NA(11)

Q16. 母親の兄弟姉妹は何人ですか？母親を含めて人数をお答えください。

平均値:2.37 人 最小値:0 人 最大値:9 人 標準偏差:0.842 （有効ケース数 409）

Q17. 母親の続柄は次のどちらですか。

1. 一人っ子である **7.6%(31)**
2. 女だけの姉妹の長女である **22.2%(91)**
3. それ以外である **70.2%(288)** NA(9)

Q18. 父親の最終学歴は次のどちらですか。

1. 中学 **1.7%(7)**
2. 高校 **23.1%(94)**
3. 高専・短大・専門学校 **11.1%(45)**
4. 大学 **64.1%(261)** NA(12)

Q19. 母親の最終学歴は次のどちらですか。

1. 中学 **0.7%(3)**
2. 高校 **23.5%(96)**
3. 高専・短大・専門学校 **44.4%(181)**
4. 大学 **31.4%(128)** NA(11)

Q20. 両親が知り合ったきっかけは以下のどちらですか。

1. 学校（幼なじみ、小・中・高校） **6.8%(28)**
2. 大学（短大）および大学時代の活動を通じて **11.0%(45)**
3. 職場や仕事を通じて **35.7%(146)**
4. 地元の知人・友人（同郷）を通じて **8.1%(33)**
5. 学校の知人・友人（同窓）を通じて **4.6%(19)**
6. 職場の知人・友人を通じて **7.3%(30)**
7. お見合い **11.7%(48)**

8. その他 **14.7(60)** NA(10)

Q21. 両親のお子さんは全部で何人ですか。

平均値:**2.20** 人 最小値:**1** 人 最大値:**5** 人 標準偏差:**0.660** (有効ケース数 410)

Q22. 第一子の年齢をお答えください。

平均値:**21.87** 歳 最小値:**18** 歳 最大値:**32** 歳 標準偏差:**2.833** (有効ケース数 410)

Q23. 第二子の年齢をお答えください。(いなければ空欄)

平均値:**19.01** 歳 最小値:**7** 歳 最大値:**36** 歳 標準偏差:**3.135** (有効ケース数 365)

Q24. 第三子の年齢をお答えください。(いなければ空欄)

平均値:**17.20** 歳 最小値:**2** 歳 最大値:**35** 歳 標準偏差:**4.207** (有効ケース数 110)

Q25. 第四子以降がいれば、それぞれの年齢を「、」で区切ってお答えください。(いなければ空欄)

平均値:**5.36** 歳 最小値 **1** 歳 最大値:**10** 歳 標準偏差:**2.908** (有効ケース数 11)

Q26. 両親が現在住まわれている住居についてお聞きます(あなたが帰る実家とお考えください)。その住居は次のどちらですか。

1. 持ち家一戸建て **65.4%(268)** 2. 持ち家マンション **21.2%(87)**
3. 賃貸の一戸建て **2.9%(12)** 4. 都市再生機構・公社などの賃貸住宅 **0.0%(0)**
5. 賃貸のマンション **7.6%(31)** 6. アパート **0.2%(1)**
7. 公営住宅(県営・市営) **1.2%(5)** 8. 社宅 **0.7%(3)** 9. その他 **0.7%(3)** NA(9)

Q27. その住居はどちらにありますか。近畿圏内の場合は鉄道の最寄駅(鉄道会社名・駅名)を、近畿圏外の場合は都道府県名・市町村名を、外国の場合は「外国」とお答えください。

(例 1) 近畿圏内の場合: 阪急夙川駅、 JR 草津駅 など

(例 2) 近畿圏外の場合: 岡山県岡山市、 北海道釧路市 など

()

Q28. その住居はどちらにありますか。郵便番号でお答えください。(ハイフンをつかずに半角数字のみでお答えください。分からない場合は日本郵便の HP でご確認ください。こちら <http://www.post.japanpost.jp/zipcode/>) ()

Q29. 現在その住居と一緒に住まいになっている方は全部で何人ですか。

平均値:**3.61** 人 最小値:**1** 人 最大値:**6** 人 標準偏差:**1.094** (有効ケース数 408)

Q30. 現在その住居と一緒に住まいになっている方を次の中からすべてお答えください。

1. 父親 2. 母親 3. 第1子 4. 第2子 5. 第3子 6. 第4子以降の子ども 7. 父親の父
8. 父親の母 9. 母親の父 10. 母親の母 11. 両親の孫 12. その他の親族 13. その他

Q31. 両親が現在住まわれている住居に住み始めたのは、父親が何歳の時ですか。

平均値:35.47歳 最小値:0歳 最大値:59歳 標準偏差:11.335 (有効ケース数 396)

Q32. 両親が現在住まわれている住居に住み始めたのは、母親が何歳の時ですか。

平均値:34.98歳 最小値:0歳 最大値:59歳 標準偏差:7.641 (有効ケース数 400)

Q33. 両親が現在の住居に入居した主なきっかけは何ですか。

1. 結婚前からどちらかが住んでいる 6.1%(25) 2. 結婚 16.5%(67) 3. 就職 0.7%(3)
4. 転勤 9.8%(40) 5. 妊娠や出産 6.4%(26) 6. 子どもの入学 9.8%(40)
7. 子どもの成長 24.3%(99) 8. 離婚 1.7%(7) 9. 退職後の状況変化 0.7%(3)
10. 地震や災害 1.7%(7) 11. 親の世話や介護 2.7%(11) 12. その他 19.4%(79) NA(12)

Q34. 両親は、現在の住居を選定するにあたって、次の①～⑤の要因をどの程度考慮しましたか。

①実家との距離

1. 非常に考慮した 24.2%(96) 2. やや考慮した 38.9%(154)
3. あまり考慮せず 20.2%(80) 4. 全く考慮せず 16.7%(66) NA(23)

Q35. ②通勤の便がよいこと

1. 非常に考慮した 25.0%(99) 2. やや考慮した 43.4%(172)
3. あまり考慮せず 19.2%(76) 4. 全く考慮せず 12.4%(49) NA(23)

Q36. ③子どもの教育環境（学区・校区など）がよいこと

1. 非常に考慮した 33.8%(134) 2. やや考慮した 41.9%(166)
3. あまり考慮せず 14.9%(59) 4. 全く考慮せず 9.3%(37) NA(23)

Q37. ④住居の間取り、設備（セキュリティなど）の充実

1. 非常に考慮した 37.3%(148) 2. やや考慮した 41.3%(164)
3. あまり考慮せず 16.1%(64) 4. 全く考慮せず 5.3%(21) NA(22)

Q38. ⑤住居周辺の生活環境（商業施設や施設など）がよいこと

1. 非常に考慮した 33.3%(132) 2. やや考慮した 40.9%(162)
3. あまり考慮せず 18.2%(72) 4. 全く考慮せず 7.6%(30) NA(23)

Q39. 上記の①～⑤の中で、住居選定に際して最も重要であったものはどれですか。

1. 実家との距離 **22.1%(88)**
2. 通勤の便がよいこと **17.8%(71)**
3. 子どもの教育環境（学区・校区など）がよいこと **28.8%(115)**
4. 住居の間取り、設備（セキュリティーなど）の充実 **12.8%(51)**
5. 住居周辺の生活環境（商業施設や施設など）がよいこと **18.5%(74)** NA(20)

Q40. 両親の前住居についてお聞きします。（前住居とは、現在の住居の直前に住んでいたところとお考えください。）前住居はどちらですか。都道府県と市町村でお答えください。前住居が同じ市町村内の場合でもお答えください。前住居がない場合は「なし」と記入してください。（ ）都道府県（ ）市町村

Q41. その住居は次のどちらですか。

1. 持ち家一戸建て **22.6%(80)**
2. 持ち家マンション **8.5%(30)**
3. 賃貸の一戸建て **7.3%(26)**
4. 都市再生機構・公社などの賃貸住宅 **2.8%(10)**
5. 賃貸のマンション **31.6%(112)**
6. アパート **13.8%(49)**
7. 公営住宅（県営・市営） **3.4%(12)**
8. 社宅 **7.9%(28)**
9. その他 **2.0%(7)** NA(65)

Q42. 現在の両親の家計（収入）はどのように構成されていますか。家計全体を10とした場合、それぞれの割合を整数でお答えください。すべて足し合わせて10になるように入力してください。

例：父親の収入が6割、母親のパート収入4割 →父親（6）母親（4）

父親の勤労所得	（ ）
母親の勤労所得	（ ）
行政の支援（生活保護など）	（ ）
父方の父母（祖父母）からの援助	（ ）
母方の父母（祖父母）からの援助	（ ）
不労所得・財産所得	（ ）
その他	（ ）

Q43. 両親のご家族についてお聞きします。現在、両親は家族の世話をしたり面倒をみたりしていますか。以下の状況についてそれぞれお答えください。a 父親の健康問題や障がいの世話

1. している **10.6%(41)**
2. していない **89.4%(347)** NA・非(31)

Q44. b 母親の健康問題や障がいの世話

1. している **11.9%(47)**
2. していない **88.1%(348)** NA・非(24)

Q45. c 子どもの健康問題や障がいの世話

1. している **13.2%(53)**
2. していない **86.8%(349)** NA(17)

Q46. d 子どもの育児の世話

1. している **39.6%(159)** 2. していない **60.4%(243)** NA(17)

Q47. e 孫の育児の世話

1. している **7.8%(31)** 2. していない **92.2%(368)** NA(20)

Q48. f 父親の父母の健康問題や介護の世話

1. している **19.9%(80)** 2. していない **80.1%(322)** NA(17)

Q49. g 母親の父母の健康問題や介護の世話

1. している **26.4%(106)** 2. していない **73.6%(296)** NA(17)

Q50. 現在、父親が最も心配していることは何ですか。ひとつだけ選んでください。

1. 自身の健康 **14.8%(57)** 2. 家族の健康 **18.7%(72)** 3. 子どもの教育や将来 **31.7%(122)**
4. 職場・仕事上のこと **13.5%(52)** 5. 家族関係（子ども、親、夫婦） **4.7%(18)**
6. 親戚関係 **1.3%(5)** 7. 地域のこと（近隣関係、町内会など） **0.3%(1)**
8. 経済的なこと **7.0%(27)** 9. 友人など人間関係 **0.0%(0)** 10. その他 **8.1%(31)** NA・非(34)

Q51. 現在、母親が最も心配していることは何ですか。ひとつだけ選んでください。

1. 自身の健康 **6.5%(26)** 2. 家族の健康 **22.1%(89)** 3. 子どもの教育や将来 **43.5%(175)**
4. 職場・仕事上のこと **3.7%(15)** 5. 家族関係（子ども、親、夫婦） **6.2%(25)**
6. 親戚関係 **1.7%(7)** 7. 地域のこと（近隣関係、町内会など） **0.0%(0)**
8. 経済的なこと **9.2%(37)** 9. 友人など人間関係 **0.0%(0)** 10. その他 **4.5%(18)** NA・非(27)

Q52. 父親の平日の睡眠時間は1日平均何時間ですか。（単位は時間で、0.5単位でお答えください）

（例）6時間30分の場合： ○6.5 ×6.3 ×390

平均値:**6.45** 時間 最小値:**4** 時間 最大値:**10** 時間 標準偏差:**0.946** （有効ケース数 377）

Q53. 母親の平日の睡眠時間は1日平均何時間ですか。

平均値:**6.20** 時間 最小値:**3** 時間 最大値:**9** 時間 標準偏差:**0.936** （有効ケース数 390）

Q54. 父親の趣味は何ですか。複数ある場合は、すべて具体的に記入してください。

（例：水泳、山登り、自転車、読書、テレビ、海外ドラマ、カメラ、スポーツ観戦、ゴルフ、フットサル、ポケモンGO、ゲーム、プラモデル、パチンコ、競馬、釣り、ギター、ラジオ、K-pop、カラオケ、懸賞、ドライブ、買い物、映画鑑賞、温泉、旅行、料理、手芸、美容、ランチ、筋トレ etc...）
()

Q55. 母親の趣味は何ですか。複数ある場合は、すべて記入してください。

()

Q56. 父親は、社会活動・グループ活動・サークル活動（例：町内会の役員、PTA 役員、フットサルサークル、草野球の会、ママさんバレーボールチーム、読書会、ボランティア活動など）や、習い事（例：スポーツジム、料理教室、ゴルフ教室、英会話レッスンなどお金を払って習うもの）に参加していますか。

参加しているものをすべて記入してください。

()

Q57. 母親は、社会活動・グループ活動・サークル活動（例：町内会の役員、PTA 役員、フットサルサークル、草野球の会、ママさんバレーボールチーム、読書会、ボランティア活動など）や、習い事（例：スポーツジム、料理教室、ゴルフ教室、英会話レッスンなどお金を払って習うもの）に参加していますか。

参加しているものをすべて記入してください。

()

Q58. 現在、父親の職業は次のどちらですか。

1. 自営 **18.3%(71)** 2. 勤め **78.9%(307)**
3. パート・アルバイト・派遣等（①控除や扶養の範囲を超える） **0.3%(1)**
4. パート・アルバイト・派遣等（②控除や扶養の範囲内） **0.3%(1)**
5. 無職・専業主夫 **0.8%(3)** 6. その他 **1.5%(6)** NA・非(30)

Q59. 前の質問で「1、2、3、4」を答えた方にお聞きます。現在、父親の職種はどちらですか？

1. メーカー **23.7%(90)** 2. 建設・住宅 **12.9%(49)** 3. 金融・保険 **7.7%(29)**
4. 商社 **6.1%(23)** 5. 医療・介護 **4.2%(16)** 6. 交通・運輸 **4.0%(15)**
7. 情報・通信 **4.5%(17)** 8. 飲食 **3.4%(13)** 9. その他サービス **10.6%(40)**
10. 教員 **5.3%(20)** 11. 公務員 **8.4%(32)** 12. その他 **9.2%(35)** NA・非(40)

Q60. 父親が働いている方にお聞きます。父親の現在の職場はどちらにありますか。近畿圏内の場合は鉄道の最寄駅（鉄道会社名・駅名）を、近畿圏外の場合は都道府県名・市町村名を、外国の場合は「外国」とお答えください。（例 1）近畿圏内の場合： 阪急夙川駅、 JR 草津駅 など

（例 2）近畿圏外の場合： 岡山県岡山市、 北海道釧路市 など

()

Q61. その職場の郵便番号でお答えください。ハイフンをつけずに半角数字のみでお答えください。わからない場合は日本郵便の HP でご確認ください。こちらです <http://www.post.japanpost.jp/zipcode/> どうしてもわからない場合は「わからない」と回答欄にお書きください。（例）○6628501 ×662-8501

×6 6 2 8 5 0 1 ()

Q62. 父親の主な通勤手段をひとつだけお答えください。

1. 電車 **37.0%(141)** 2. 徒歩・自転車 **13.9%(53)** 3. 原付・バイク **4.5%(17)**
4. バス **3.4%(13)** 5. 自動車 **41.2%(157)** NA・非(38)

Q63. 父親の通勤（家から職場まで）にかかる総所要時間を片道でお答えください。（単位は分で、半角数字のみでお答えください。）

（例）1時間30分の場合：○90 ×90分 ×九十 ×1時間30分 ×1.5

平均値:38.18分 最小値:0分 最大値:120分 標準偏差:28.797 （有効ケース数 369）

Q64. 父親は、普段仕事のある日には何時何分に家を出発されますか。平均的な出勤時間をお答えください。半角数字のみで、「午前」「午後」を使わずにお答えください。働いていない場合は「なし」と記入してください。（例）午前7時30分の場合：○7 30 ×7 30 ×午前7 30 ×七 三十
()

Q65. 父親は、普段仕事のある日には何時何分にご帰宅されますか。平均的な帰宅時間をお答えください。半角数字のみで、「午前」「午後」を使わずにお答えください。働いていない場合は「なし」と記入してください。（例）午後6時45分の場合：○18 45 ×1 8 4 5 ×午後6 45 ×十八 四十五
()

Q66. 現在、母親の職業は次のどちらですか。

1. 自営 **5.1%(20)** 2. 勤め **22.6%(89)**
3. パート・アルバイト・派遣等（①控除や扶養の範囲を超える） **12.2%(48)**
4. パート・アルバイト・派遣等（②控除や扶養の範囲内） **29.3%(115)**
5. 無職・専業主婦 **28.5%(112)** 6. その他 **2.3%(9)** NA・非(26)

Q67. 前の質問で「1、2、3、4」を答えた方にお聞きます。現在、母親の職種はどちらですか？

1. メーカー **7.4%(20)** 2. 建設・住宅 **2.2%(6)** 3. 金融・保険 **5.1%(14)** 4. 商社 **1.1%(3)**
5. 医療・介護 **21.0%(57)** 6. 交通・運輸 **2.6%(7)** 7. 情報・通信 **1.1%(3)**
8. 飲食 **7.0%(19)** 9. その他サービス **23.9%(65)** 10. 教員 **7.7%(21)**
11. 公務員 **4.8%(13)** 12. その他 **16.2%(44)** NA・非(147)

Q68. 母親が働いている方にお聞きます。母親の現在の職場はどちらにありますか。近畿圏内の場合は鉄道の最寄駅（鉄道会社名・駅名）を、近畿圏外の場合は都道府県名・市町村名を、外国の場合は「外国」とお答えください。（例1）近畿圏内の場合： 阪急夙川駅、 JR 草津駅 など

（例2）近畿圏外の場合： 岡山県岡山市、 北海道釧路市 など

()

Q69. その職場の郵便番号でお答えください。ハイフンをつけずに半角数字のみでお答えください。わからない場合は日本郵便の HP でご確認ください。こちらです <http://www.post.japanpost.jp/zipcode/> どうしてもわからない場合は「わからない」と回答欄にお書きください。(例) ◯6628501 ×662-8501 ×6 6 2 8 5 0 1 ()

Q70. 母親の主な通勤手段をひとつだけお答えください。

1. 電車 **16.0%(43)** 2. 徒歩・自転車 **36.8%(99)** 3. 原付・バイク **3.0%(8)**
4. バス **4.1%(11)** 5. 自動車 **40.1%(108)** NA・非(150)

Q71. 母親の通勤（家から職場まで）にかかる総所要時間を片道でお答えください。(単位は分で、半角数字のみでお答えください。)

(例) 1 時間 30 分の場合：◯90 ×90 分 ×九十 ×1 時間 30 分 ×1. 5

平均値:23.04 分 最小値:0 分 最大値:90 分 標準偏差:16.554 (有効ケース数 266)

Q72. 母親は、普段仕事のある日には何時何分に家を出発されますか。平均的な出勤時間をお答えください。半角数字のみで、「午前」「午後」を使わずにお答えください。働いていない場合は「なし」と記入してください。(例) 午前 7 時 30 分の場合：◯7 30 ×7 3 0 ×午前 7 30 ×七 三十 ()

Q73. 母親は、普段仕事のある日には何時何分にご帰宅されますか。平均的な帰宅時間をお答えください。半角数字のみで、「午前」「午後」を使わずにお答えください。働いていない場合は「なし」と記入してください。(例) 午後 6 時 45 分の場合：◯18 45 ×1 8 4 5 ×午後 6 45 ×十八 四十五 ()

Q74. 父親は、インターネットを使って商品やサービスの購入をどの程度していますか。

1. 非常によく利用する **13.6%(52)** 2. 時々利用する **30.5%(117)**
3. あまり利用しない **18.8%(72)** 4. まったく利用しない **37.1%(142)** NA・非(36)

Q75. どのようなものを購入しましたか。この半年間で購入したものをできるだけ記入してください。

(例：本、水、電化製品、パソコン周辺機器、株、ホテルの予約、航空券、コンサートチケット)

()

Q76. 母親は、インターネットを使って商品やサービスの購入をどの程度していますか。

1. 非常によく利用する **12.0%(47)** 2. 時々利用する **30.7%(120)**
3. あまり利用しない **16.1%(63)** 4. まったく利用しない **41.2%(161)** NA・非(28)

Q77. どのようなものを購入しましたか。この半年間で購入したものをできるだけ記入してください。

()

1. 健在である **44.5%(177)** 2. 他界した **55.5%(221)** NA・非(21)

平均値:79.32 歳 最小値:52 歳 最大値:94 歳 標準偏差:6.714 (有効ケース数 172)

1. 健在である **72.4%(288)** 2. 他界した **27.6%(110)** NA・非(21)

平均値:78.09 歳 最小値:46 歳 最大値:97 歳 標準偏差 6.436 (有効ケース数 282)

Q83. 父親の母の出身地はどちらですか。日本国内の場合は都道府県名を、外国の場合は「外国」をお選びください。出身地とは15歳までに主に過ごされたところとお考えください。

()

1. 一人または夫婦二人 **56.9%(210)** 2. 両親と同居 **10.6%(39)**
3. 父親のきょうだいと同居 **13.0%(48)** 4. その他 **19.5%(72)** NA(50)

Q85. 現在、父親の父母はどちらにお住まいですか。そのお宅の住所地の郵便番号をお答えください。
（ハイフンをつけずに半角数字のみでお答えください。わからない場合は日本郵便の HP でご確認ください。こちらです [http://www. post. japanpost. jp/zipcode/](http://www.post.japanpost.jp/zipcode/)）父親（母親）と父母が同居している場合は、「同居」とご記入ください。（例）○6628501 ×662-8501 ×6 6 2 8 5 0 1
（ ）

1. 週1回以上 **15.2%(53)** 2. 月1回以上 **18.7%(65)** 3. 年3回以上 **26.7%(93)**
4. 年2回 **9.5%(33)** 5. 年1回 **9.8%(34)** 6. 訪問していない **20.1%(70)** NA・非(71)

Q87. 母親は、この1年間（昨年11月1日から今年10月31日の間）に、何回くらい父親の父母のお宅を訪問しましたか。

1. 週1回以上 **10.5%(37)** 2. 月1回以上 **13.6%(48)** 3. 年3回以上 **25.6%(90)**
4. 年2回 **13.4%(47)** 5. 年1回 **8.8%(31)** 6. 訪問していない **28.1%(99)** NA・非(67)

Q88. 父親が現在の住居から父母のお宅へ行く場合、最もよく使われる主要な交通手段は次のどちらですか。

1. 徒歩 **10.1%(34)** 2. 自転車 **3.9%(13)** 3. バイク・原付 **1.2%(4)** 4. バス **0.0%(0)**
5. 自動車 **61.5%(206)** 6. 電車 **10.1%(34)** 7. その他 **13.1%(44)** NA・非(84)

Q89. 父親が現在の住居から父母のお宅へ行く場合、日頃使う交通手段でかかる総所要時間は片道でどのくらいですか。（単位は分で、半角数字のみでお答えください。）

（例）1時間30分の場合：○90 ×9 0 ×90分 ×九十 ×1時間30分 ×1. 5

平均値:**84.12 歳** 最小値:**0 分** 最大値:**1200 分** 標準偏差:**132.489** （有効ケース数 297）

Q90. ここからは母親の父母についてお聞きます。母親の父はご健在ですか。

1. 健在である **56.3%(224)** 2. 他界した **43.7%(174)** NA・非(21)

Q91. 母親の父がご健在の場合は、現在の年齢をお答えください。単位をつけずに、半角数字でご記入ください。（例）79歳の場合： ○79 ×7 9 ×79歳 ×七九

平均値:**78.78 歳** 最小値:**60 歳** 最大値:**96 歳** 標準偏差:**5.556** （有効ケース数 216）

Q92. 母親の母はご健在ですか。

1. 健在である **83.2%(332)** 2. 他界した **16.8%(67)** NA・非(20)

Q93. 母親の母がご健在の場合は、現在の年齢をお答えください。単位をつけずに、半角数字でご記入ください。（例）79歳の場合： ○79 ×7 9 ×79歳 ×七九

平均値:**76.37 歳** 最小値:**60** 最大値:**96 歳** 標準偏差:**5.526** （有効ケース数 326）

Q94. 母親の父の出身地はどちらですか。日本国内の場合は都道府県名を、外国の場合は「外国」をお選びください。出身地とは15歳までに主に過ごされたところとお考えください。

()

Q95. 母親の母の出身地はどちらですか。日本国内の場合は都道府県名を、外国の場合は「外国」をお選びください。出身地とは15歳までに主に過ごされたところとお考えください。

()

Q96. 現在、母親の父母は誰と住んでおられますか。

1. 一人または夫婦二人 **66.5%(230)** 2. 両親と同居 **8.7%(30)**
3. 母親のきょうだいと同居 **16.8%(58)** 4. その他 **8.1%(28)** NA・非(73)

Q97. 現在、母親の父母はどちらにお住まいですか。そのお宅の住所地の郵便番号をお答えください。

(ハイフンをつけずに半角数字のみでお答えください。わからない場合は日本郵便の HP でご確認ください。こちらです <http://www.post.japanpost.jp/zipcode/>) 父親(母親)と父母が同居している場合は、「同居」とご記入ください。(例) ○6628501 ×662・8501 ×6 6 2 8 5 0 1
()

Q98. 父親は、この1年間(昨年11月1日から今年10月31日の間)に、何回くらい母親の父母のお宅を訪問しましたか。

1. 週1回以上 **7.1%(26)** 2. 月1回以上 **14.7%(54)** 3. 年3回以上 **29.1%(107)**
4. 年2回 **11.1%(41)** 5. 年1回 **14.9%(55)** 6. 訪問していない **23.1%(85)** NA・非(51)

Q99. 母親は、この1年間(昨年11月1日から今年10月31日の間)に、何回くらい母親の父母のお宅を訪問しましたか。

1. 週1回以上 **21.9%(79)** 2. 月1回以上 **23.8%(86)** 3. 年3回以上 **27.7%(100)**
4. 年2回 **6.9%(25)** 5. 年1回 **8.3%(30)** 6. 訪問していない **11.4%(41)** NA・非(58)

Q100. 母親が現在の住居から父母のお宅へ行く場合、最もよく使われる主要な交通手段は次のどちらですか。

1. 徒歩 **10.2%(36)** 2. 自転車 **9.9%(35)** 3. バイク・原付 **0.6%(2)** 4. バス **0.6%(2)**
5. 自動車 **53.8%(190)** 6. 電車 **13.9%(49)** 7. その他 **11.0%(39)** NA・非(66)

Q101. 母親が現在の住居から父母のお宅へ行く場合、日頃使う交通手段でかかる総所要時間は片道どのくらいですか。(単位は分で、半角数字のみでお答えください。)

(例) 1時間30分の場合: ○90 ×9 0 ×90分 ×九十 ×1時間30分 ×1. 5

平均値:67.95分 最小値:0分 最大値:1200分 標準偏差:112.845 (有効ケース数 327)

Q102. 父親の家系のお墓はどこにありますか。都道府県名と市町村名をお答えください。外国の場合は「外国」とお答えください。どうしてもわからない場合は、「わからない」とご記入ください。

()

Q103. 父親は、この1年間(2015年11月1日～2016年10月31日)で、自分の家系のお墓に墓参りをしたことがありますか。

1. ある **73.5%(285)** 2. ない **26.5%(103)** NA・非(31)

Q104. 母親は、この1年間（2015年11月1日～2016年10月31日）で、夫の家系のお墓に墓参りをしたことがありますか。

1. ある **64.3%(254)** 2. ない **35.7%(141)** NA・非(24)

Q105. 母親の家系のお墓はどこにありますか。都道府県名と市町村名をお答えください。外国の場合は「外国」とお答えください。どうしてもわからない場合は、「わからない」とご記入ください。

()

Q106. 父親は、この1年間（2015年11月1日～2016年10月31日）で、妻の家系のお墓に墓参りをしたことがありますか。

1. ある **48.6%(191)** 2. ない **51.4%(202)** NA・非(26)

Q107. 母親は、この1年間（2015年11月1日～2016年10月31日）で、自分の家系のお墓に墓参りをしたことがありますか。

1. ある **63.7%(251)** 2. ない **36.3%(143)** NA・非(25)

Q108. 今回の調査で答えにくかった点があればお書きください。また、気づいた点や改善点などもあればお書きください。

()

東京 23 区便利帳調査研修の経過

2015 年 9 月 8 日と 9 日の二日間にかけて、大谷ゼミのメンバー10 名で東京 23 区の全区役所を回り便利帳を集める研修を行った。本ページはそれらの研修について書き残す。

7 月 27 日 副ゼミ長大地が企画書を提出する。痛々しいオタクキーなデザインで不評を買うも、大谷先生からは文面で評価される。奇しくもこの日は彼の誕生日でもあった。

8 月 3 日 企画会議が始まる。大地が企画説明、話し合った内容は実行日と参加の可否について。

8 月中旬 参加者が確定。大地、山口、扇、中務、西田、鍾、長谷部、益田、山根、的場の計 10 名になった。当初はもっと少ないと見積もっていたが、ゼミの半分になったことはうれしい誤算であった。

8 月 14 日 副ゼミ長は単身東京に遊びに行く。目的は色々あるがついでに今回の研修の下見もしていた。新宿区歌舞伎町のロコミ満足度★★★、30 分 5000 円のお店のフィールドワークを行った。これはとてもいい経験になり、9 月の研修に役に立つだろう。

8 月 31 日 行程表を作成した。三つの班に分け 23 区を分担し、区役所の最寄り駅も調べるなど念入りにどのルートで廻るのかを計画した。

9 月 8 日 LCC のジェットスターで関西空港から成田空港まで飛び立った。降りしきる秋雨のなか、LCC のジェット機は果たして飛ぶのか心配であった。座席はパイプ椅子のような陳腐な素材であるのがその心配に拍車をかける。この時だけは神様の存在を信じたくなる。

2015 年 7 月 27 日

東京 23 区フィールドワークツアー

in2015 夏



大谷ゼミ 19 期

今回のプレゼンター

クミンちゃん

イギリス出身のJK16歳で、現在は留学先等部にて在学中！
■書籍の感想と感想のデモンストラ
■誕生したキャラクター
今回いろいろ喋ってくれるゾ！



企画・大地



AM9:10 成田空港に無事着陸した。まだ何もトラブルは起きていないので、安心してきっていたが、メンバーの一人が財布を空港に忘れる事案が発生し、冷や汗をかくもなんとか東京駅着を果たす。

AM11 : 00 班に分かれて区役所を廻るのを開始した。すぐに副ゼミ長の大地に電話がかかってくる、相手は大谷先生であった。嫌な脂汗を拭きながら電話に応答する。

AM12:00 小雨がふる中、ようやく一つ目の区役所にたどり着いた。「俺ら東京さ行くだ」をハニカミながら、一つ目の便利帳をゲットする。ついでなので、区役所でカレーを食べることにした。「カレーライス」くださいと、食堂のおばちゃんに気前よく頼むと「ポークカレー」が出てきた。関西では何も言わず「ビーフカレー」である。ここで東西の違いを実感する。



PM13 : 30 二つ目の区役所までは道のりが遠かった。やっとの思いでたどり着くと、玄関で大谷先生が待っていた。ここから先生を加えて班行動を行った。

PM18:30 一日目の区役所巡りが終了する。結果は 23 区中 17 区であった。明日は残り 6 区さえ行けば大丈夫と安心してきっていた。

PM20 : 00 ホテルにチェックイン。お酒を飲みすぎてその日晩は号泣していた。

9月9日

AM9 : 00 起床後、朝ごはんを兼ねて築地の場外市場の海鮮丼を食す。まさか一年後にはこの築地がワイドショーの渦中になるとも知らず、2300 円もする高い海鮮丼を食べたあと、各自区役所に廻る。大谷先生とはここでお別れになった。



AM12 : 00 残っていた区役所にたどり着いた。大雨は降るし、傘は壊れるし、バス乗り継ぎが多くてとてもしんどい思いをした。クソ足〇区。

PM14 : 00 全区役所を廻ることができた。皆の協力があってこそその結果にご満足。雨が降る東京でスキップをする副ゼミ長。

PM15 : 00 とりあえずみんなで東京タワーに集まることにした。ずぶ濡れの靴下を乾かしながら、外の景色を見ていると高田延彦が現れた。テレビで見るよりも大きな巨体を目の当たりにして、少し漏らしたことは誰にもまだ言っていない。

PM20 : 00 色々あった東京をあとにして、成田空港から飛び立った。疲れが溜まってなのか機内で睡眠をとることができた。

PM22 : 30 関西空港着。ここで解散となった。無事に家にかえることができたが、時間が遅くなったため、別のところで一泊して帰るメンバーや、間違えて大阪とは逆の和歌山に向かった者もいた。

9月21日 秋学期。総括したパワーポイントの発表と、持ち帰った便利帳をこれからどう分析していくのかという課題もあるなかゼミはスタートした。

何はともあれ、このあとの秋学期のゼミは楽しく進行した。ゼミの研究活動は東京の行政サービスを調べることにシフトしていき、経済、子ども、財政などの分類ごとに班を分けて先生にご指導を賜りながら一歩ずつ研究活動を行っていった。

またクリスマス会やスノボ合宿なども企画してゼミ生同士の懇親を図るイベントが多くあった。

就職活動の時期がこれまでよりも短くなり苦勞するなどあったが、無事皆が卒論を提出して、こうして今回報告書をまとめることができたのは何よりである。



大谷ゼミ 17 期生紹介

次に大谷ゼミの 17 期生のゼミ生紹介を行う。今回卒業したのは男子 13 名、女子 7 名の計 20 名である。各自の自己紹介を行ってもらった。(順不同)

①名前

②好きなもの・趣味

③記憶に残っている開学の授業

④大谷ゼミで記憶に残っていること

【ゼミ長】

①山口峻平

②車、バイク、スキー、スノーボード ③環境問題の社会学 ④みんなで東京研修に行ったこと

【副ゼミ長】

①大地勇佑

②アニメ・ゲーム・お茶

③都市社会学 はじめて大学で受けた授業で緊張した記憶がある（笑）

④放課後の桃鉄。あと先生に説教されて泣いたことは一生記憶に残るかもしれないけど、いい経験だったと思う。

【副ゼミ長】

①北岡真歩

②音楽ライブ ③記憶の社会学 ④先生の誕生日

【個性あふれるゼミ生】

①扇緋呂

②甘い物 ③ボランティアの社会学 ④近況報告

①今井由佳

②ポムポムプリン、ブラックマヨネーズ ③都市社会学 ④近況報告

①益田侑紀

②旅行、映画鑑賞、食べること ③都市社会学 ④先生のサイン会

①寺田絵里可

②旅行、抹茶 ③都市社会学 ④お菓子パーティー

①安原瑞貴

②釣り、原付旅行 ③観光社会学 ④一極集中

①長谷部幸

②旅行、駄菓子 ③観光社会学 ④東京区役所巡り

①下林拓躍

②夜更かし ③インターネットの社会学 ④先生のダメ出し

①中務壮太

②サンドウェッジ ③陳立行さんの授業 ④桃鉄

①本堂博嵩

②旅行 ③島村先生の授業 ④長崎

①稲田昇平

②相撲、陸上、野球 ③社会学史 ④一つには絞れません

①羽豆太洋

②温泉 ③歴史社会学 ④発表からの説教

①谷本墨人

②散歩 ③家族社会学 ④先生の話

①山根朋花

②ウィンドウショッピング ③都市社会学 ④就活中の温かいお言葉

①西田健弘

②三代目 JSB、音楽、ファッション ③社会心理学 ④legacy

①西本亘騎

②ダンス ③都市社会学 ④大阪都構想の話

①的場風音

②マッサージ、チーズケーキ ③岩本茂樹先生の授業 ④先生の可愛いうたた寝♡

編集後記

2015 年の 4 月から始まった大谷ゼミ。最初は馴染めるか不安だったけど、次第に打ち解けあって色々と思い出を残すことができました。私たちがこの大谷ゼミで経験したことは今後の人生の糧になるだろうと思います。

「便利帳」を使って研究活動を行っていくということに、当初は何も見えてこなく、只々ゼミが流れていった日々もありました。しかし、どんな時も先生は興味を引くような面白いお話や適切なアドバイス、学生ひとりひとりに対して愛のこもった叱咤激励をかけていただき、なんとかそれに応えようと努力をしていくことができました。

もちろん、努力の方向性がおかしいと先生にご指摘されることも多々ありましたが、「努力したこと」はしっかりと認めてくださり、次へ改善していくにはどうすれば良いのかと考えることができました。こうした経験が、社会に出たときの問題解決能力の一助になるのではと思っています。

こうして報告書をまとめるまでたどり着けたのは、研究員としてご多忙でありながらもゼミにも度々参加してご助言してくださった松川さん、ゼミに来てくださってありがたいお話をさせていただいた長崎大学の片山先生や徳島大学の矢部先生、便利帳などの質問や依頼に応じてくださった各自治体の担当様、3 月台湾ゼミ旅行でお世話になった皆川さん、院生でありながらも学部生に SPSS の手ほどきをしていただいた家高さんなど、多くの方々のご協力がありました。17 期生を代表してこの場を借りて御礼申し上げます。

そして最後になりましたが、大谷先生には本当にお世話になりました。稚拙なことばかりしてきましたが、それでもしっかりと向き合っていたいただいたお陰で、こうして 2 年間の成果を残すことができました。そして大谷先生から教わったことを胸に秘め、これから各々が進む道を懸命に歩んでいこうと思います。

大谷ゼミ 17 期生一同



2017 年 3 月発行

関西学院大学 社会学部 大谷研究室

〒662-8501 西宮市上ヶ原一番町 1-155

TEL : 0798 (54) 6378